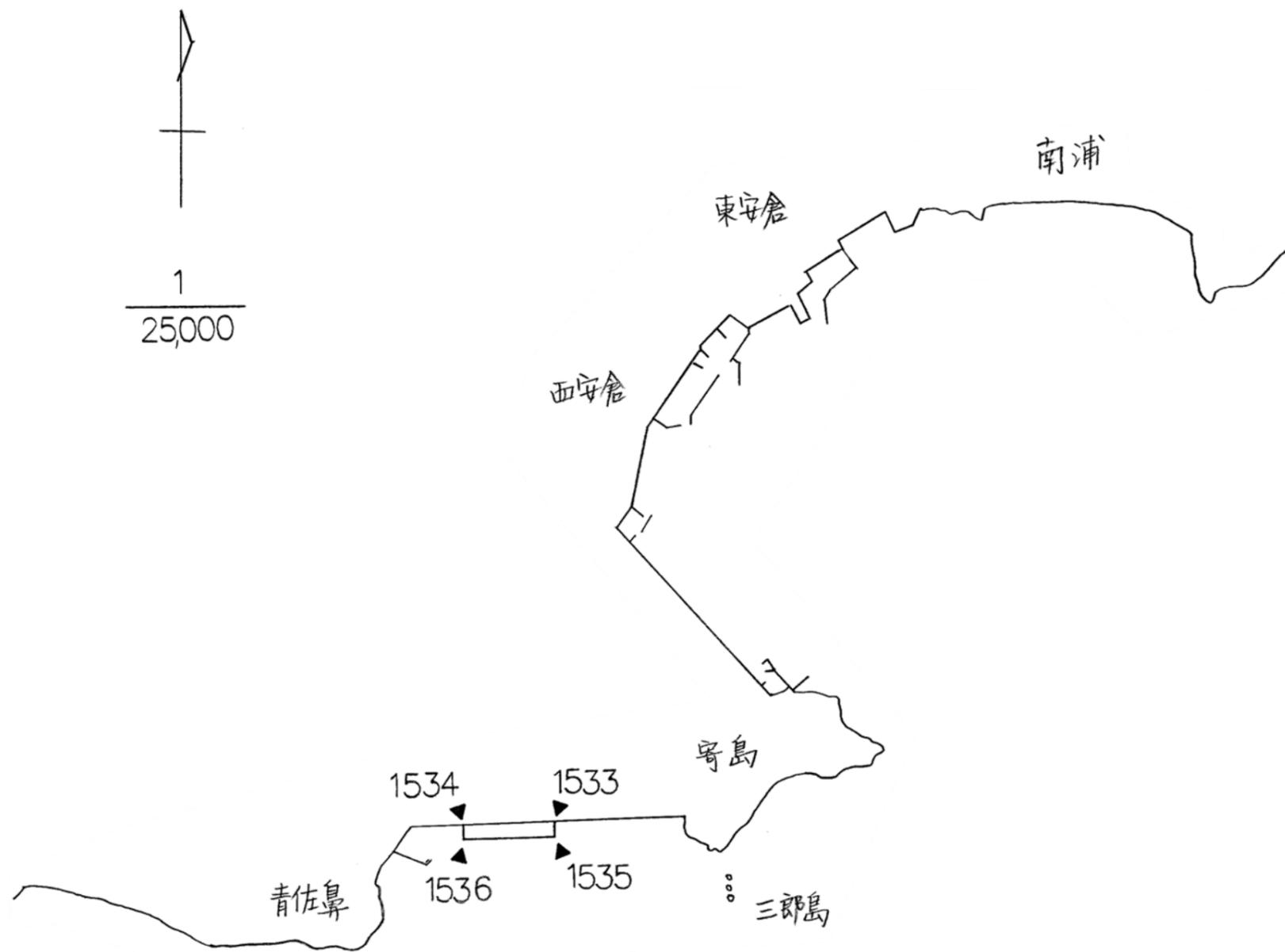


- 1 免許番号 岡共第135号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業権  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1533号、第1534号、第1536号及び基点第1535号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基部  
基点第1534号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西基部  
基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東端  
基点第1536号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南西端
  
- 5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 135 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第136号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町青佐、寄島地先

4 漁場の区域 基点第1508号、点ア、基点第1509号、点イ及び基点  
第1601号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線と  
によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

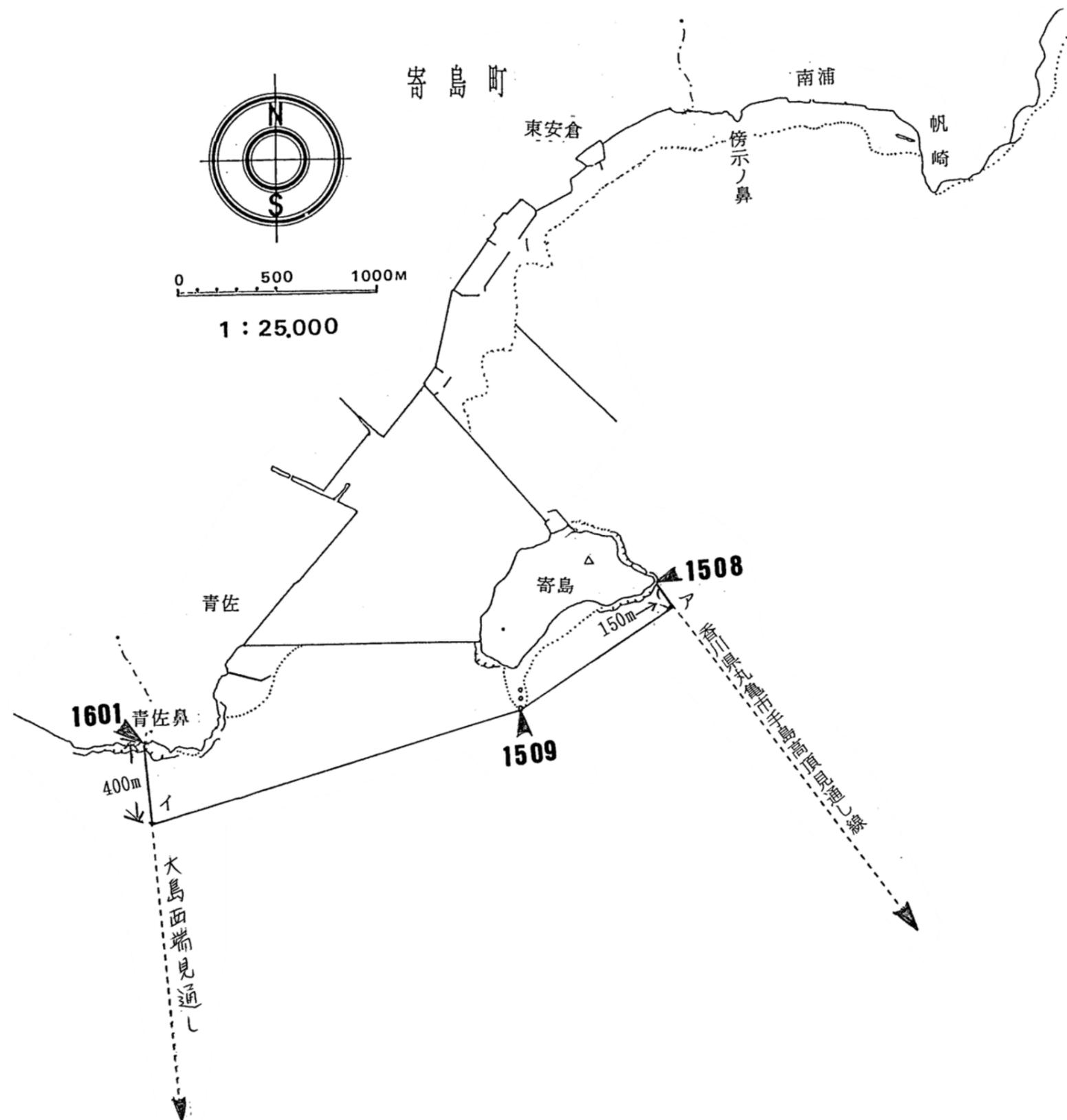
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第1508号から香川県丸亀市手島高頂（21  
7m）見通し線上基点第1508号から150メー  
ルの点

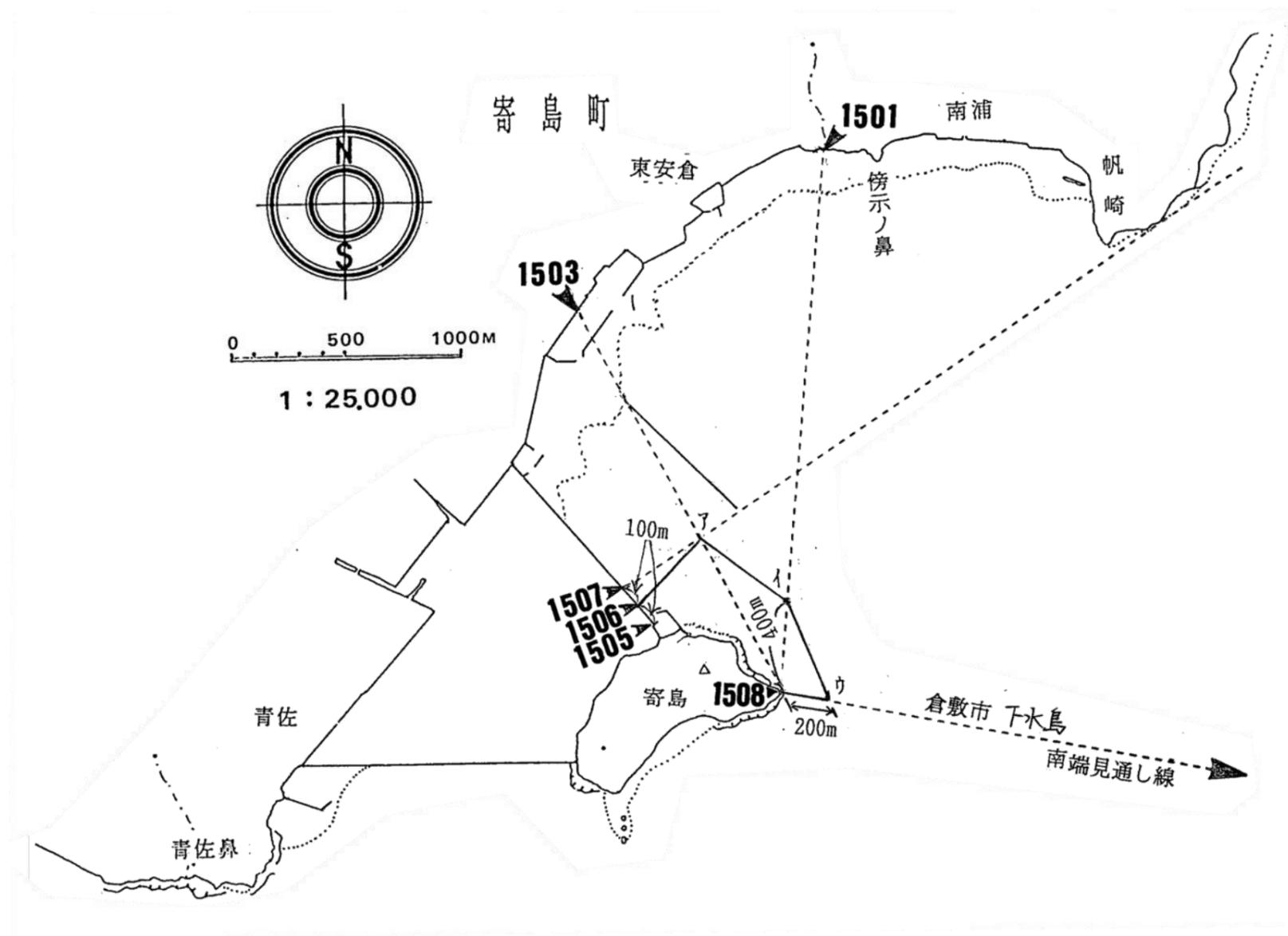
点イ 基点第1601号から笠岡市真鍋島大島西端見通し  
線上基点第1601号から400メートルの点

5 関係地区 浅口市寄島町



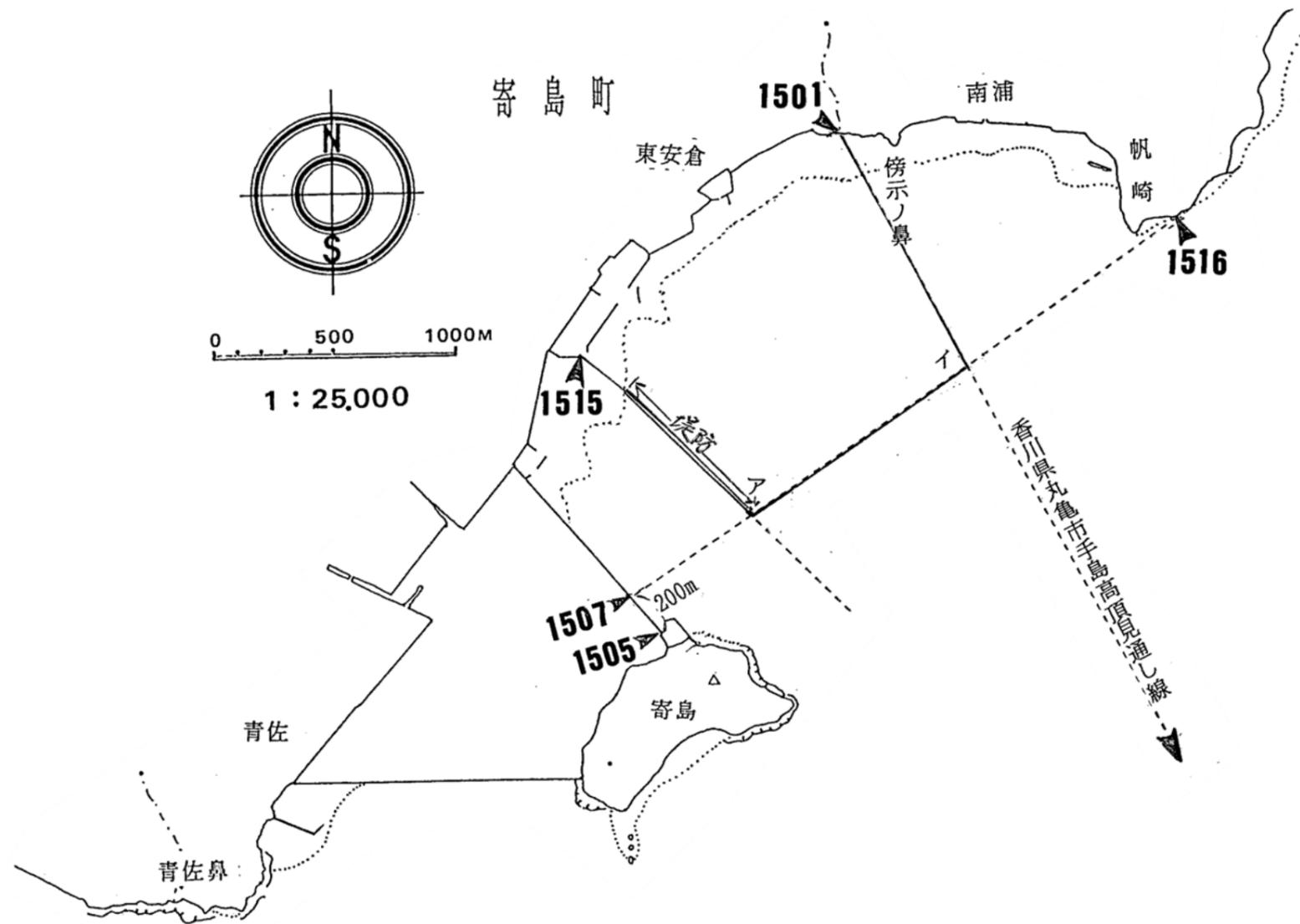
岡共第 136 号  
第 2 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第137号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島東地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1506号、点ア、イ、ウ及び基点第1508号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識  
基点第1503号 浅口市寄島町13003の38番地（寄島町漁協事務所）地先北東角護岸に設置した標識  
基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識  
基点第1506号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ100メートルの地点に設置した標識  
基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識  
基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識  
点ア 基点第1503号と基点第1508号を結んだ線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎南東端見通し線との交差点  
点イ 基点第1508号から基点第1501号見通し線上基点第1508号から400メートルの点  
点ウ 基点第1508号から倉敷市下水島南端見通し線上基点第1508号から200メートルの点



岡共第 137 号  
第 2 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第138号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1515号、点ア、イ及び基点第1501号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識  
基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識  
基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メ  
ートルの地点に設置した標識  
基点第1515号 浅口市寄島町寄島漁港西防波堤突端に設置した標識  
基点第1516号 倉敷市玉島黒崎帆崎南東端に設置した標識  
点ア 浅口市寄島町地先山木の堤防延長線と、基点第15  
07号から基点第1516号見通し線との交差点  
点イ 基点第1501号から香川県丸亀市手島高頂見通し  
線と、基点第1507号から基点第1516号見通し  
線との交差点
  
- 5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 138 号  
第 2 種共同漁業権

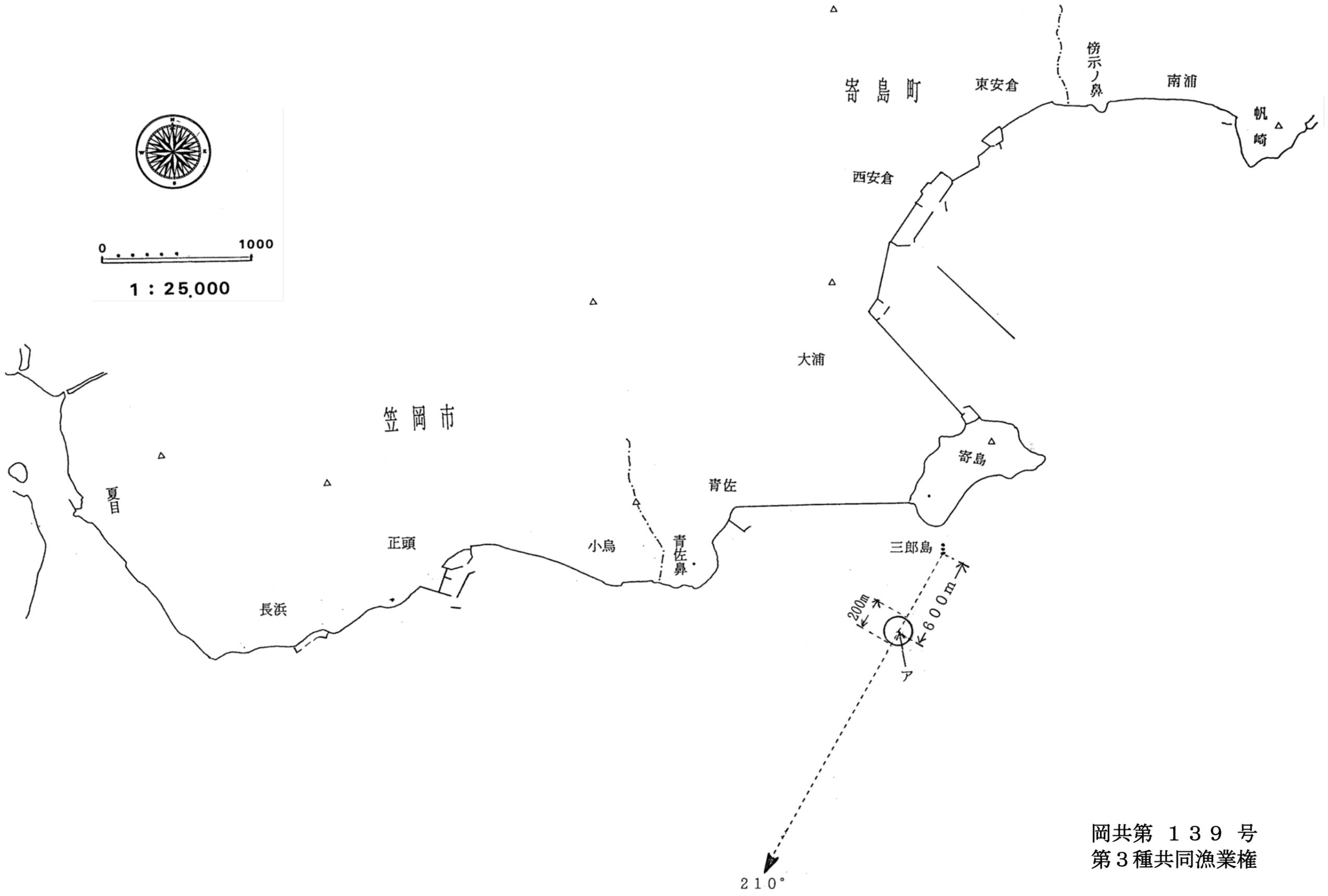
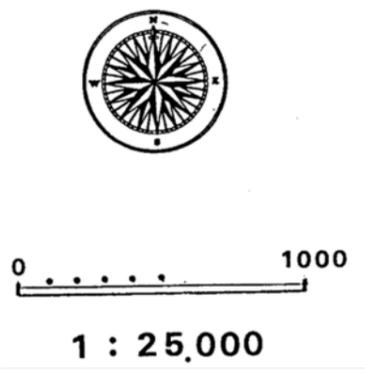
1 免許番号 岡共第139号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町三郎島（三ツ山）地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの円に囲まれた区域  
点の位置  
点ア 浅口市寄島町三郎島（三ツ山）南端から真方位210度見通し線  
上600メートルの点

5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 139 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第140号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

かき、おおのがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中地先

4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、イ、ウ及び基点第1606号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

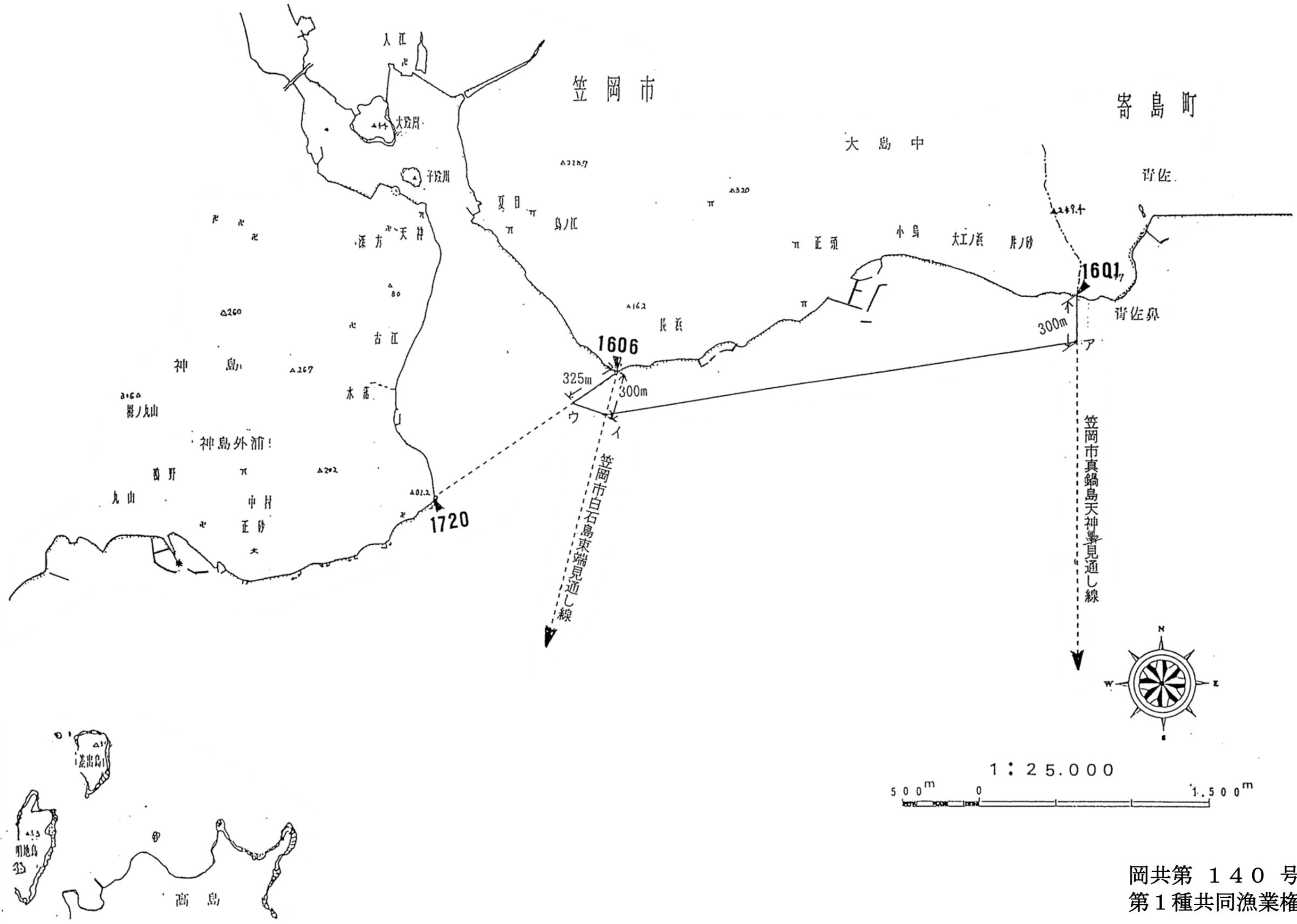
基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から300メートルの点

点イ 基点第1606号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1606号から300メートルの点

点ウ 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から325メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 140 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第141号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

おおのがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島、西大島新田地先

4 漁場の区域 基点第1606号、点ア、イ、基点第1609号及び基点第1611号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1607号 笠岡市西大島根の尾地先県道護岸に設置した標識

基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端（旧浅口・小田郡界）

基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

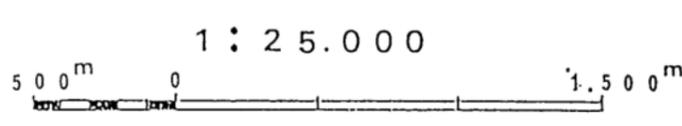
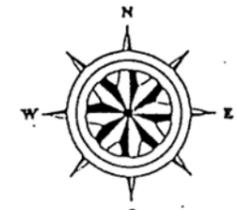
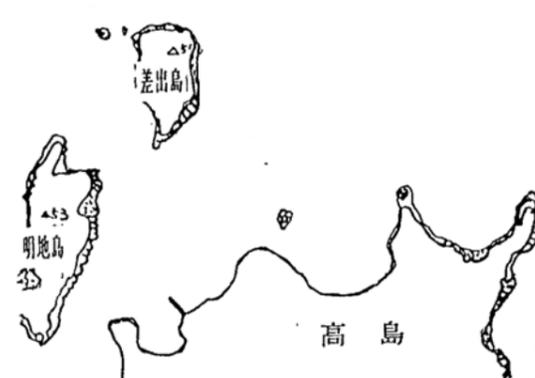
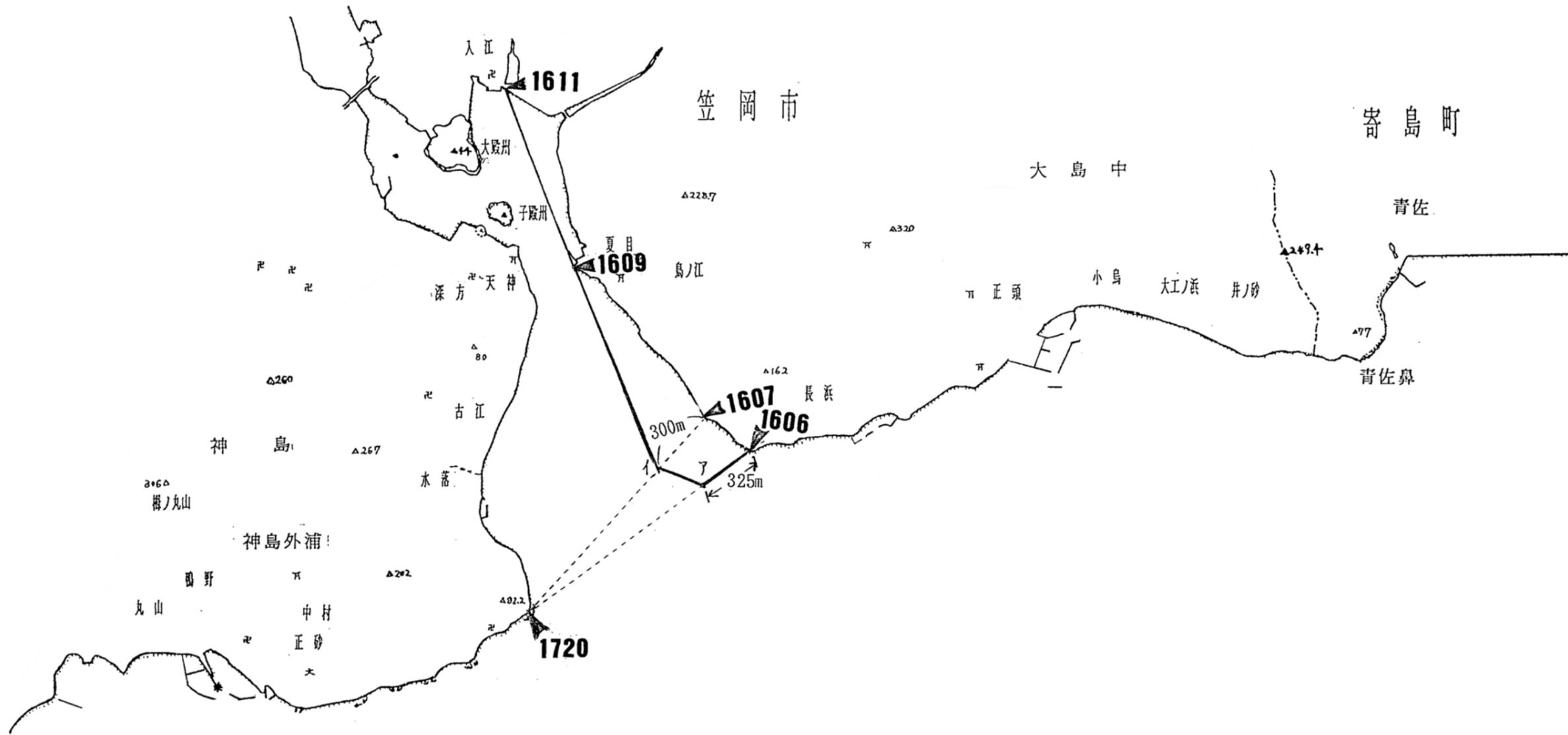
点ア 基点第1606号から基点第1720号見通し線上

基点第1606号から325メートルの点

点イ 基点第1607号から基点第1720号見通し線上

基点第1607号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 141 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第142号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中大工ノ浜地先

4 漁場の区域 基点第1605号、点ア及び基点第1602号の各点を順次  
結んだ2直線と笠岡市大島中正頭漁港東防波堤及び最大高潮時  
海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

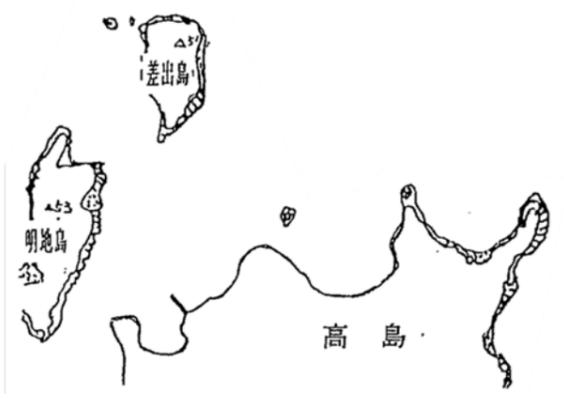
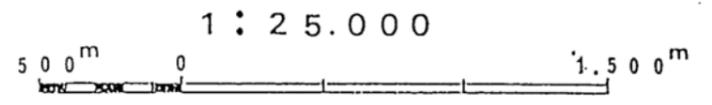
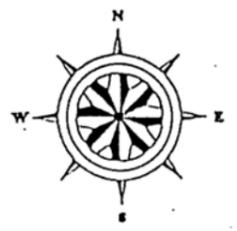
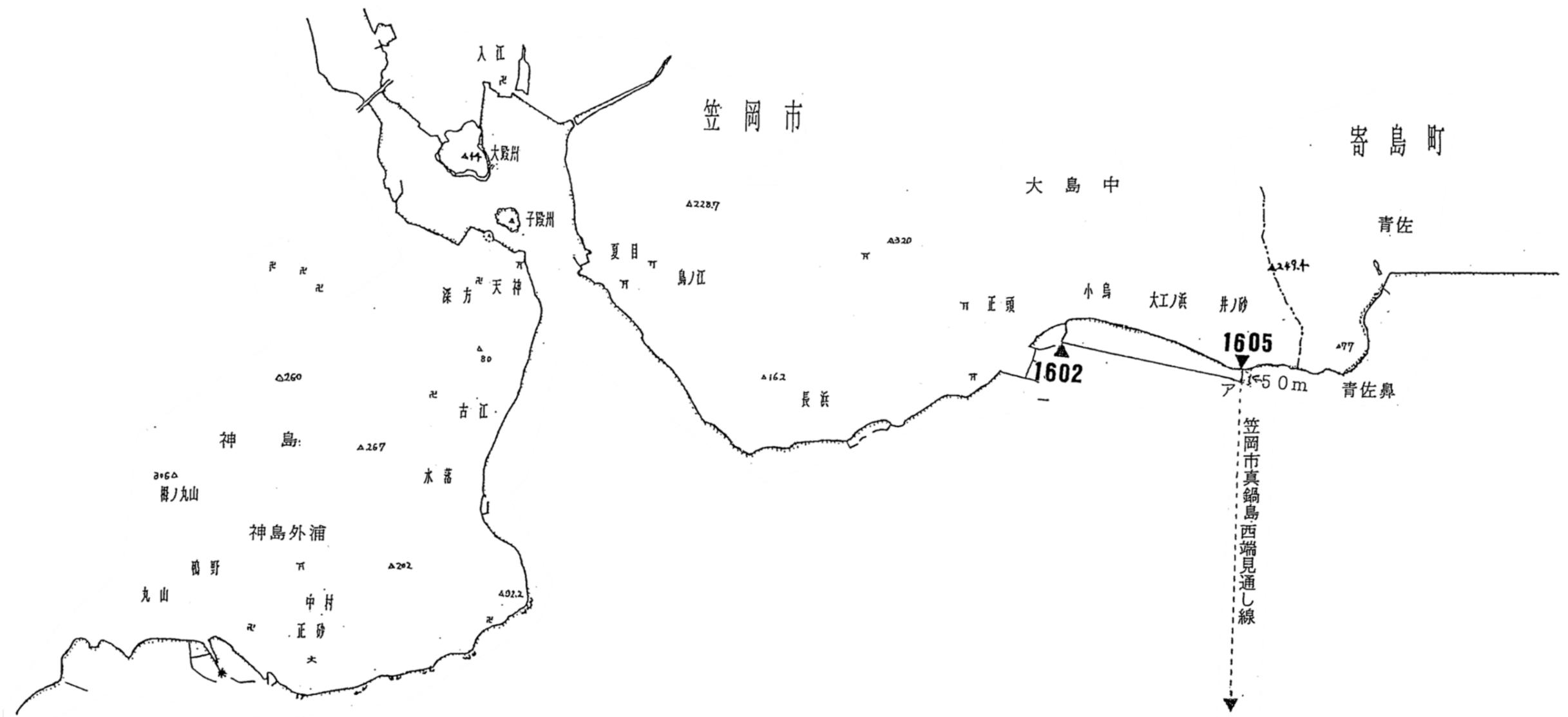
基点第1602号 笠岡市大島中正頭漁港東防波堤南端に設置した標識

基点第1605号 笠岡市大島中深谷に設置した標識

点ア 基点第1605号から笠岡市真鍋島西端見通し線上

基点第1605号から50メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 142 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第143号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

4 漁場の区域 基点第1603号、点ア、イ、ウ及び基点第1622号の各  
点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域

点の位置

基点第1603号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識

基点第1604号 笠岡市大島中焼場の鼻に設置した標識

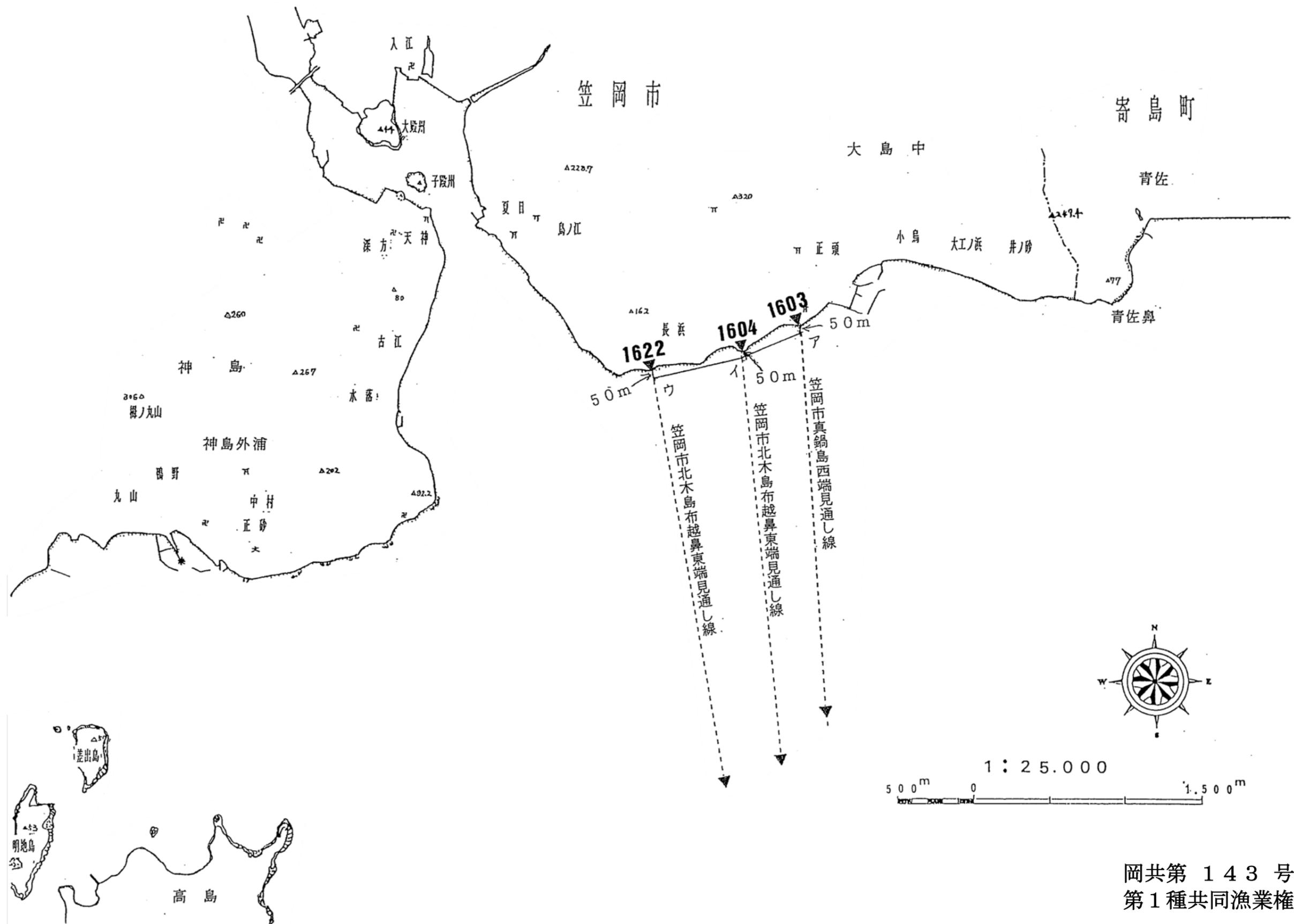
基点第1622号 笠岡市大島中長浜お月の鼻に設置した標識

点ア 基点第1603号から笠岡市真鍋島西端見通し線上  
基点第1603号から50メートルの点

点イ 基点第1604号から笠岡市北木島布越鼻東端見通  
し線上基点第1604号から50メートルの点

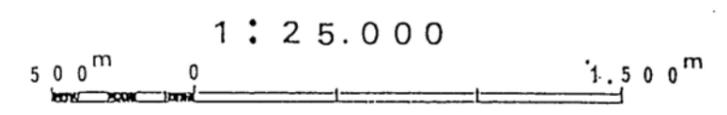
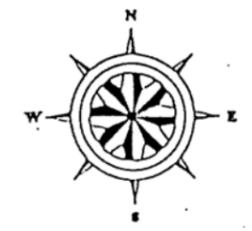
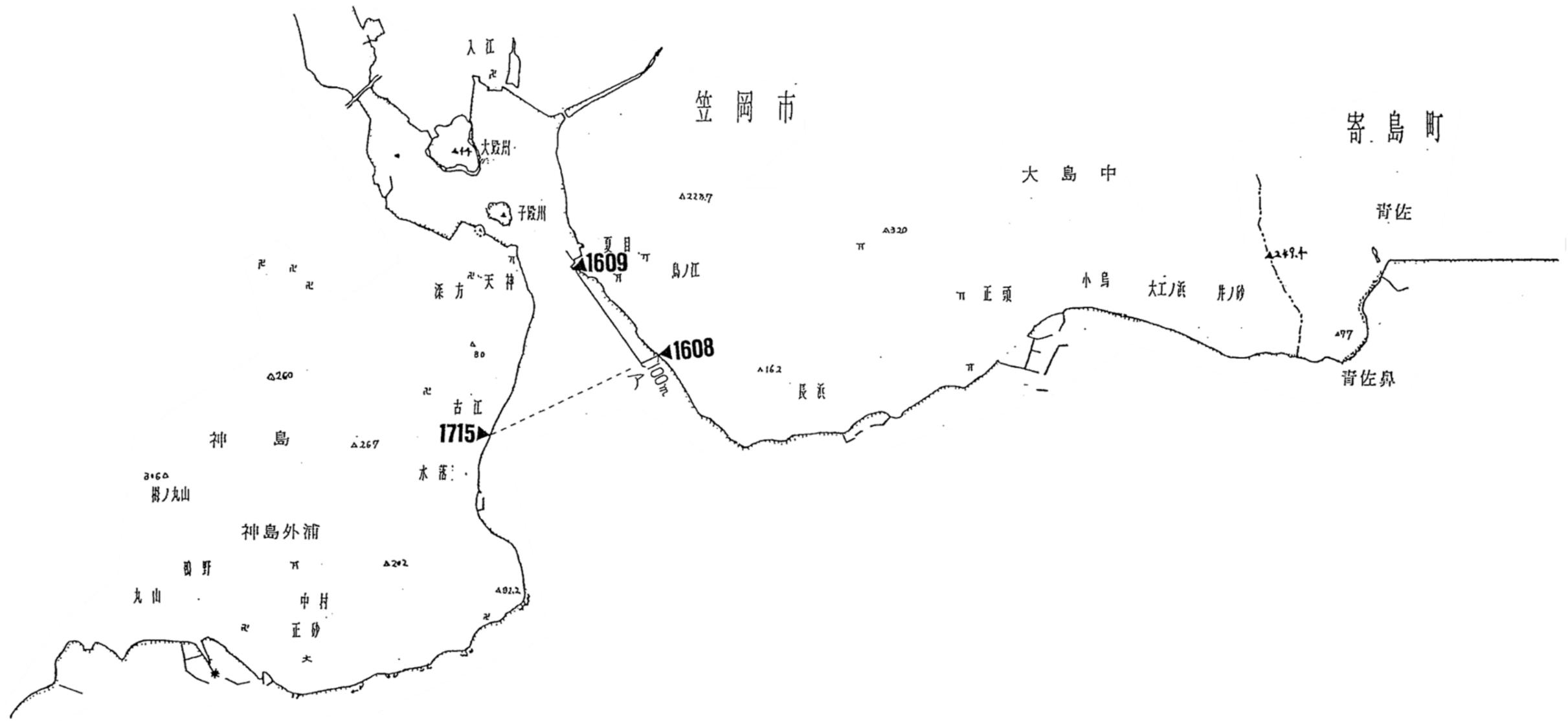
点ウ 基点第1622号から笠岡市北木島布越鼻東端見通  
し線上基点第1622号から50メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 143 号  
 第 1 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第144号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市西大島島の江地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1608号、点ア及び基点第1609号の各点を順次  
結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1608号 笠岡市西大島7531の1番地先県道護岸（元階段  
の位置）に設置した標識  
基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様  
基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設  
置した標識  
点ア 基点第1608号から基点第1715号見通し線上  
基点第1608号から100メートルの点
  
- 5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 144 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第145号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1608号  
の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま  
れた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1607号 笠岡市西大島根の尾地先県道護岸に設置した標識

基点第1608号 笠岡市西大島7531の1番地先県道護岸（元階段  
の位置）に設置した標識

基点第1712号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第8番熊谷寺標石

基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

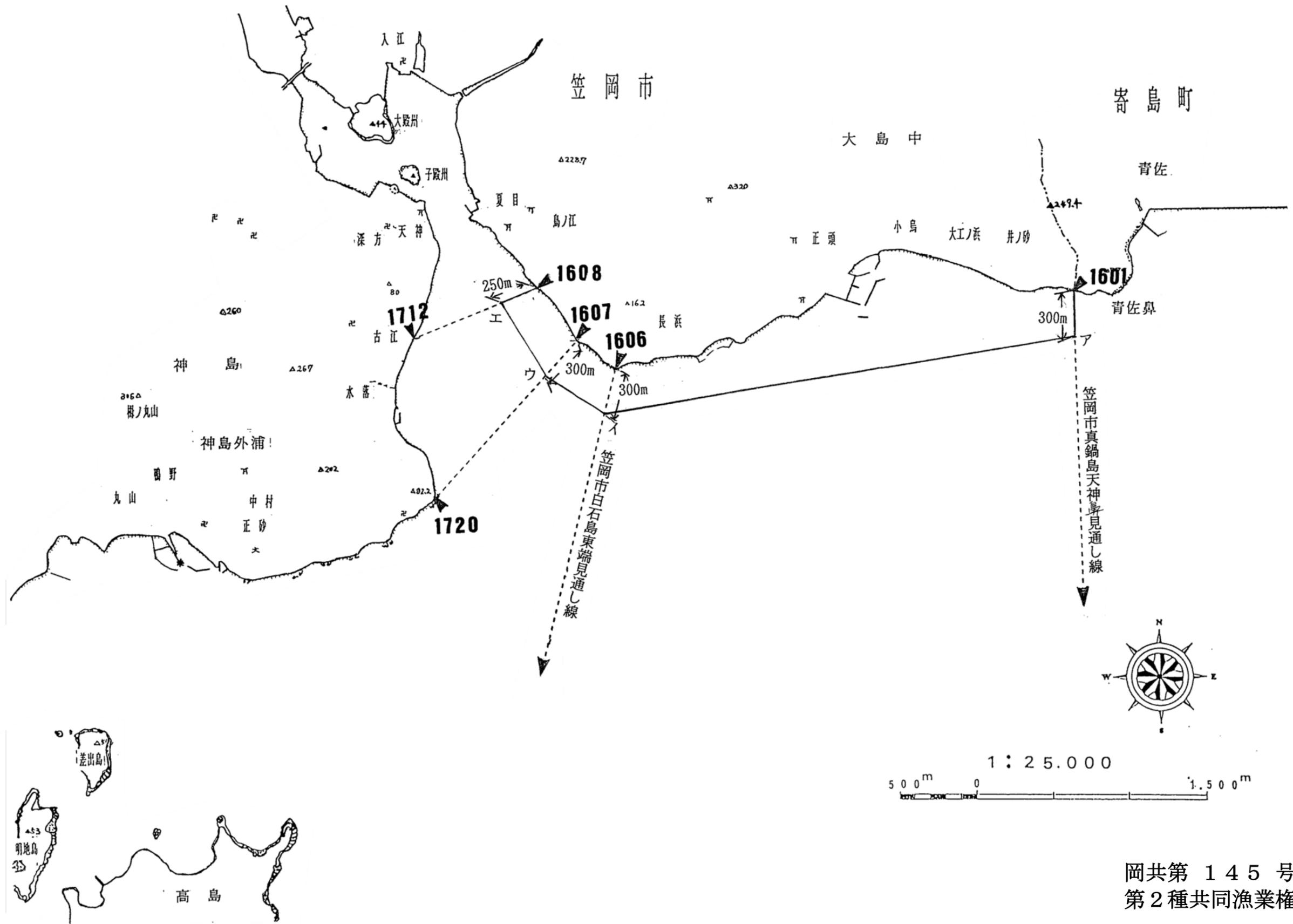
点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線  
上基点第1601号から300メートルの点

点イ 基点第1606号から笠岡市白石島東端見通し線上  
基点第1606号から300メートルの点

点ウ 基点第1607号から基点第1720号見通し線上  
基点第1607号から300メートルの点

点エ 基点第1608号から基点第1712号見通し線上  
基点第1608号から250メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 145 号  
 第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第146号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

あさり、おおのがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市入江地先

4 漁場の区域 基点第1611号、点ア及び基点第1613号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

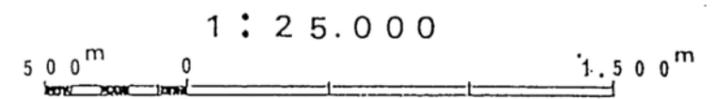
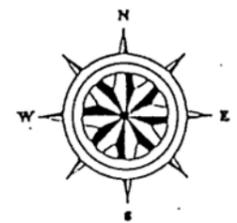
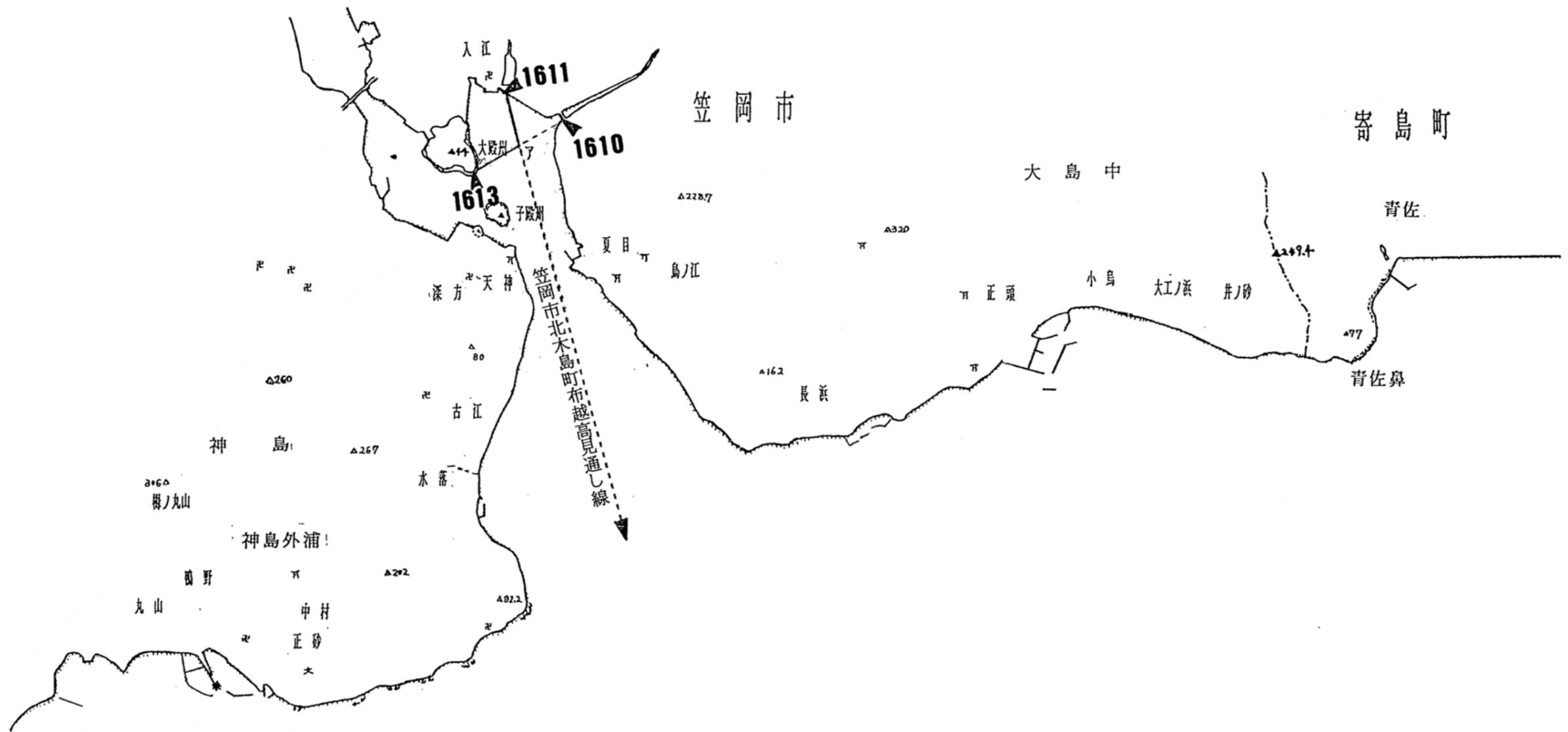
基点第1610号 笠岡市西大島旧金崎橋南詰西端

基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端（旧浅口・小田郡界）

基点第1613号 笠岡市横島大殿州南東端に設置した標識

点ア 基点第1611号から笠岡市北木島布越高頂見通し線と、基点第1613号から基点第1610号を結ぶ線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 146 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第147号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

あさり、おおのがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島瀬戸、天神地先

4 漁場の区域 基点第1701号、基点第1703号、基点1718号、基点1705号及び基点第1707号の各点を順次結んだ4直線並びに基点第1708号、点ア及び基点第1711号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

基点第1701号 笠岡市神島渡船場スベリ東基部に設置した標識

基点第1703号 笠岡市神島弁天頂上に設置した標識

基点第1705号 笠岡市神島天神団地北西角に設置した標識

基点第1707号 笠岡市神島子殿州北西端に設置した標識

基点第1708号 笠岡市神島子殿州東端に設置した標識

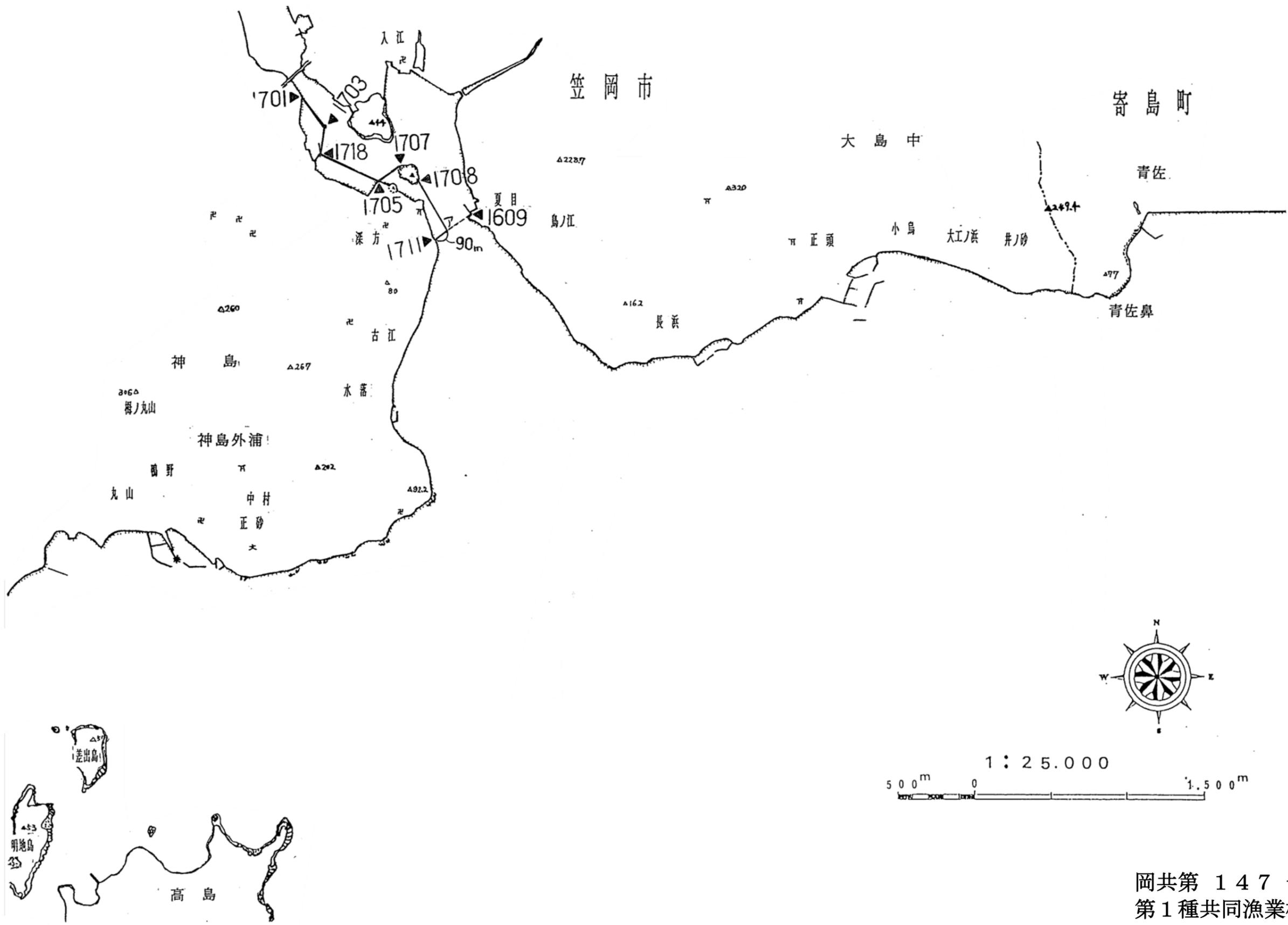
基点第1711号 笠岡市神島5351番地2東護岸階段

基点第1718号 笠岡市横江漁港（神島地区）南防波堤東端角に設置した標識

点ア 基点第1711号から基点第1609号見通し線上

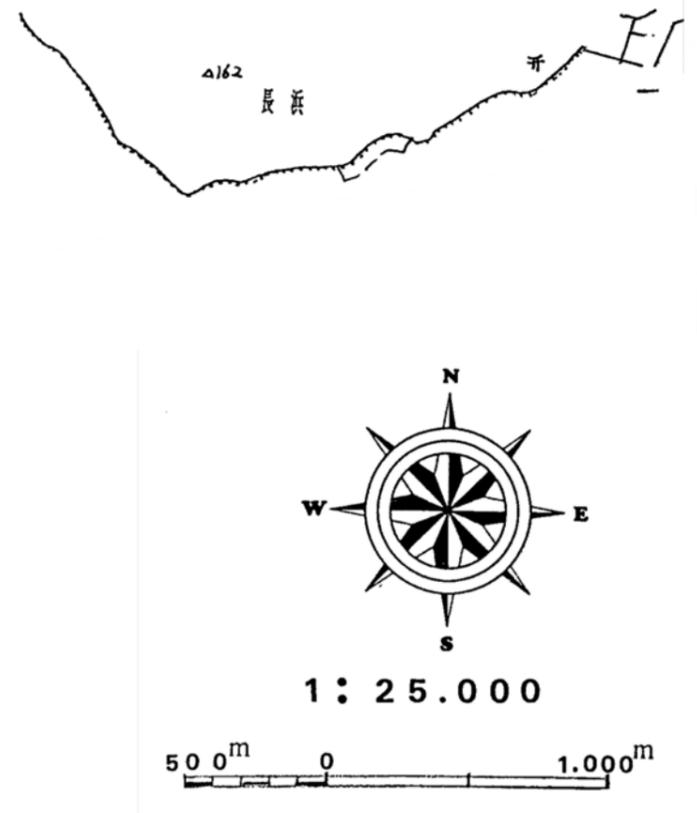
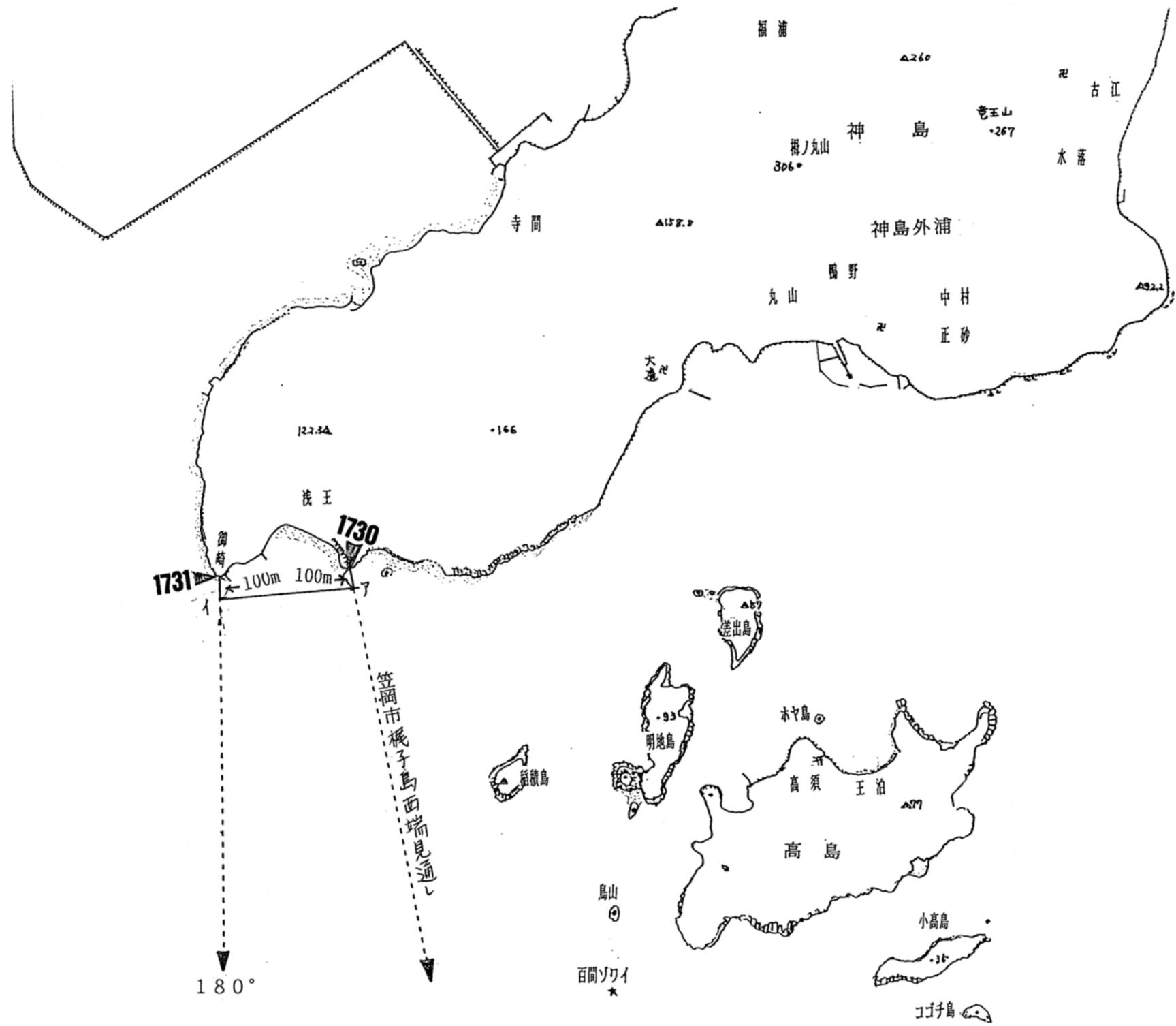
基点第1711号から90メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 147 号  
第 1 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第148号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
わかめ漁業  
2月16日から9月30日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1730号、点ア、イ及び基点第1731号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識  
基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識  
点ア 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上  
基点第1730号から100メートルの点  
点イ 基点第1731号から真方位180度見通し線上基  
点第1731号から100メートルの点
  
- 5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 148 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第149号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島古江地先

4 漁場の区域 基点第1712号、点ア、イ及び基点第1715号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1712号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第8番熊谷寺標石

基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設  
置した標識

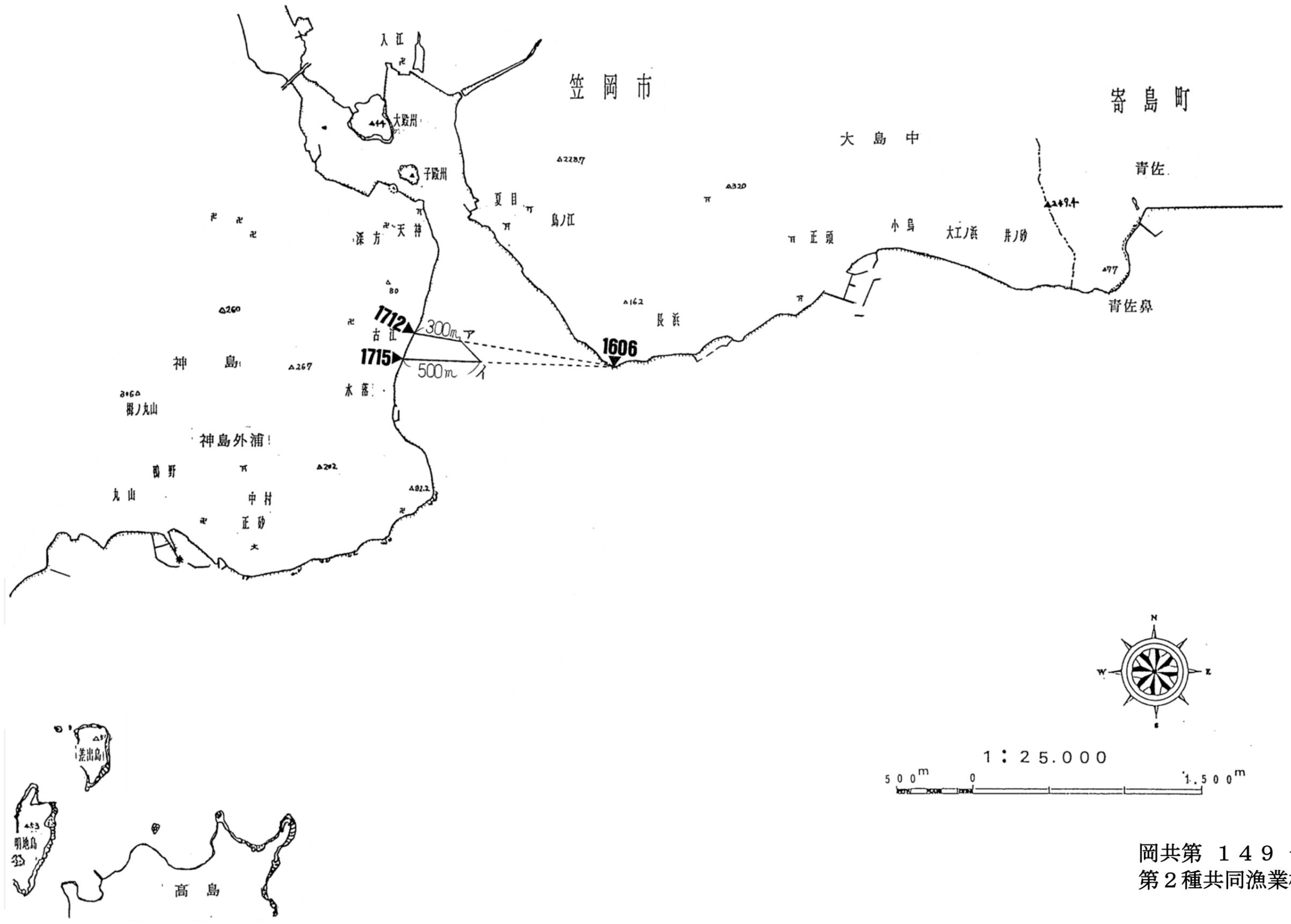
点ア 基点第1712号から基点第1606号見通し線上

基点第1712号から300メートルの点

点イ 基点第1715号から基点第1606号見通し線上

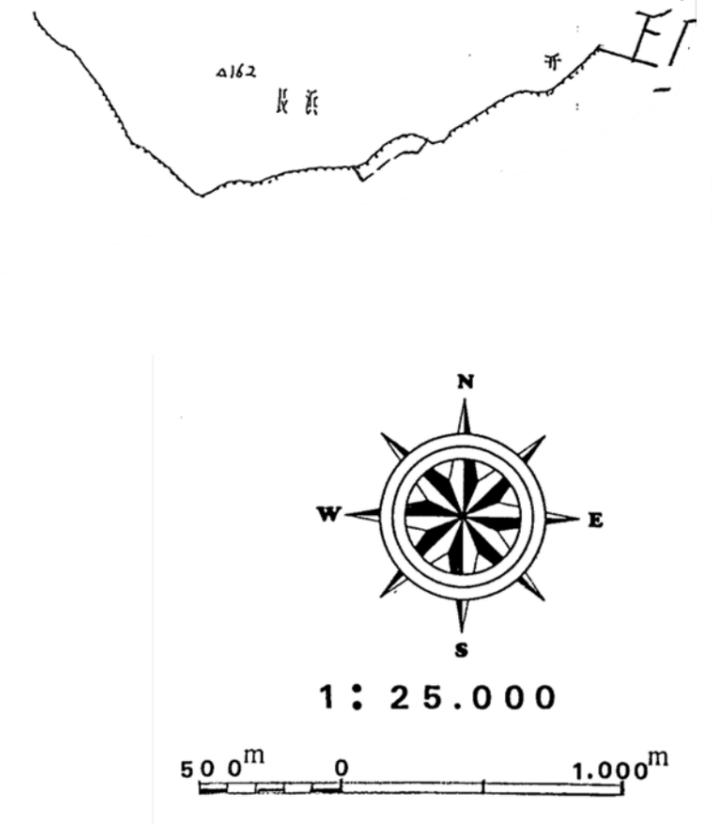
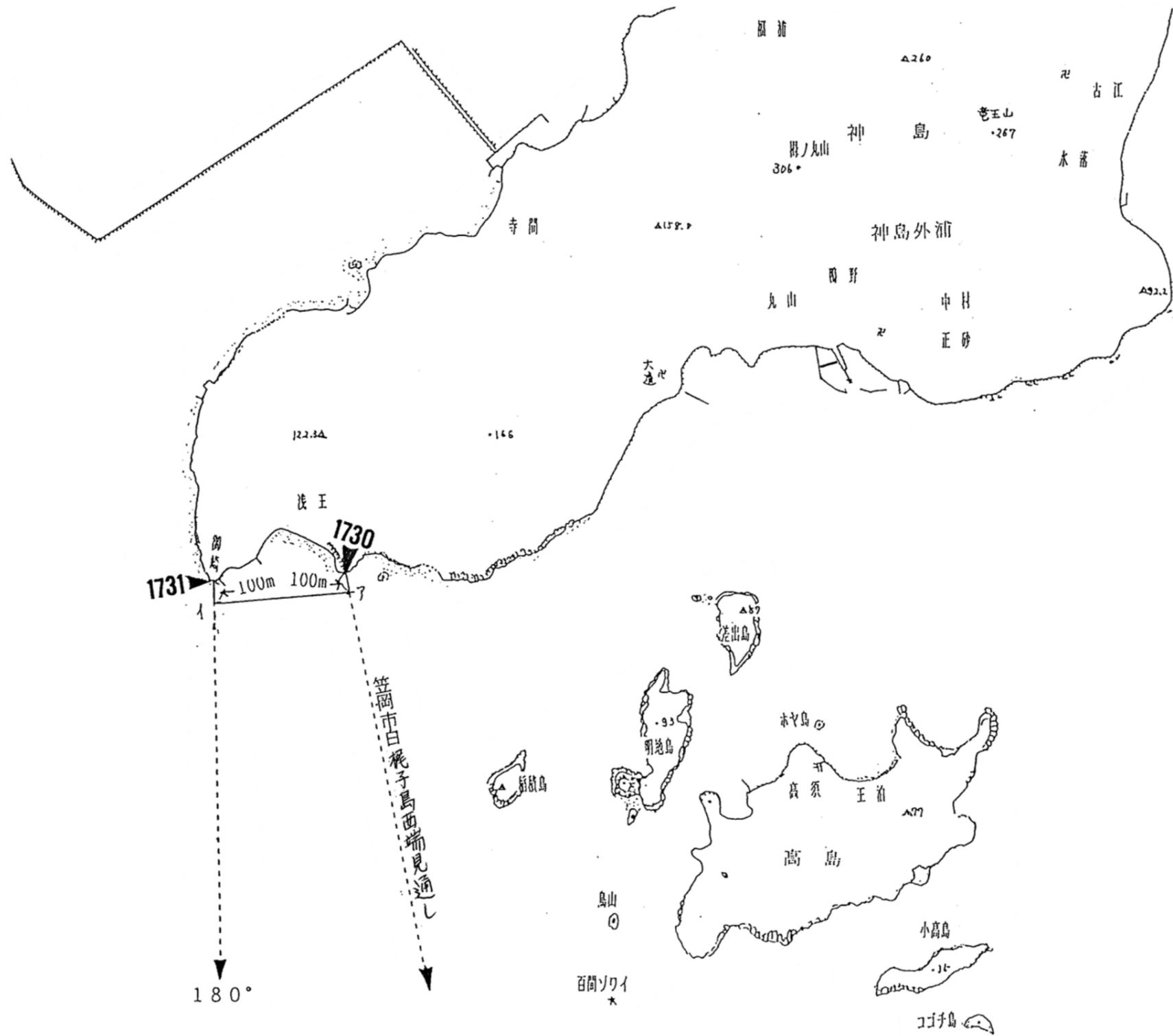
基点第1715号から500メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 149 号  
第 2 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第150号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1730号、点ア、イ及び基点第1731号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識  
基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識  
点ア 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上  
基点第1730号から100メートルの点  
点イ 基点第1731号から真方位180度見通し線上基  
点第1731号から100メートルの点
  
- 5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 150 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第151号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中地先

4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、イ及び基点第1609号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区  
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

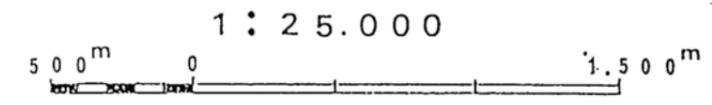
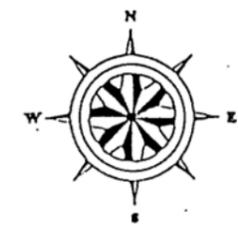
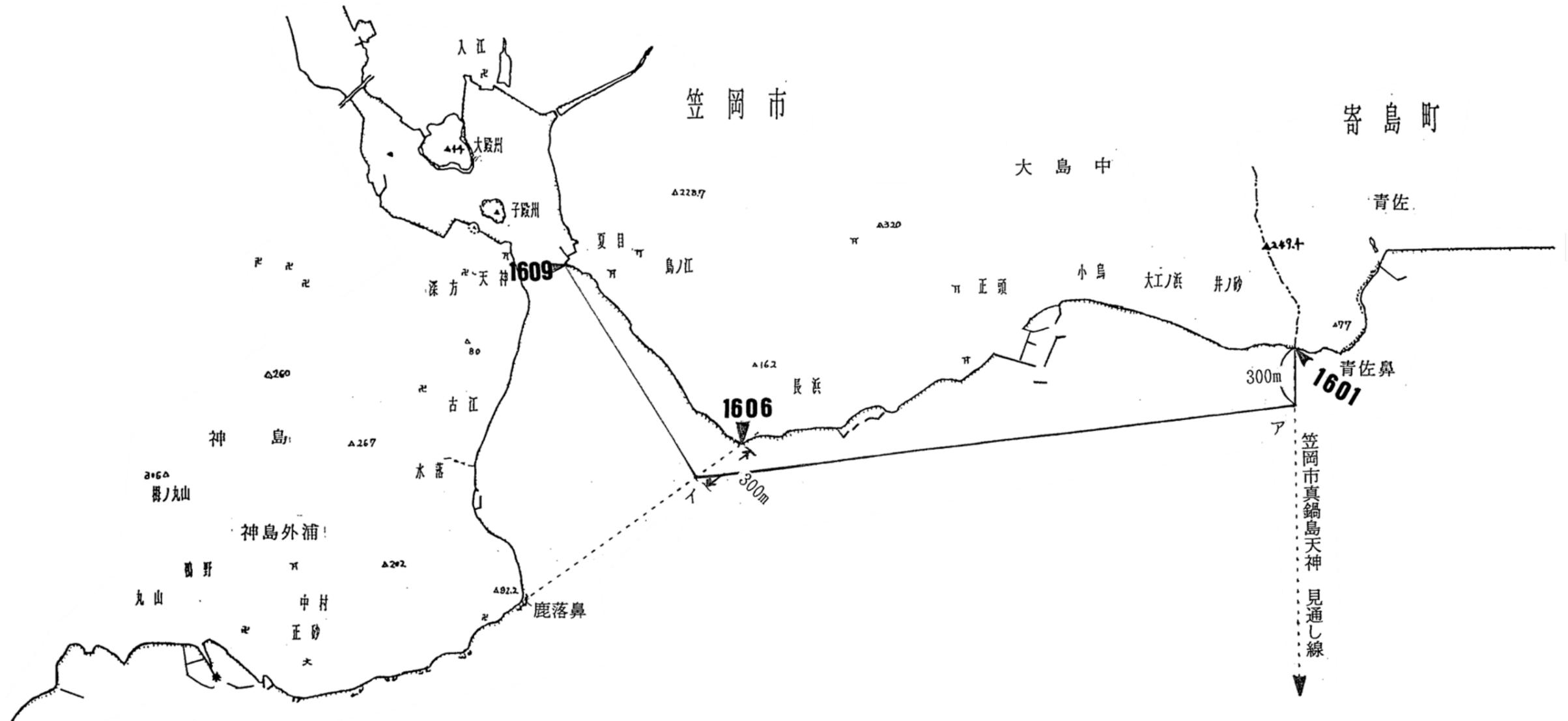
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線  
上基点第1601号から300メートルの点

点イ 基点第1606号から笠岡市神島鹿落鼻東端見通し  
線上基点第1606号から300メートルの点

5 関係地区 笠岡市



岡共第 151 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第152号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦、高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1616号及び基点第1701号を結んだ直線、基点第1611号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第1731号を順次結んだ8直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端(旧浅口・小田郡界)
- 基点第1616号 笠岡市横島渡場スベリ東基部に設置した標識
- 基点第1650号 笠岡市茂平防路鼻県境に設置した標識
- 基点第1701号 笠岡市神島渡船場スベリ西基部に設置した標識
- 基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南麓(通称オソノクボ)に設置した標識
- 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識
- 基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識
- 基点第1826号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識

点ア 基点第1606号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線と、基点第1611号から笠岡市北木島布越高見通し線との交差点

点イ 基点第1768号から基点第1804号見通し線と、基点第1606号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線との交差点

点ウ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点1774号から100メートルの点

点エ 基点第1770号から福山市走島町加治屋島北端見通し線と、基点第1826号から福山市箕島町鳶ヶ巣西端見通し線との交差点

点オ 基点第1729号から福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第1730号と点エを結んだ線との交差点

点カ 基点第1729号から福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第1650号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

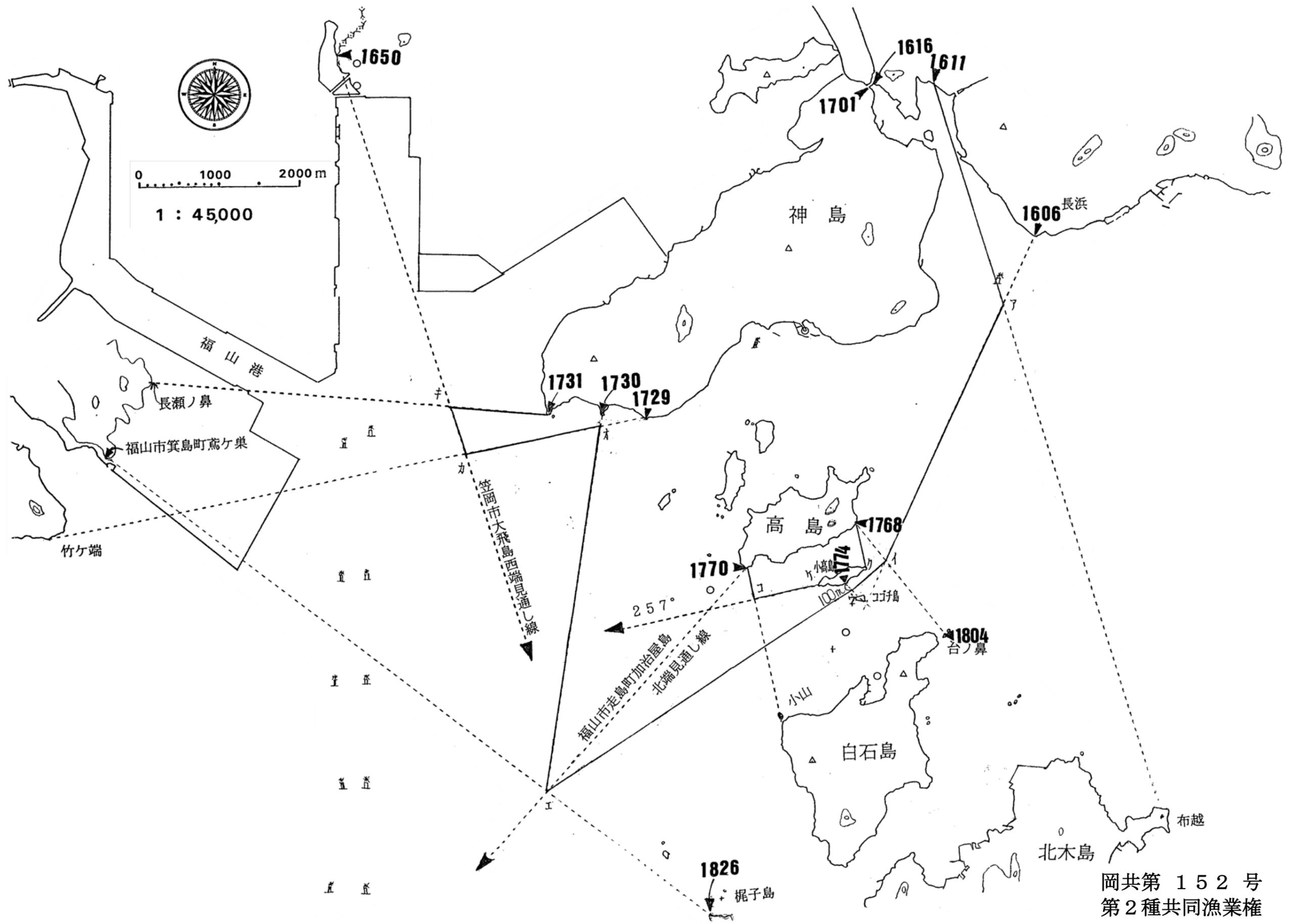
点キ 基点第1731号から福山市箕島町長瀬ノ鼻見通し線と、基点第1650号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

(2) 基点第1768号と点ク並びに点ケ、コ及び基点第1770号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 点ク 笠岡市小高島東端に設置した標識
- 点ケ 笠岡市小高島西端に設置した標識
- 点コ 基点第1770号から笠岡市白石島小山見通し線と、点ケから真方位257度見通し線との交差点

5 関係地区 笠岡市



岡共第 152 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第153号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

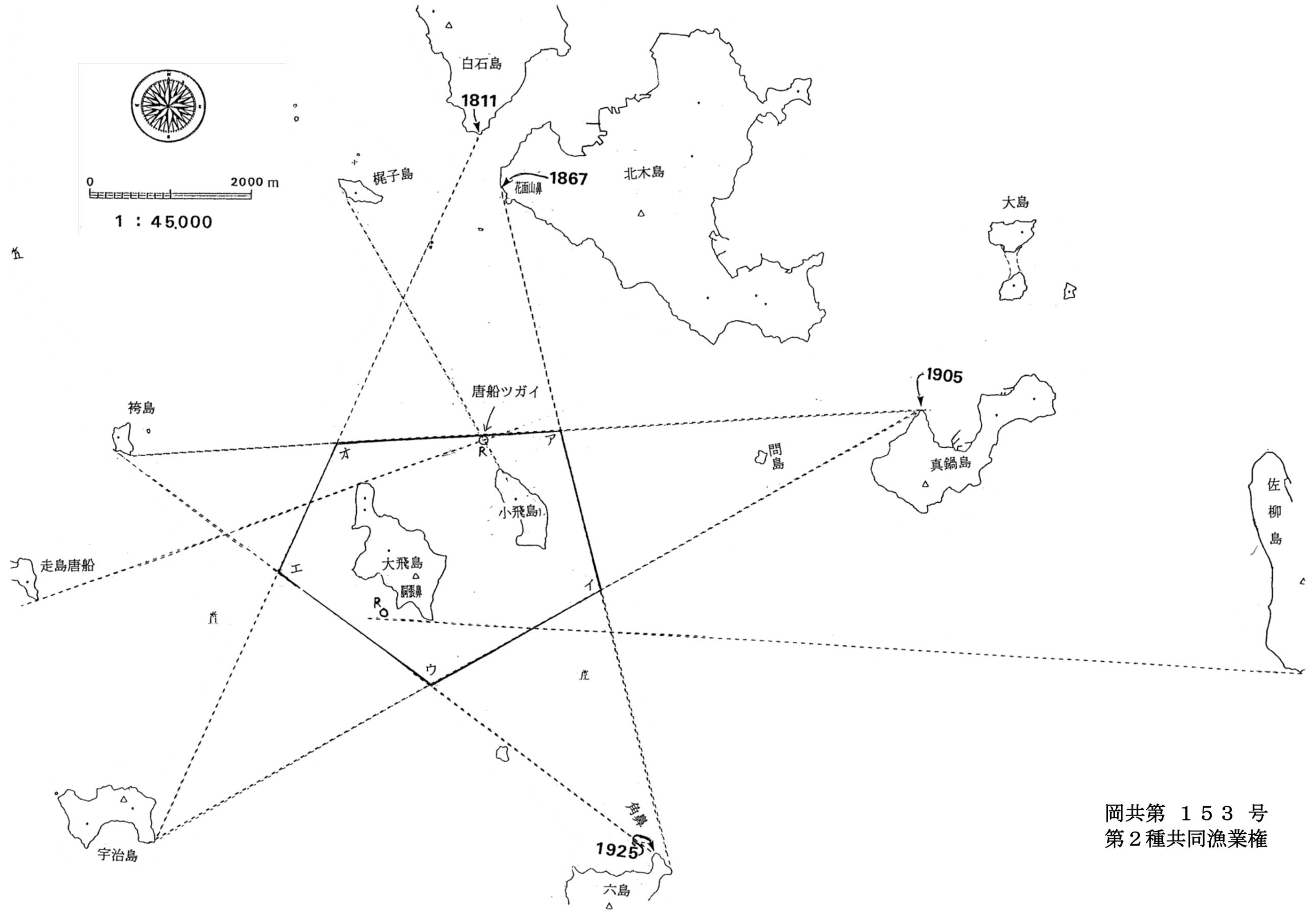
点ア 基点第1867号から笠岡市六島東端見通し線と、  
基点第1905号から福山市走島町袴島南端見通し線  
との交差点

点イ 基点第1867号から笠岡市六島東端見通し線と、  
基点第1905号から福山市鞆町宇治島南東端見通し  
線との交差点

点ウ 基点第1905号から福山市宇治島南東端見通し線  
と、基点第1925号から福山市走島町袴島南西端見  
通し線との交差点

点エ 基点第1811号から福山市宇治島南東端見通し線  
と、基点第1925号から福山市走島町袴島南西端見  
通し線との交差点

点オ 基点第1811号から福山市宇治島南東端見通し線  
と、基点第1905号から福山市走島町袴島南端見通  
し線との交差点



岡共第 153 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第154号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識
- 基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識
- 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1825号 笠岡市梶子島南西端に設置した標識
- 基点第1826号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識
- 基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した標識

点ア 基点第1770号から福山市加治屋島北西端見通し線と、基点第1826号から福山市箕島町鳶ヶ巣南端見通し線との交差点

点イ 基点第1825号から笠岡市大飛島西端見通し線と、基点第1811号から福山市鞆町袴島北西端見通し線との交差点

点ウ 基点第1811号から笠岡市横辺島西端見通し線上  
基点1811号から200メートルの点

点エ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上  
基点1808号から250メートルの点

点オ 基点第1804号から丸亀市広島町小手島北端見通し線と、点エから浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点

点カ 基点第1768号から基点第1804号見通し線と、点キから浅口市寄島町寄島南端見通し線との交差点

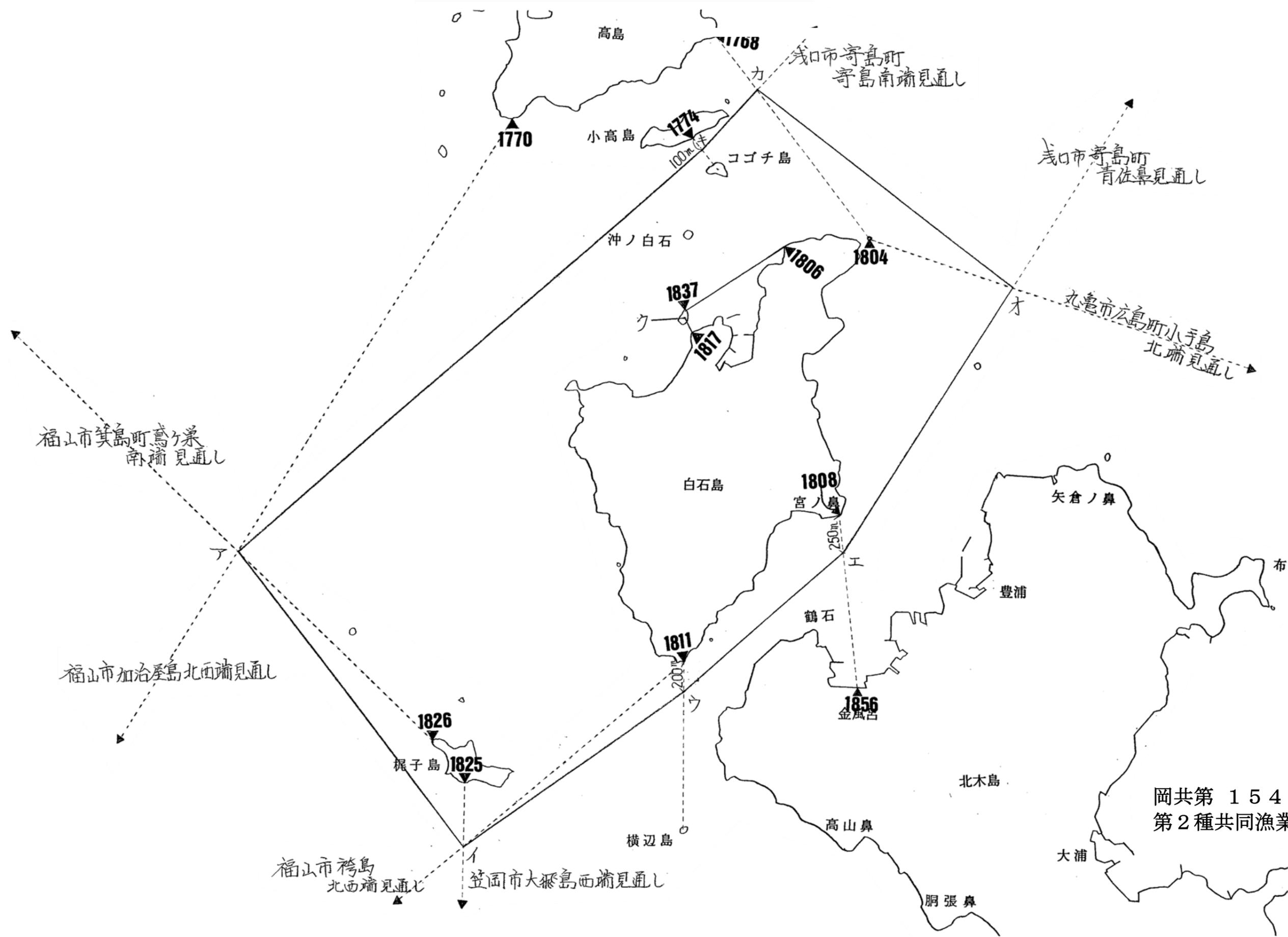
点キ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上  
基点1774号から100メートルの点

(2) 基点第1806号及び基点第1837号、基点第1817号及び点クをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコヅワ突端に設置した標識
- 基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識
- 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識
- 点ク 笠岡市弁天島島頂

5 関係地区 笠岡市



岡共第 154 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第155号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島北地先

4 漁場の区域 基点第1860号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第1867号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1808号 笠岡市白石島南東宮ノ鼻南端に設置した標識

基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第1822号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第1855号 笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識

基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した  
標識

基点第1860号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識

基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第1869号 笠岡市北木島矢倉の鼻大岩北端に設置した標識

点ア 基点第1860号から浅口市寄島町寄島東端見通し  
線上基点第1860号から300メートルの点

点イ 基点第1869号から笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻  
見通し線と、基点第1855号から浅口市寄島町青佐  
鼻見通し線との交差点

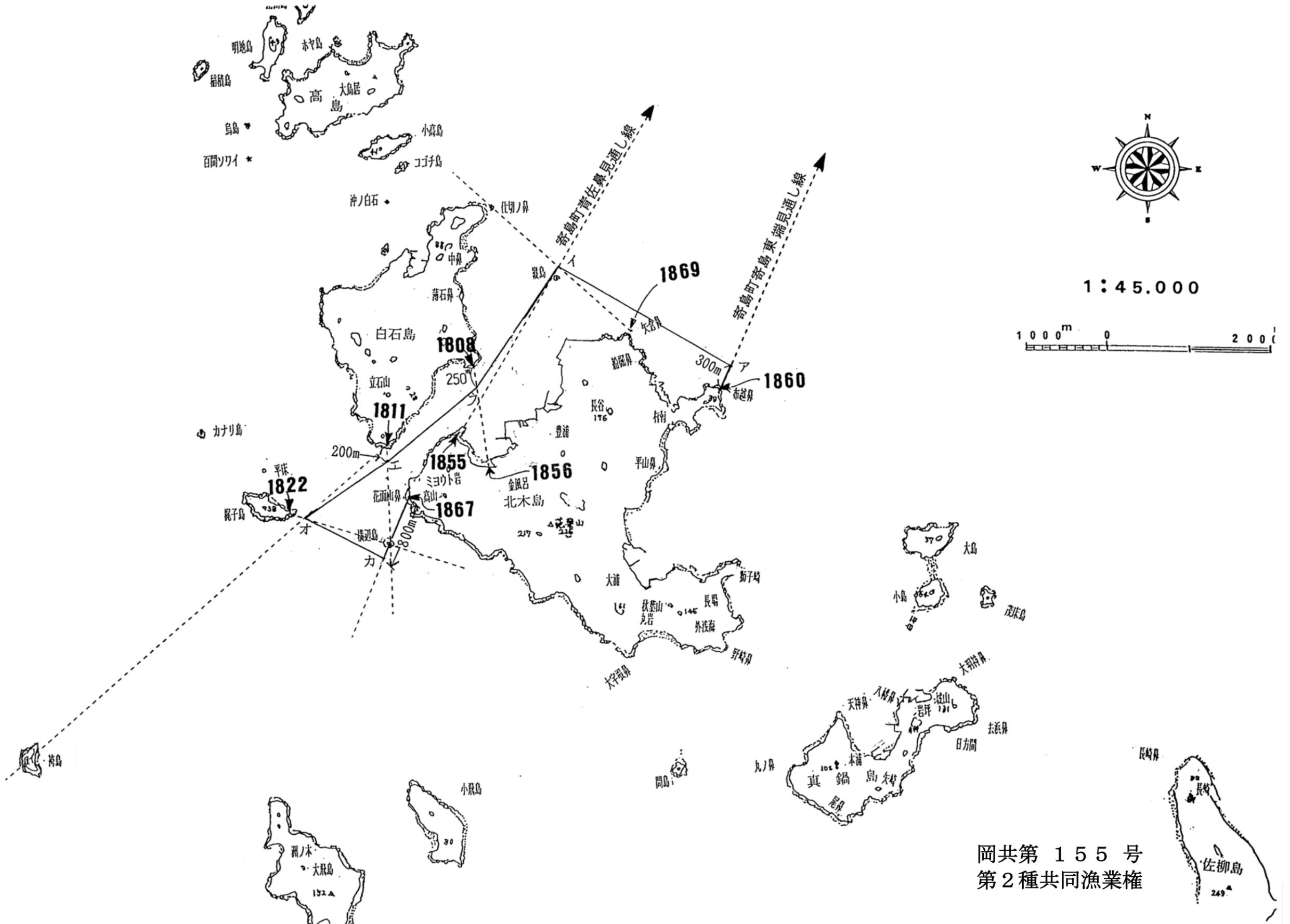
点ウ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上  
基点1808号から250メートルの点

点エ 基点第1811号から笠岡市横辺島高頂見通し線上  
第1811号から200メートルの点

点オ 基点第1811号から福山市袴島高頂見通し線と、  
基点第1822号から笠岡市横辺島高頂見通し線との  
交差点

点カ 基点第1867号から笠岡市横辺島東端見通し線上  
基点第1867号から800メートルの点

5 関係地区 笠岡市



岡共第 155 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第156号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島南地先

4 漁場の区域 基点第1852号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1865号  
の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線によって囲まれ  
た区域

点の位置

基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識

基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第1865号 笠岡市北木島胴張鼻に設置した標識

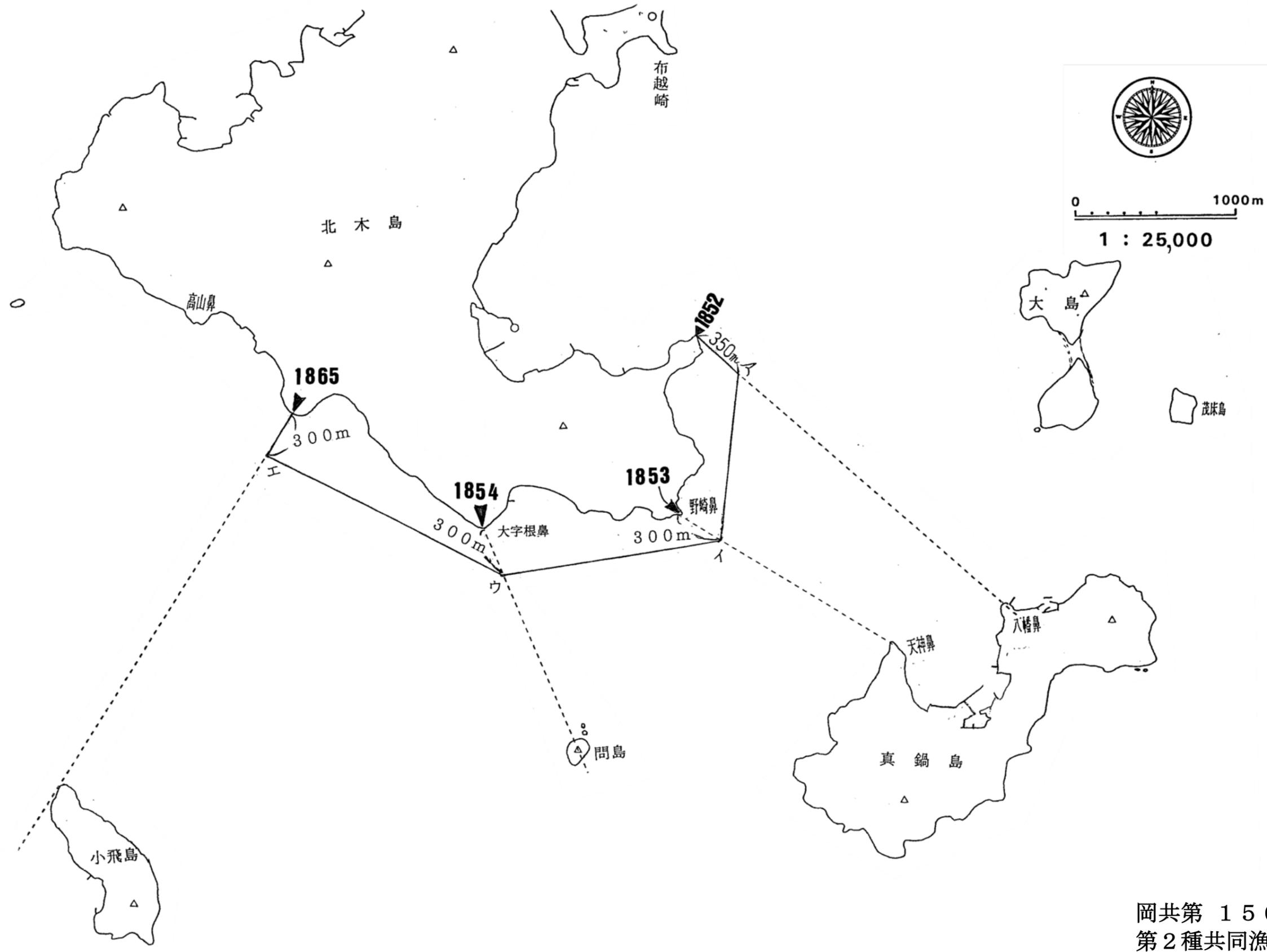
点ア 基点第1852号から笠岡市真鍋島八幡鼻突端見通  
し線上基点第1852号から350メートルの点

点イ 基点第1853号から笠岡市真鍋島天神鼻突端燈籠  
見通し線上基点第1853号から300メートルの点

点ウ 基点第1854号から笠岡市問島島頂見通し線上基  
点第1854号から300メートルの点

点エ 基点第1865号から笠岡市小飛島北端見通し線上  
基点第1865号から300メートルの点

5 関係地区 笠岡市



岡共第 156 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第157号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第1921号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

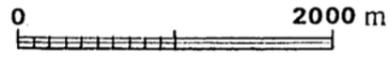
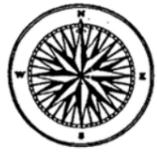
点ア 基点第1854号から笠岡市六島東端見通し線と、笠岡市小飛島北端から丸亀市広島町小手島西端見通し線との交差点

点イ 基点第1854号から笠岡市六島東端見通し線と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差点

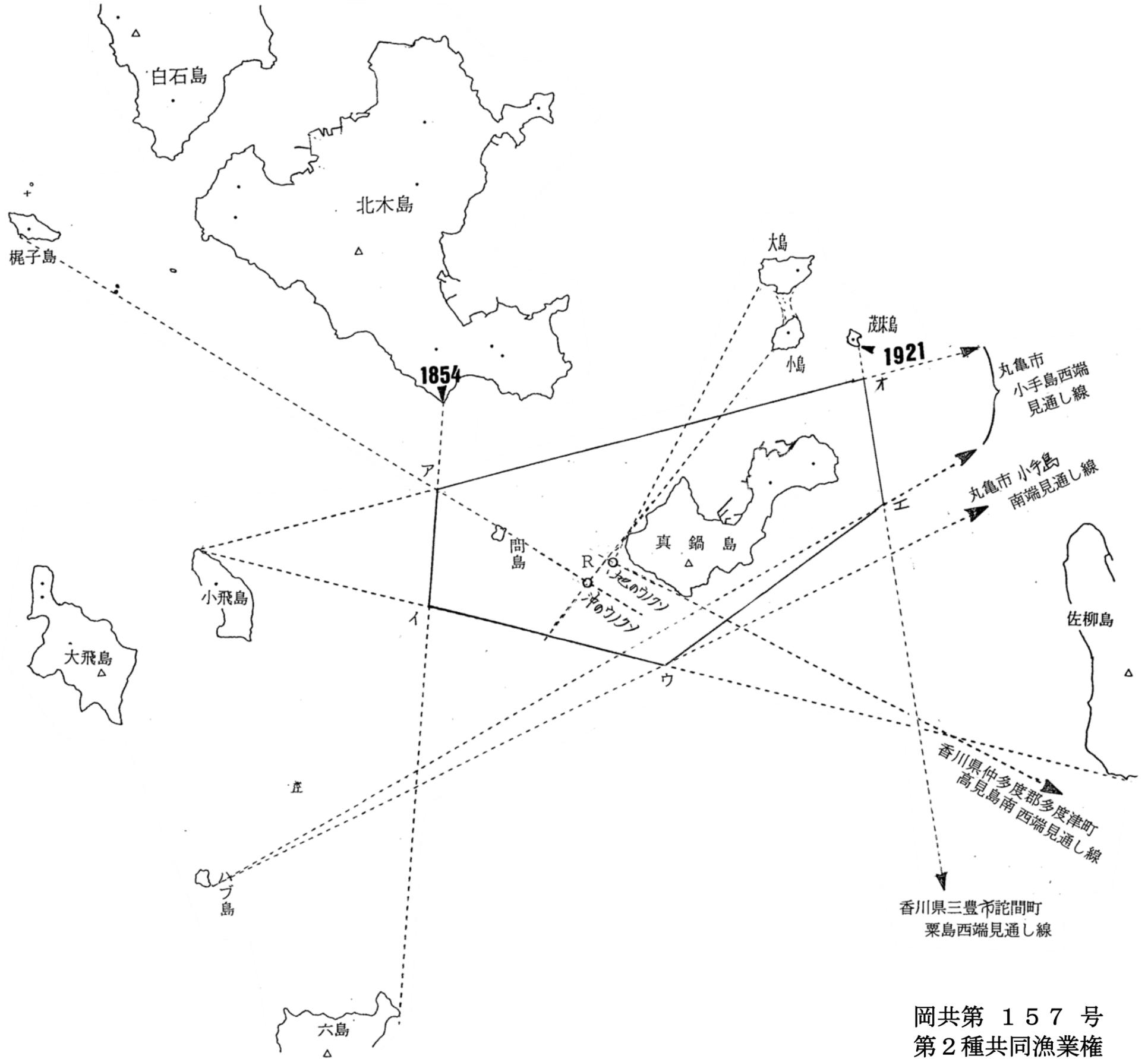
点ウ 笠岡市ハブ島南端から丸亀市広島町小手島南端見通し線と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線との交差点

点エ 基点第1921号から三豊市詫間町栗島西端見通し線と、笠岡市ハブ島南端から丸亀市広島町小手島西端見通し線との交差点

点オ 基点第1921号から三豊市詫間町栗島西端見通し線と、笠岡市小飛島北端から丸亀市広島町小手島西端見通し線との交差点



1 : 45,000



1 免許番号 岡共第158号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第2種共同漁業

建網漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島及び茂床島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第1920号 笠岡市大島北西端に設置した標識

基点第1921号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

基点第1922号 笠岡市茂床島東端に設置した標識

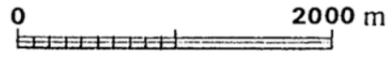
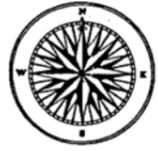
点ア 基点第1920号から笠岡市北木島布越北東端見通  
し線上基点第1920号から500メートルの点

点イ 基点第1917号から基点第1905号見通し線上  
基点第1917号から500メートルの点

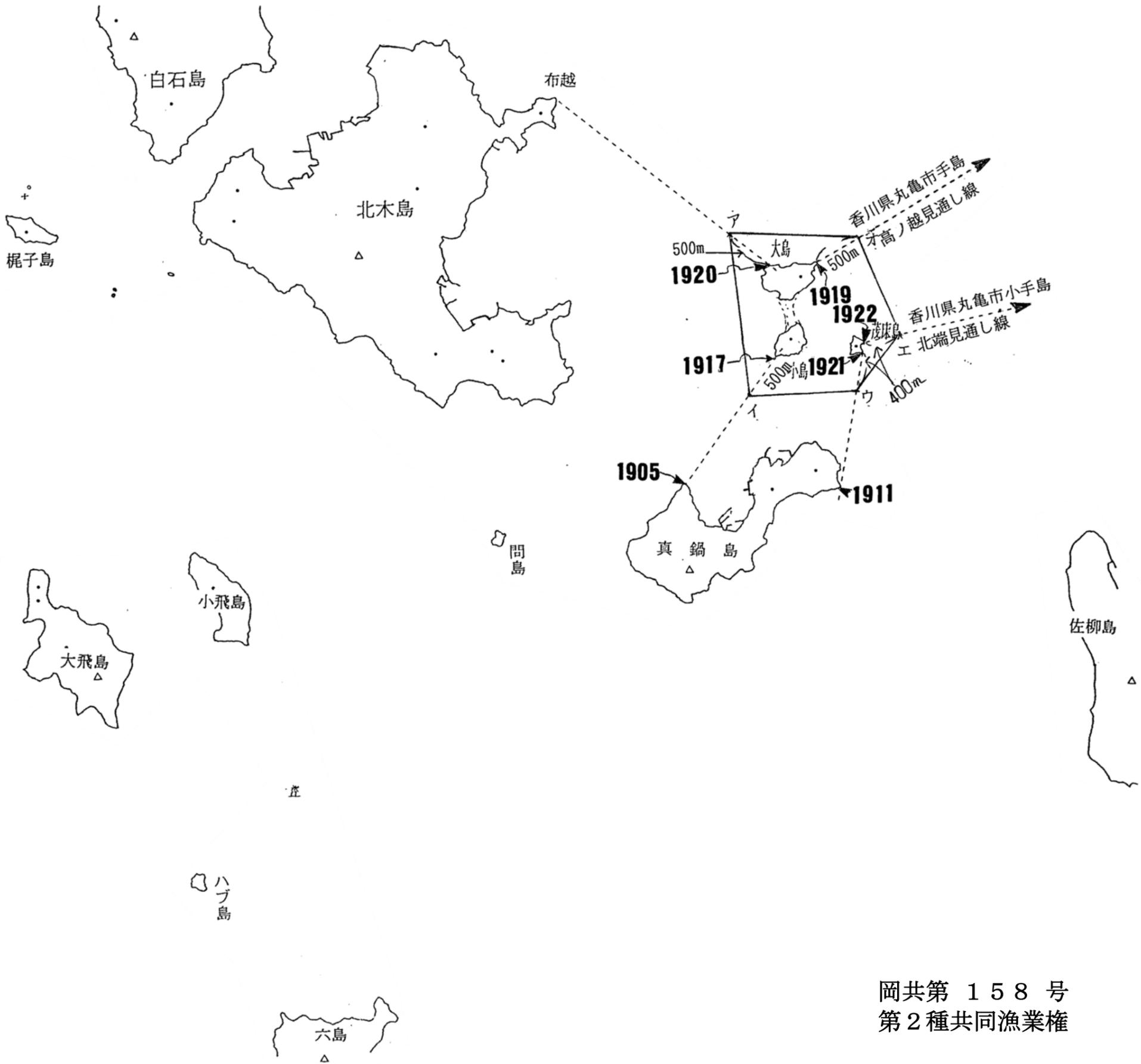
点ウ 基点第1921号から基点第1911号見通し線上  
基点第1921号から400メートルの点

点エ 基点第1922号から丸亀市広島町小手島北端見通  
し線上基点1922号から400メートルの点

点オ 基点第1919号から丸亀市広島町手島高ノ越見通  
し線上基点1919号から500メートルの点



1 : 45,000



岡共第 158 号  
第 2 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第159号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
建網漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1924号を中心にして半径500メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識
  
- 5 関係地区 笠岡市

問島



0 1,000 m

1 : 25,000



岡共第 159 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第160号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第2種共同漁業

建網漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第1926号 笠岡市六島大鳥鼻突端に設置した標識

基点第1927号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識

基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識

基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第1925号から笠岡市問島南端見通し線上基点第1925号から400メートルの点

点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面島北端見通し線上基点第1926号から500メートルの点

点ウ 基点第1927号から香川県三豊市詫間町三崎見通し線上基点1927号から500メートルの点

点エ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大崎北端見通し線上基点1929号から1000メートルの点

点オ 基点第1930号から福山市宇治島南端見通し線上基点第1930号から1000メートルの点

点カ 基点第1930号から笠岡市ハブ島東端見通し線上基点第1930号から400メートルの点



1 免許番号 岡共第161号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦、高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1720号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点第1778号、点ス及び基点第1730号の各点を順次結んだ15直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識

基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻(神島八十八ヶ所第22番札所)に設置した標識

基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台

基点第1728号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識

基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識

基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識

基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

基点第1778号 笠岡市高島南西百間ゾワイ灯標

基点第1803号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

点ア 基点第1720号から基点第1606号見通し線上

基点第1720号から500メートルの点

点イ 基点第1720号から香川県丸亀市手島甚平鼻見通し線上基点第1720号から500メートルの点

点ウ 基点第1720号から笠岡市北木島布越東端見通し線上基点第1720号から500メートルの点

点エ 基点第1721号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1721号から500メートルの点

点オ 基点第1723号から基点第1803号見通し線上基点第1723号から500メートルの点

点カ 基点第1724号から基点第1766号見通し線上基点第1724号から500メートルの点

点キ 基点第1724号から基点第1766号見通し線と、基点第1728号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点

点ク 基点第1723号から基点第1803号見通し線と、基点第1728号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点

点ケ 基点第1720号から笠岡市白石島高頂(171メートル)見通し線と、基点第1723号から基点第1803号見通し線との交差点

点コ 基点第1720号から笠岡市白石島高頂(171メートル)見通し線と、基点第1768号から基点第1803号見通し線との交差点

点サ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点

点シ 基点第1755号から基点第1770号見通し延長線と、点サから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点

点ス 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第1730号から500メートルの点

(2) 基点第1768号、点A、B、C及び基点第1770号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

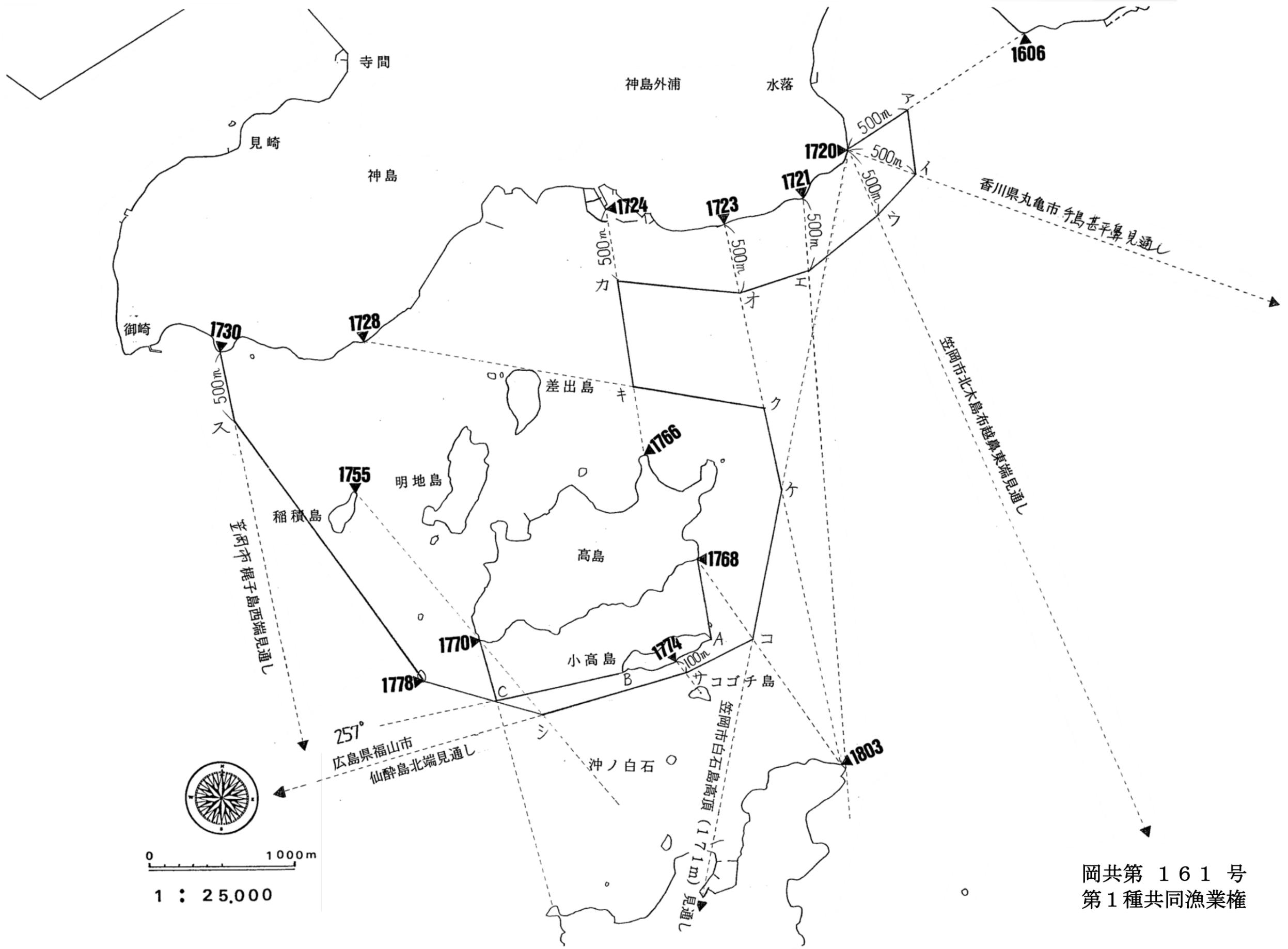
基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

点A 笠岡市小高島東端に設置した標識

点B 笠岡市小高島西端に設置した標識

点C 基点第1770号から笠岡市白石島小山見通し線と、点Bから真方位257度の方位線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 161 号  
第 1 種共同漁業権



1 免許番号 岡共第162号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
なまこ漁業  
11月1日から3月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第1926号 笠岡市六島大鳥鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1867号から基点第1926号見通し線  
と、基点第1905号から広島県福山市走島町袴島南  
端見通し線との交差点

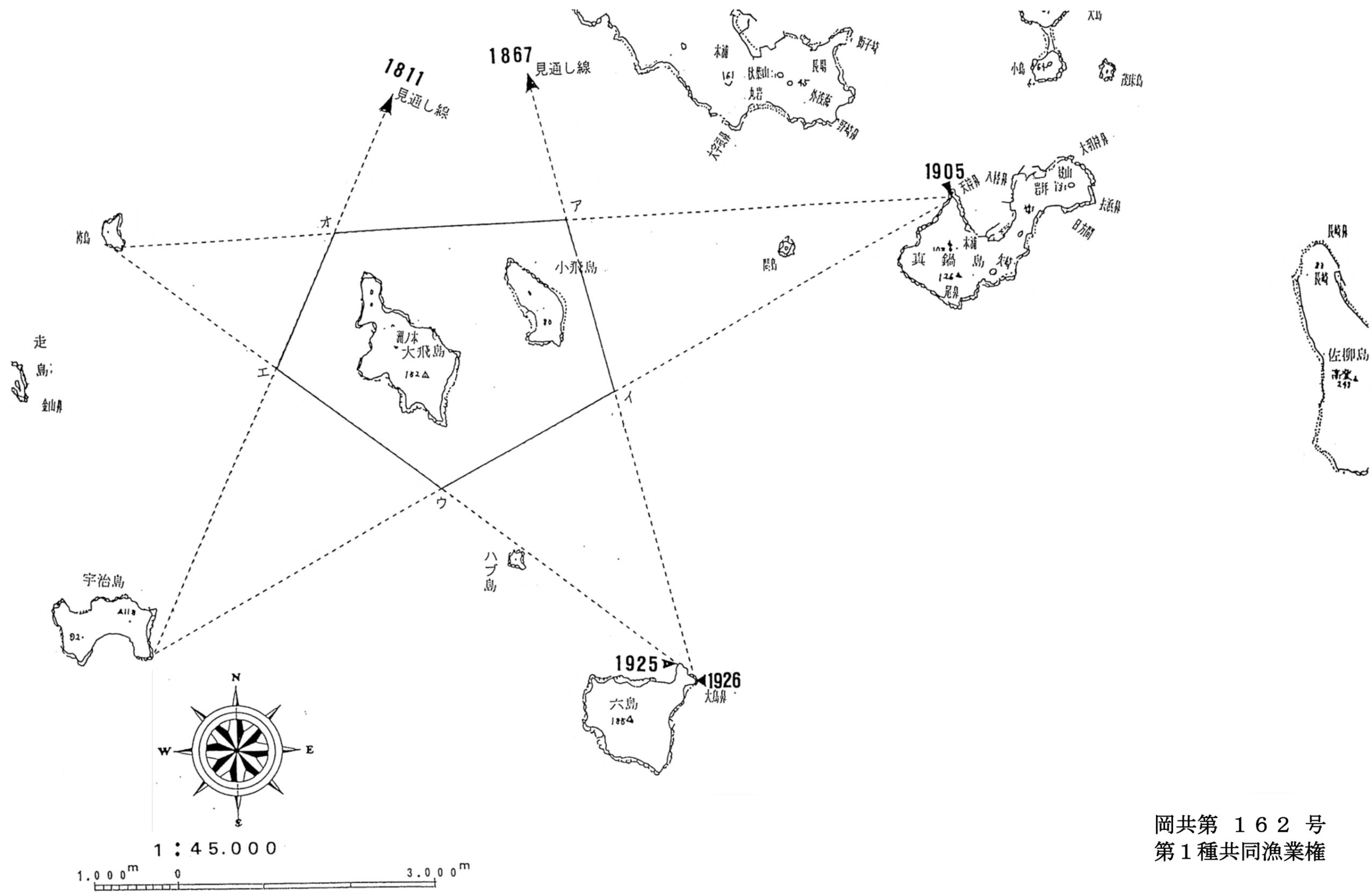
点イ 基点第1867号から基点第1926号見通し線  
と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島  
南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南  
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市  
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南  
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市  
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点オ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南  
東端見通し線と、基点第1905号から広島県福山市

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 162 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第163号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島東地先

4 漁場の区域 基点第1715号及び点アを結んだ直線、基点第1720号  
及び点イを結んだ直線及び基点第1715号と基点第1720  
号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの  
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設  
置した標識

基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

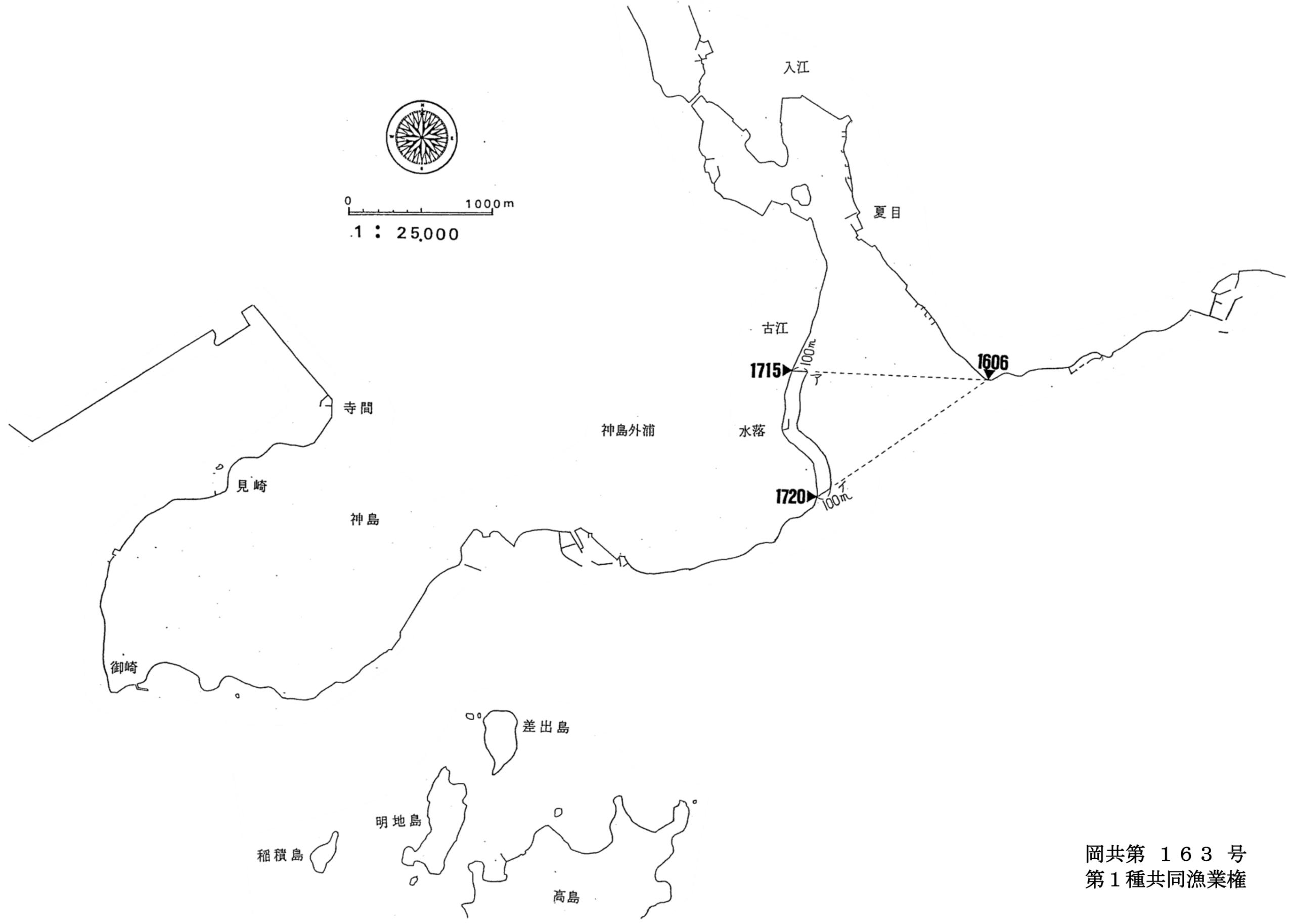
点ア 基点第1715号から基点第1606号見通し線上

基点第1715号から100メートルの点

点イ 基点第1720号から基点第1606号見通し線上基

点第1720号から100メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 163 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第164号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島高須、王泊地先

4 漁場の区域 基点第1766号及び点アを結んだ直線、基点第1779号  
及び点イを結んだ直線及び基点第1766号と基点第1779  
号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線  
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1760号 笠岡市ホヤ島北端に設置した標識

基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識

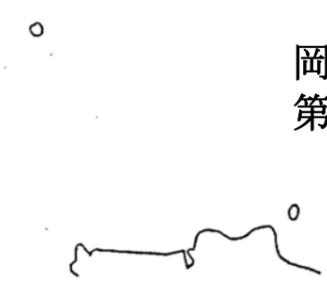
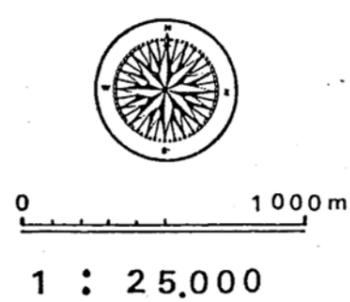
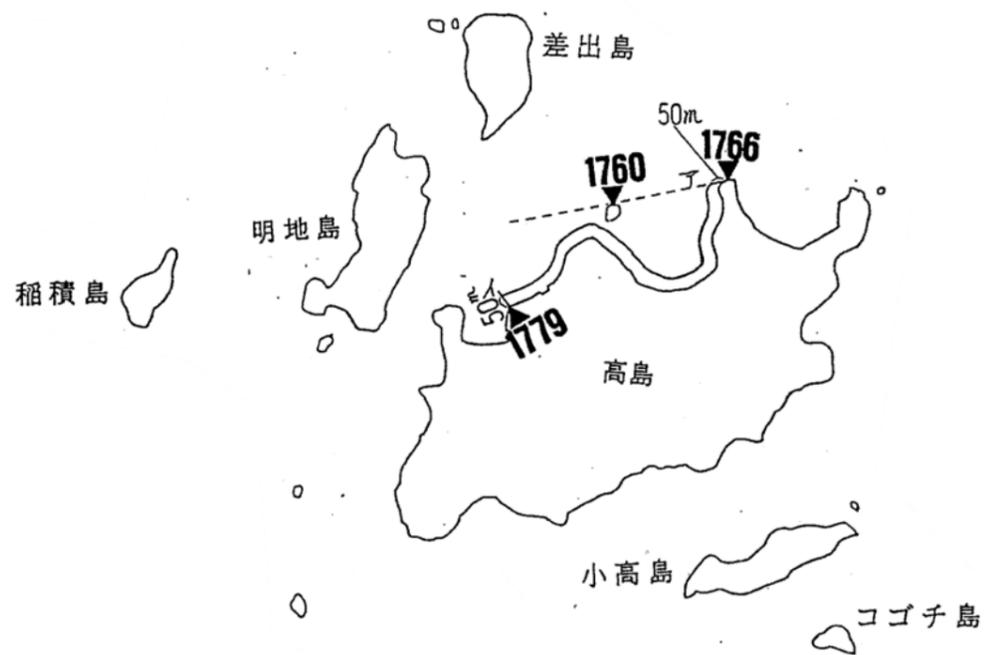
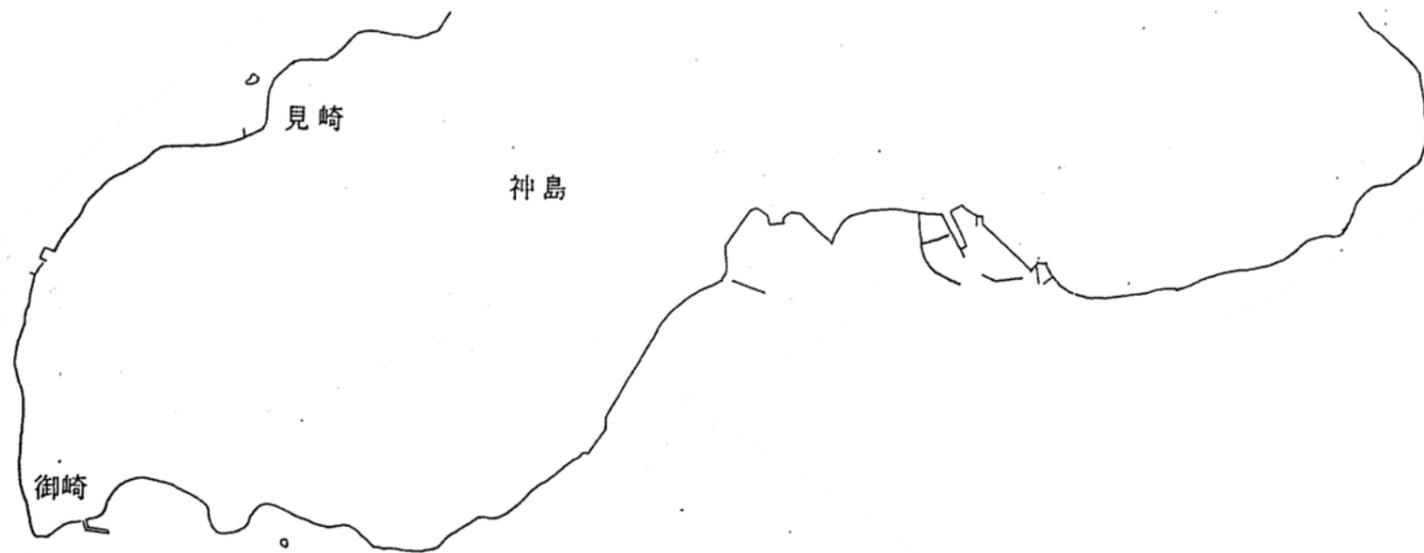
基点第1779号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部

点ア 基点第1766号から基点第1760号見通し線上

基点第1766号から50メートルの点

点イ 基点第1779号から防波堤上50メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 164 号  
第 1 種共同漁業権

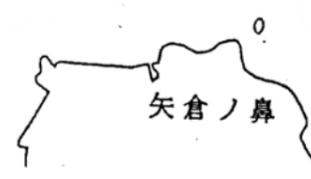
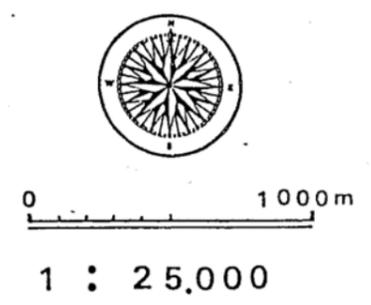
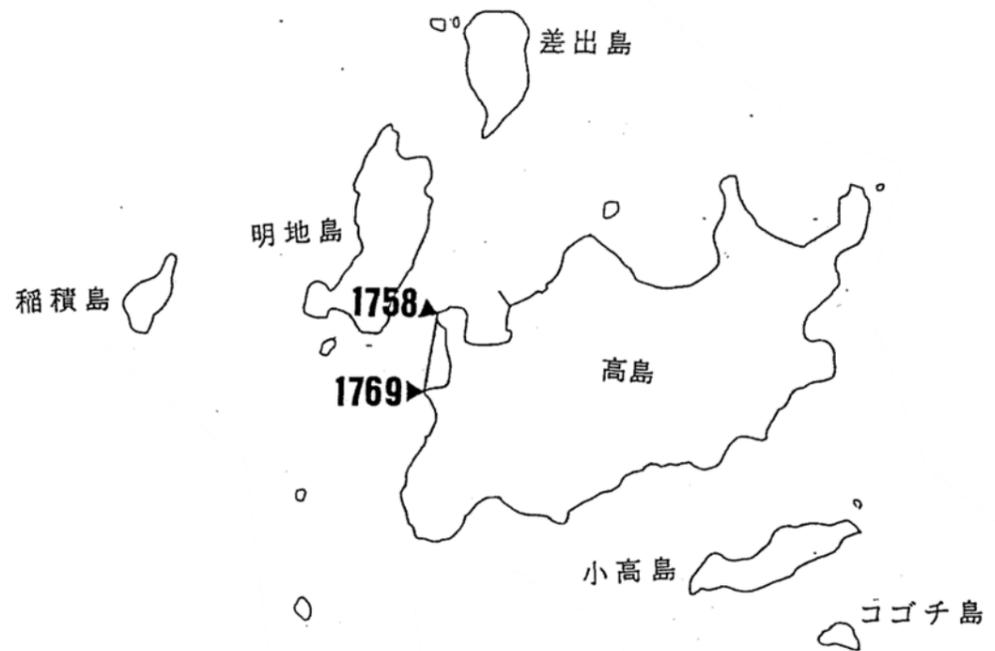
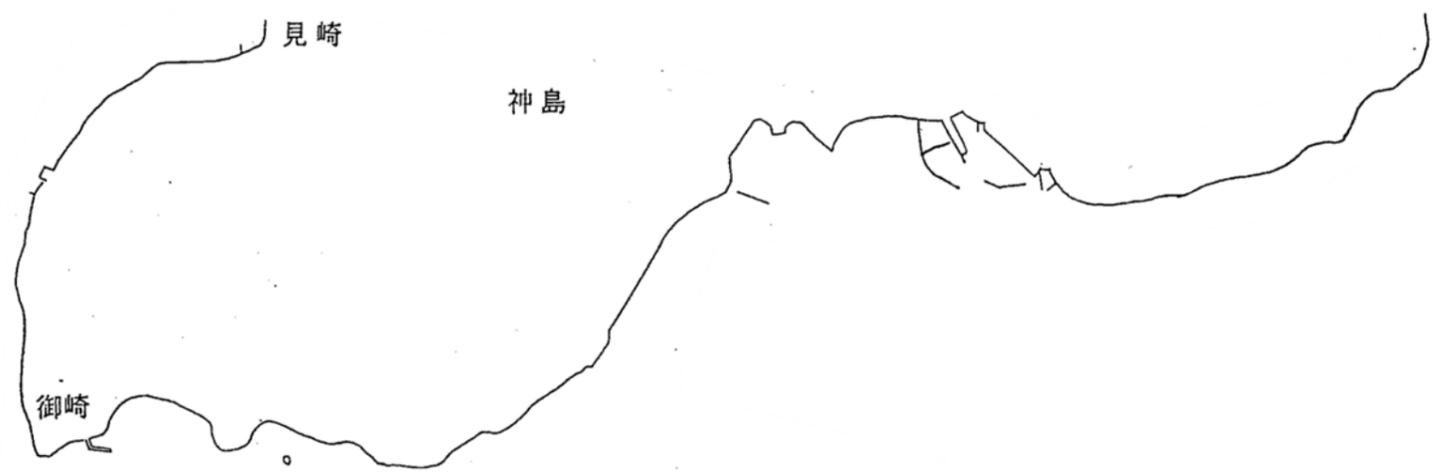
1 免許番号 岡共第165号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業  
あさり漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島窓石地先

4 漁場の区域 基点第1758号及び基点第1769号を結んだ直線と最大  
高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1758号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
基点第1769号 笠岡市高島窓の鼻北端に設置した標識

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 165 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第166号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1755号、オ、カ、キ、ク、ア、イ、ウ、エ及び基点第1756号を順次結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

- 基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台
- 基点第1725号 笠岡市神島外浦外浦大道(護岸堤西端)鼻に設置した標識
- 基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識
- 基点第1742号 笠岡市差出島北東端に設置した標識
- 基点第1745号 笠岡市差出島北西ハト島北西端に設置した標識
- 基点第1747号 笠岡市差出島北西ハト島北東端に設置した標識
- 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
- 基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識
- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識

点ア 基点第1720号から笠岡市白石島高頂(171メートル)見通し線と、点クから笠岡市白石島東端見通し線との交差点

点イ 基点第1720号から笠岡市白石島高頂(171メートル)見通し線と、基点第1768号から笠岡市白石島東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点

点エ 基点第1756号から笠岡市梶子島西端見通し線と、点ウから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点

点オ 基点第1745号から基点第1725号見通し線上基点第1745号から100メートルの点

点カ 基点第1747号から基点第1727号見通し線上基点第1747号から100メートルの点

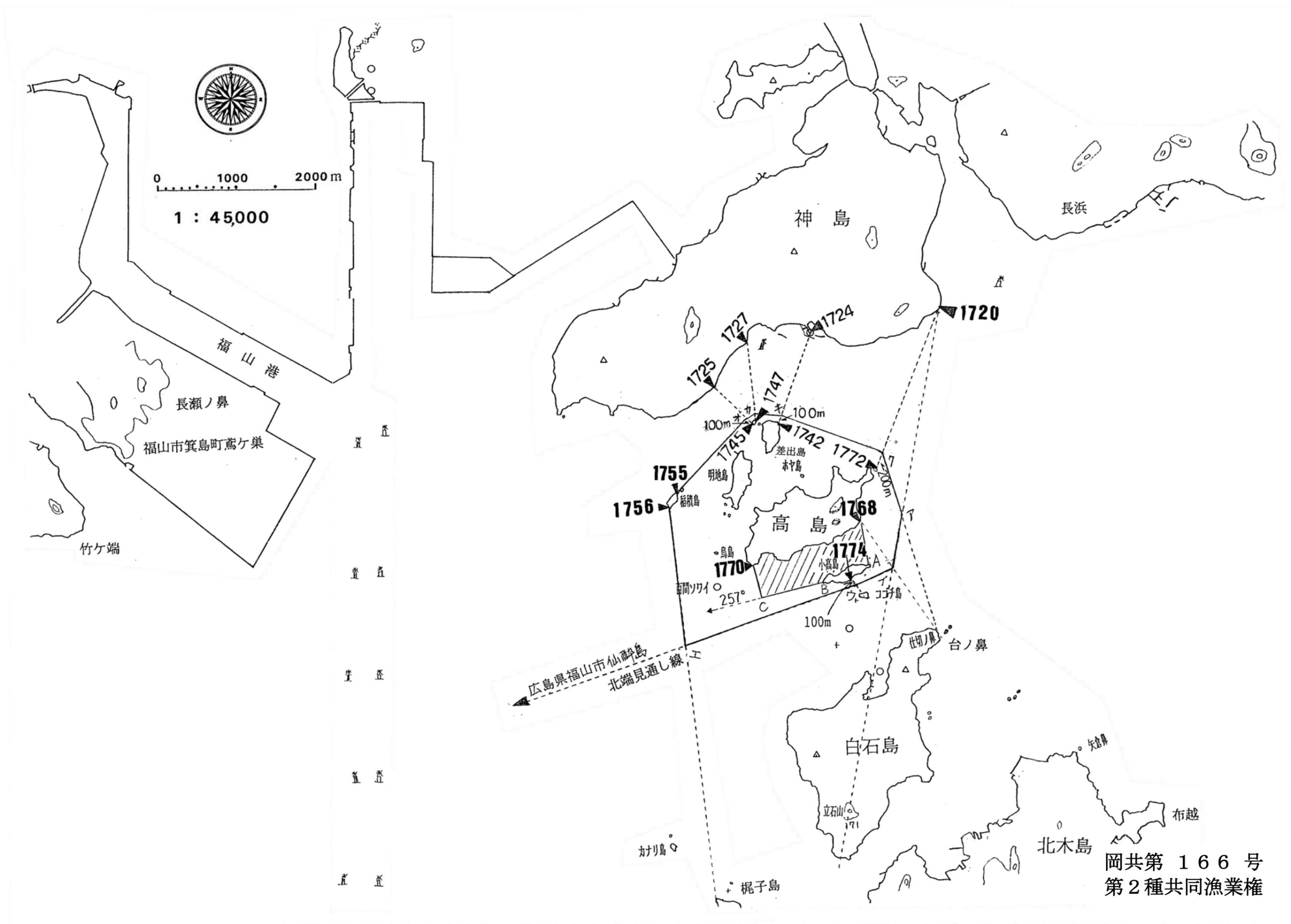
点キ 基点第1742号から基点第1724号見通し線上基点第1742号から100メートルの点

点ク 基点第1772号から基点第1720号見通し線上基点第1772号から200メートルの点

(2) 基点第1768号と点Aを結んだ直線並びにB、C及び基点第1770号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置

- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 点A 笠岡市小高島東端に設置した標識
- 点B 笠岡市小高島西端に設置した標識
- 点C 基点第1770号から笠岡市白石島小山見通し線と、点Bから真方位257度の方位線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



0 1000 2000 m  
 1 : 45,000

福山港  
 長瀬ノ鼻  
 福山市箕島町鷺ヶ巣

竹ヶ端

広島県福山市仙酔島  
 北端見通し線

岡共第 166 号  
 第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第167号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア号の各点を順次結んだ5直線  
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第1926号 笠岡市六島大鳥鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1867号から基点第1926号見通し線  
と、基点第1905号から広島県福山市走島町袴島南  
端見通し線との交差点

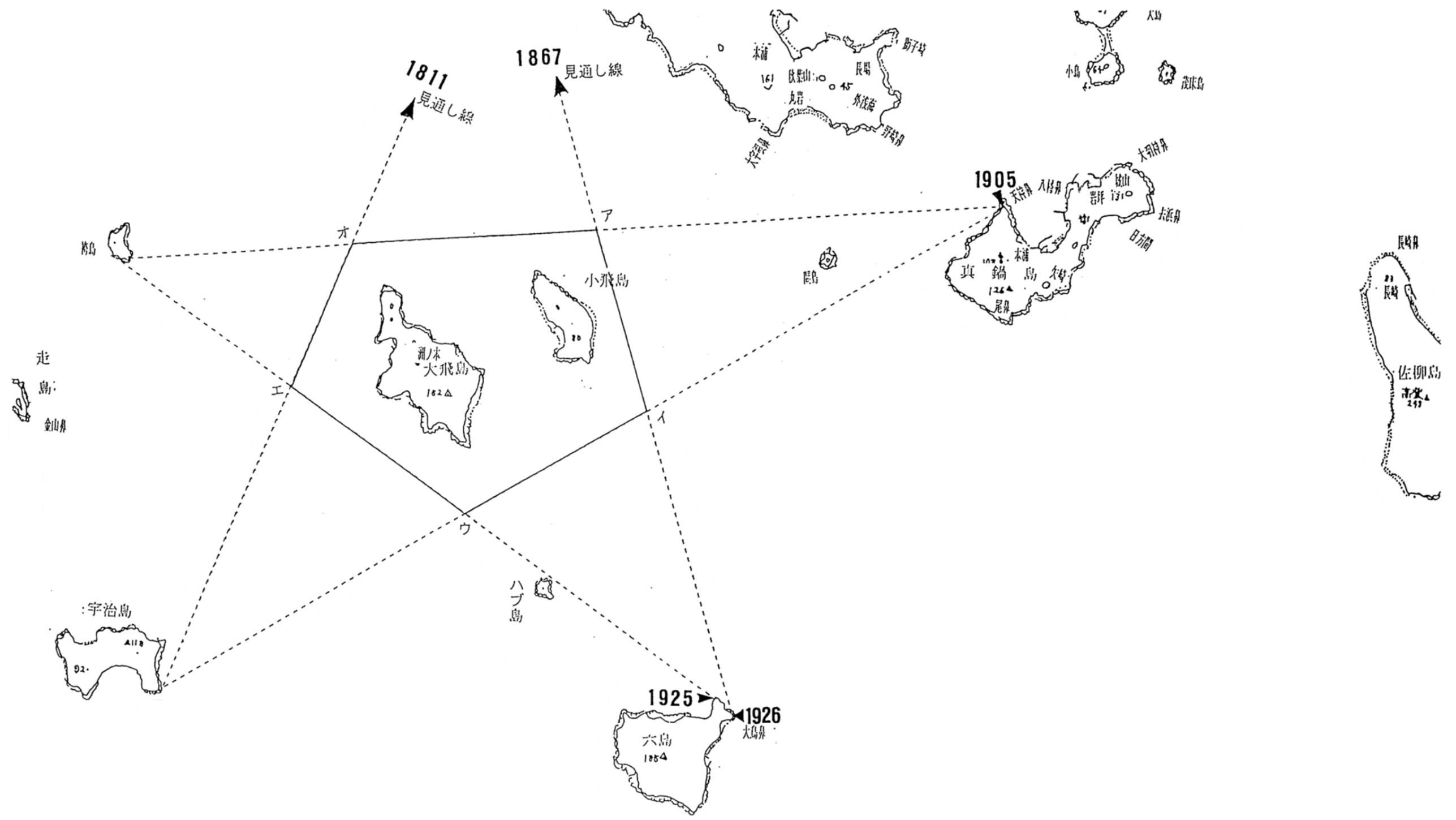
点イ 基点第1867号から基点第1926号見通し線  
と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島  
南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南  
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市  
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南  
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市  
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点オ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南  
東端見通し線と、基点第1905号から広島県福山市

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 167 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第168号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地先

4 漁場の区域 基点第1715号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第1730号の各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識
- 基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識
- 基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻（神島八十八ヶ所第22番札所）に設置した標識
- 基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識
- 基点第1728号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識
- 基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南麓（通称オソノクボ）に設置した標識
- 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識
- 基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識
- 基点第1860号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識

点ア 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から500メートルの点

点イ 基点第1720号から香川県丸亀市手島甚兵衛鼻見通し線上基点第1720号から300メートルの点

点ウ 基点第1720号から基点第1860号見通し線上基点第1720号から300メートルの点

点エ 基点第1721号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1721号から200メートルの点

点オ 基点第1723号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1723号から200メートルの点

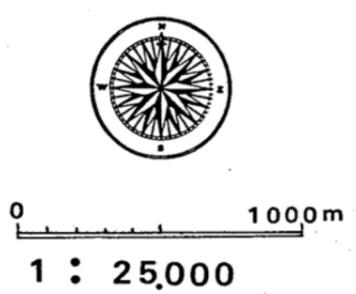
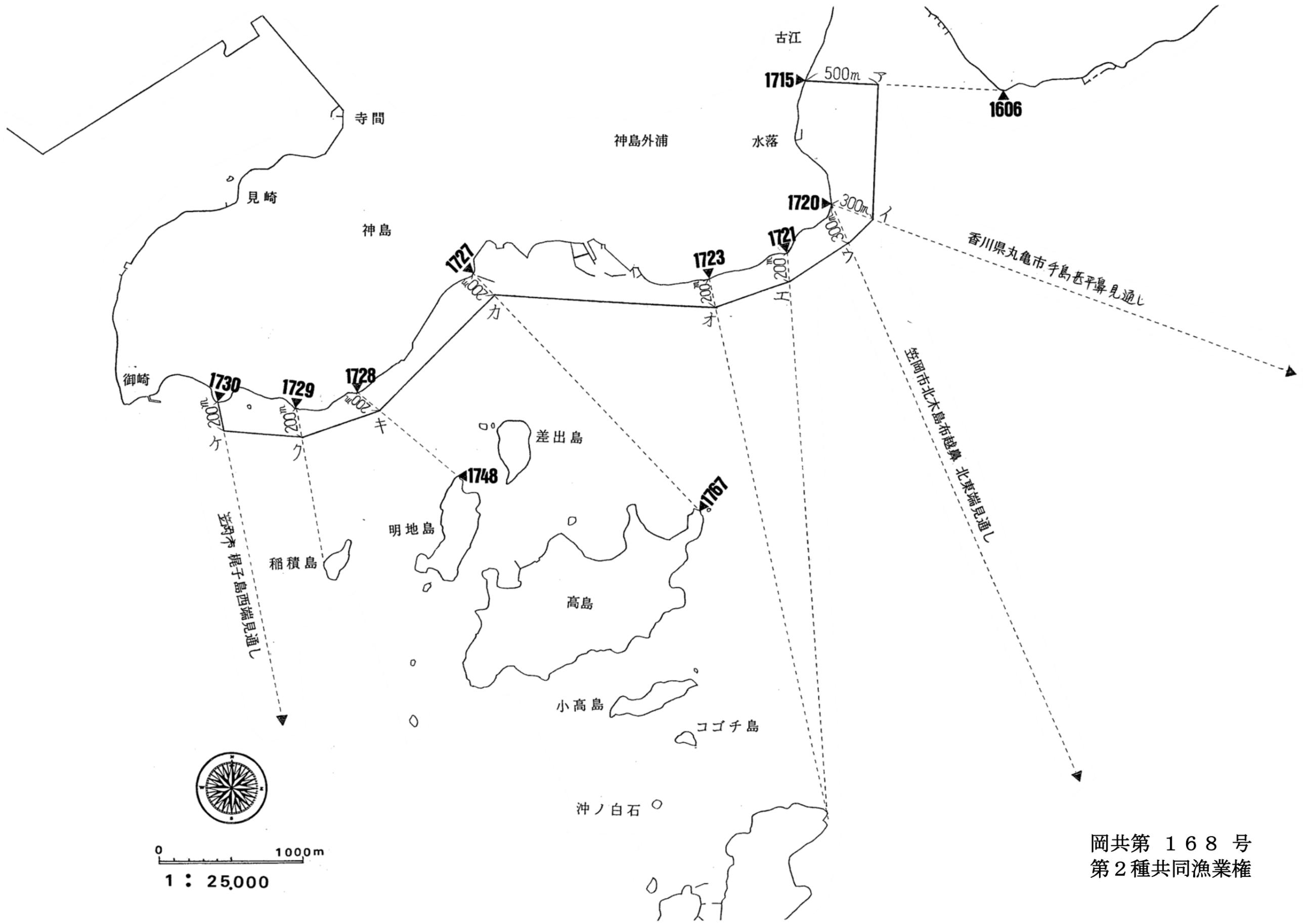
点カ 基点第1727号から基点第1767号見通し線上基点第1727号から200メートルの点

点キ 基点第1728号から基点第1748号見通し線上基点第1728号から200メートルの点

点ク 基点第1729号から笠岡市稲積島西端見通し線上基点第1729号から200メートルの点

点ケ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第1730号から200メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 168 号  
 第 2 種共同漁業権

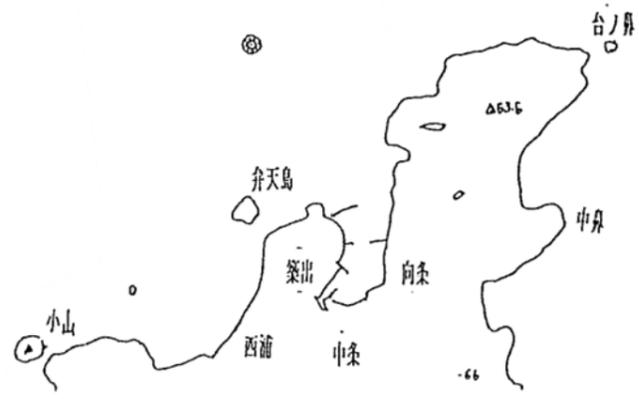
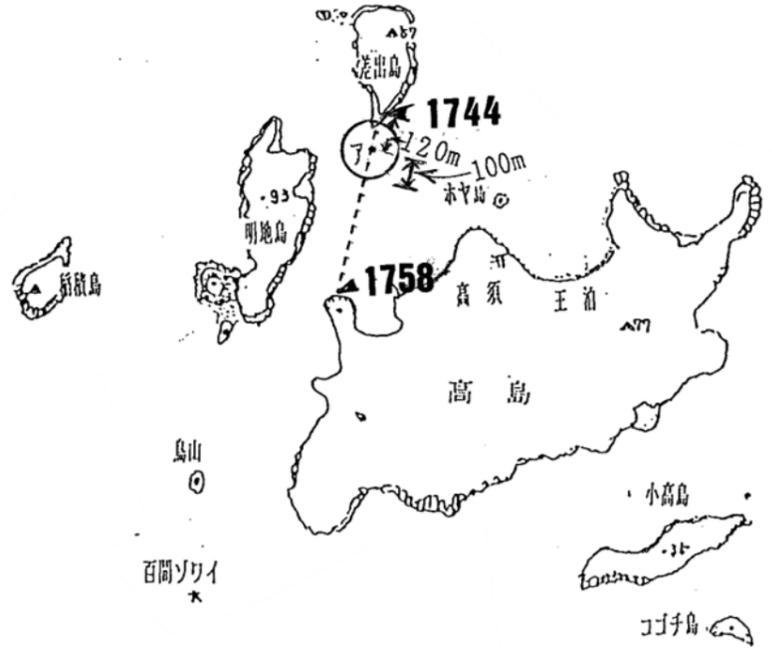
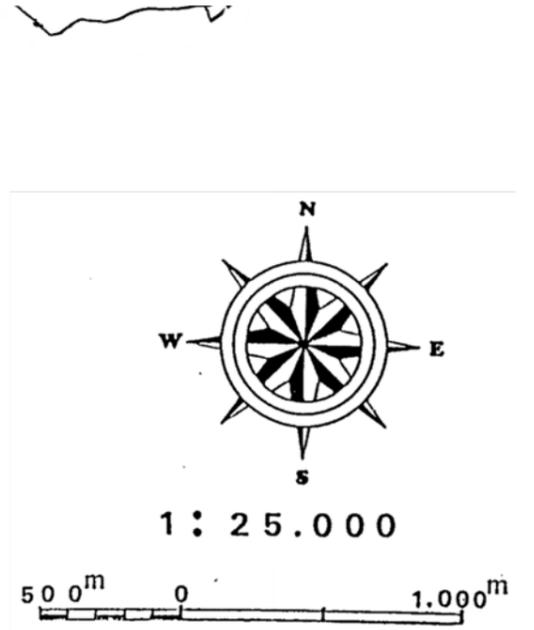
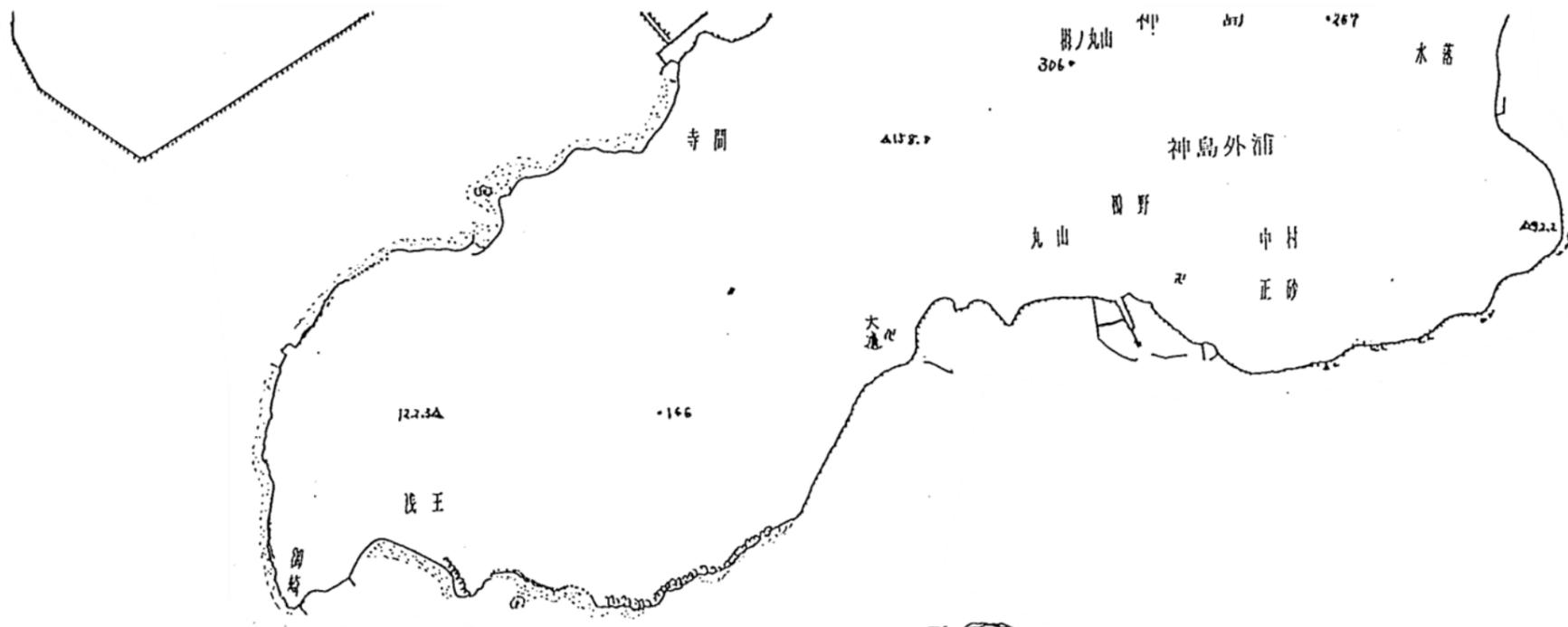
1 免許番号 岡共第169号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島南地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの区域  
点の位置  
基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識  
基点第1758号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
点ア 基点第1744号から基点第1758号見通し線上  
基点第1744号から120メートルの点

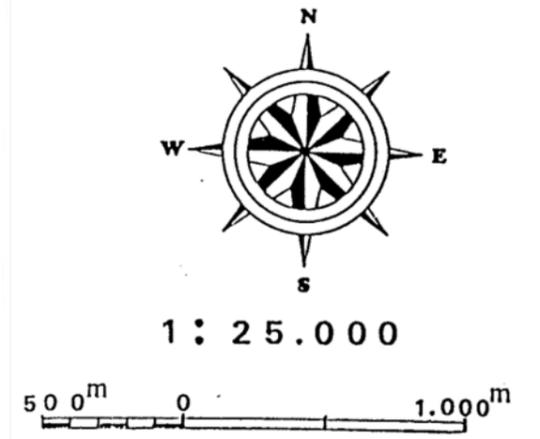
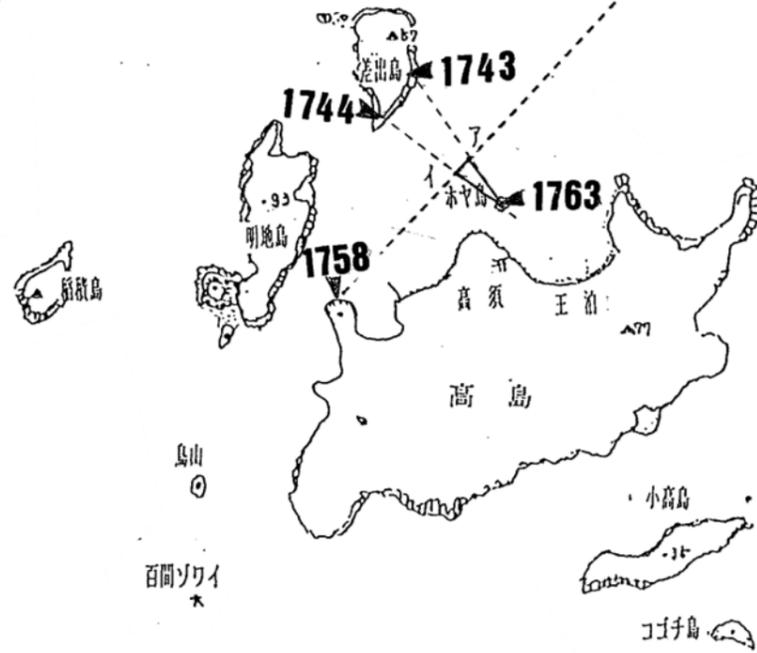
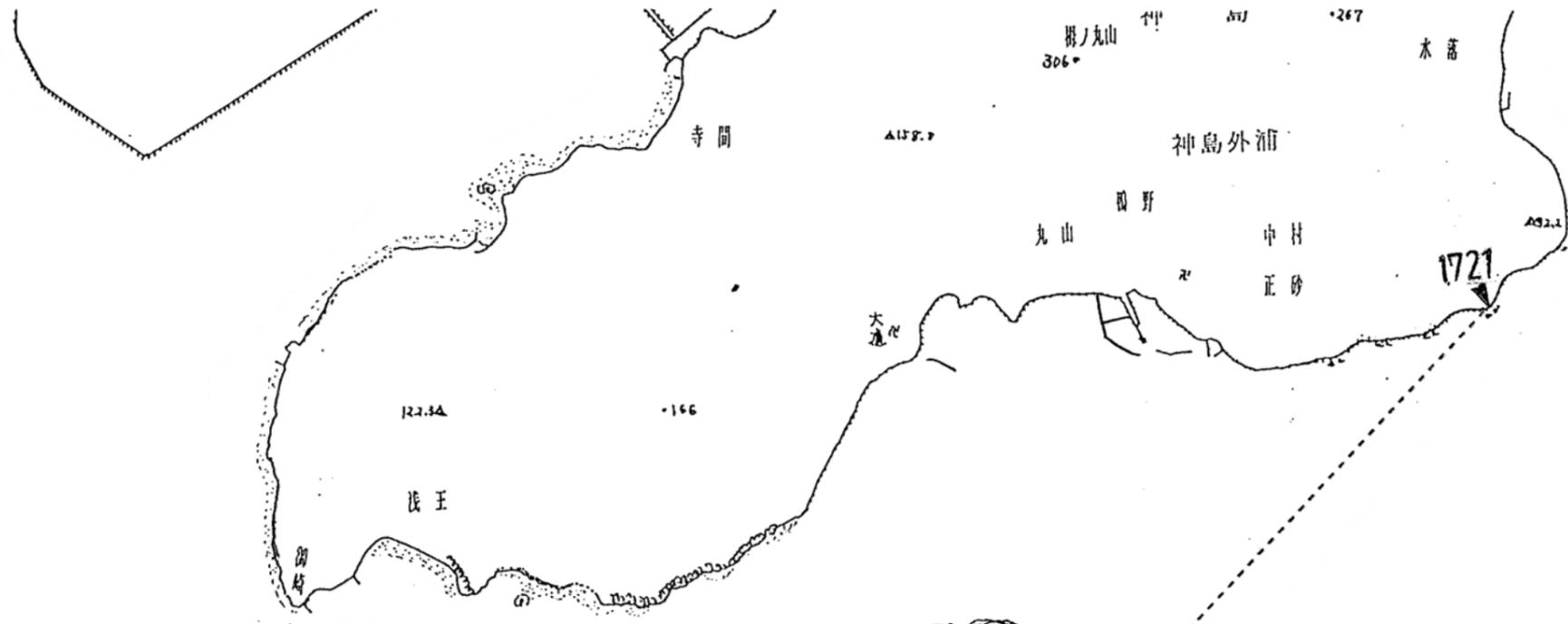
5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



羅島

岡共第 169 号  
第 3 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第170号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市高島北地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1763号、点ア、イ及び基点第1763号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識  
基点第1743号 笠岡市差出島東端に設置した標識  
基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識  
基点第1758号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
基点第1763号 笠岡市ホヤ島島頂に設置した標識  
点ア 基点第1763号から基点第1743号見通し線  
と、基点第1758号から基点第1721号見通し線  
との交差点  
点イ 基点第1763号から基点第1744号見通し線  
と、基点第1758号から基点第1721号見通し線  
との交差点
  
- 5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



図島  
○

岡共第 170 号  
第 3 種共同漁業権

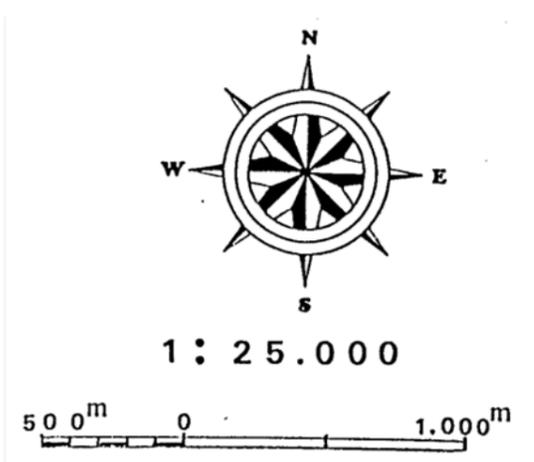
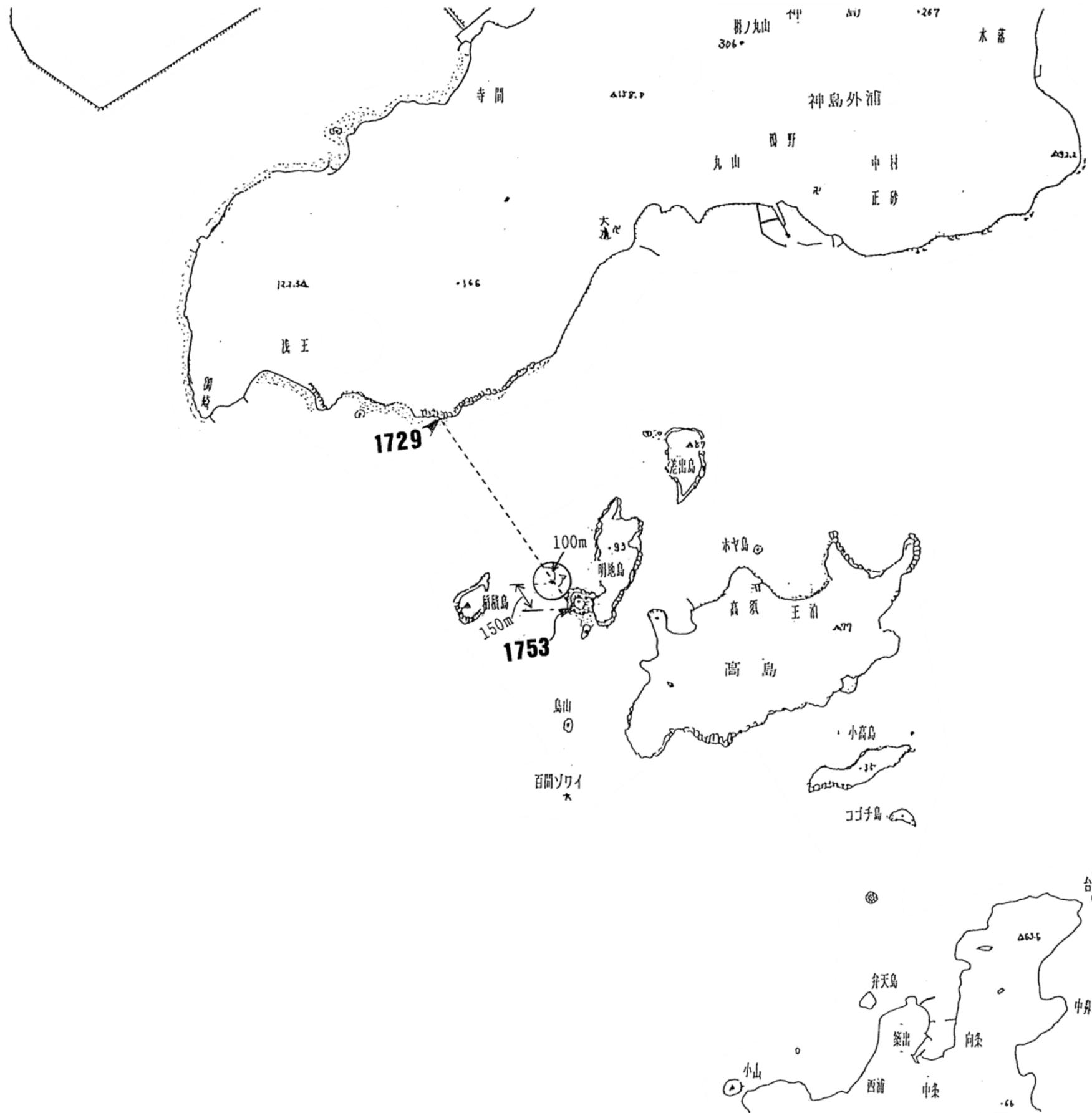
1 免許番号 岡共第171号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市明地島西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの区域  
点の位置  
基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南麓（通称オソノクボ）に  
設置した標識  
基点第1753号 笠岡市明地島南西端（シロ石）に設置した標識  
点ア 基点第1753号から基点第1729号見通し線上  
基点第1753号から150メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 171 号  
第 3 種共同漁業権

高島  
○

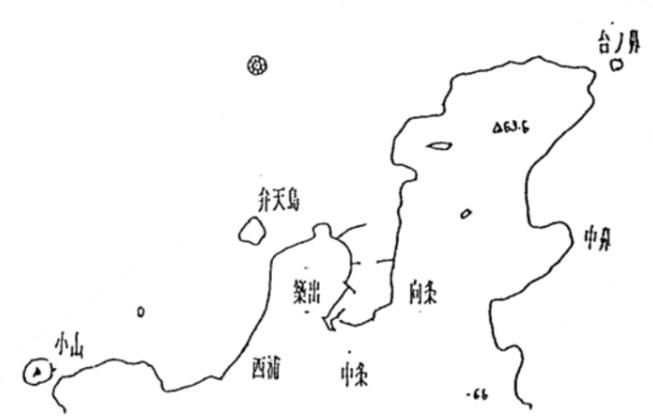
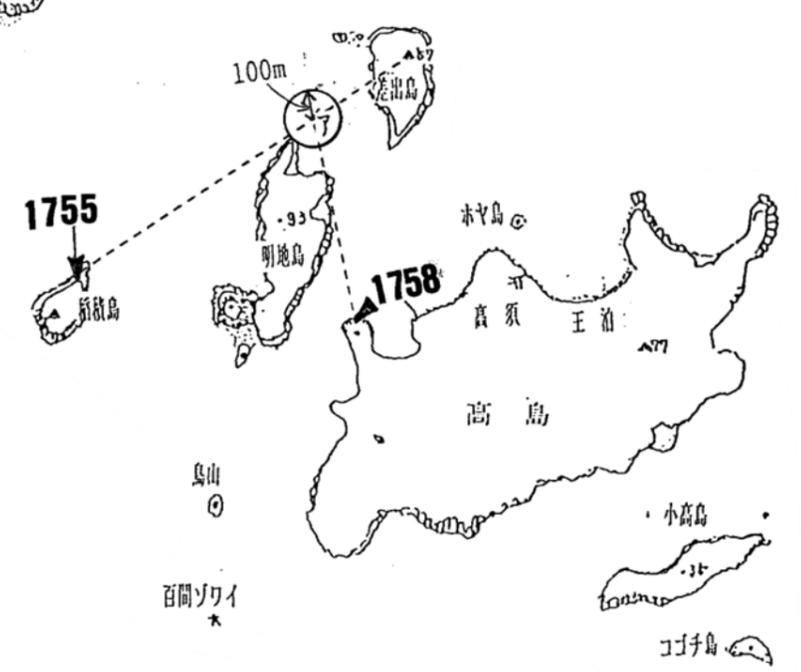
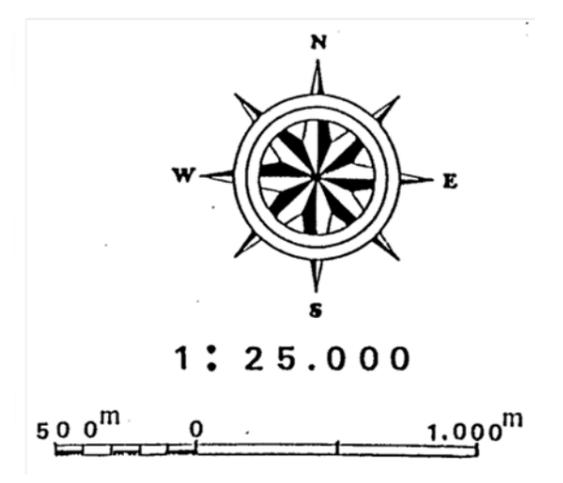
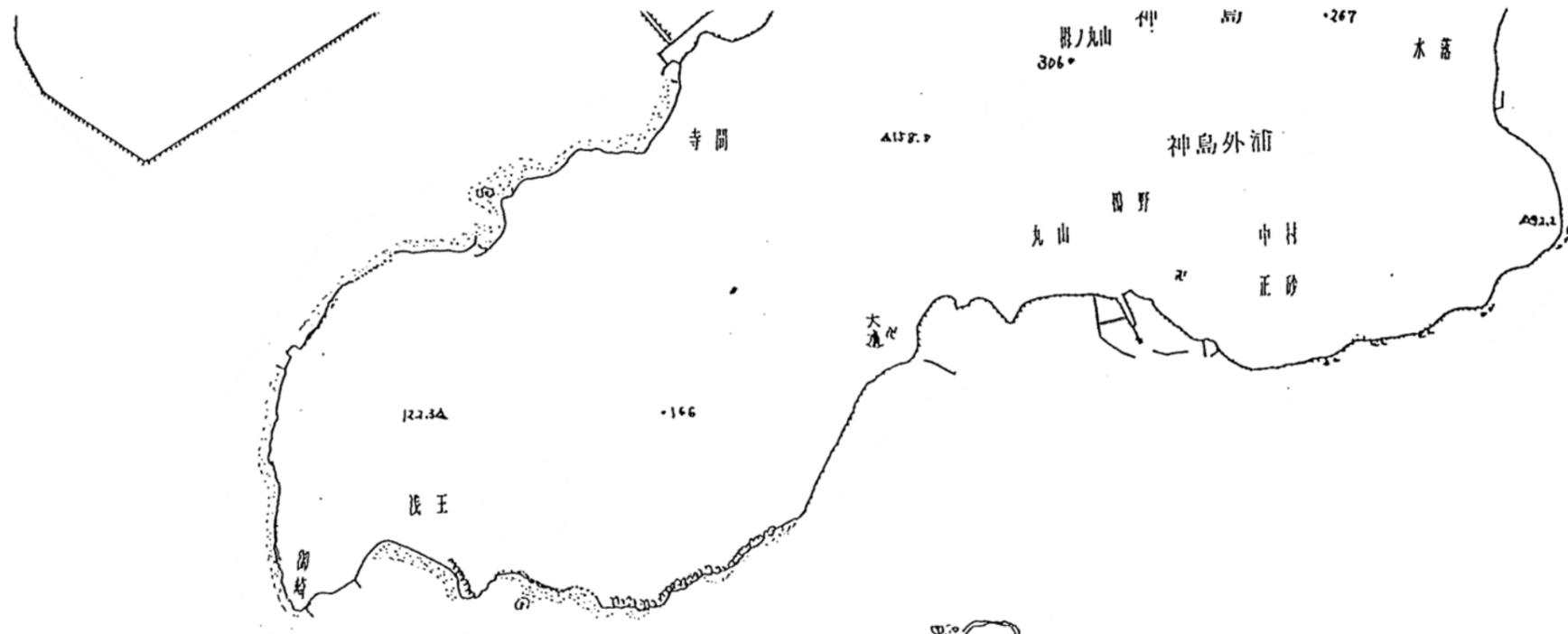
1 免許番号 岡共第172号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの区域  
点の位置  
基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識  
基点第1758号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識  
点ア 基点第1755号から笠岡市明地島北端見通し線  
と、基点第1758号から笠岡市明地島東端見通し延  
長線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 172 号  
第 3 種共同漁業権

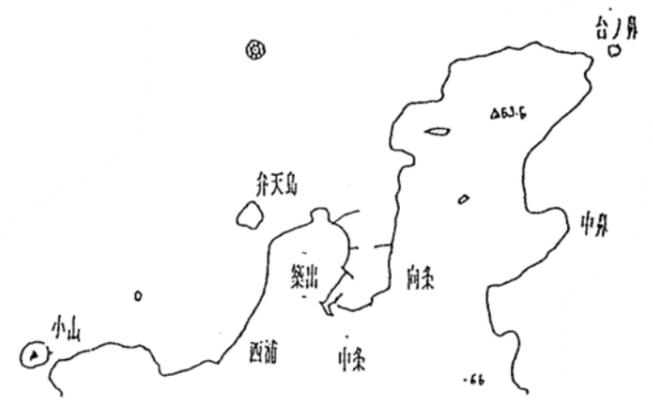
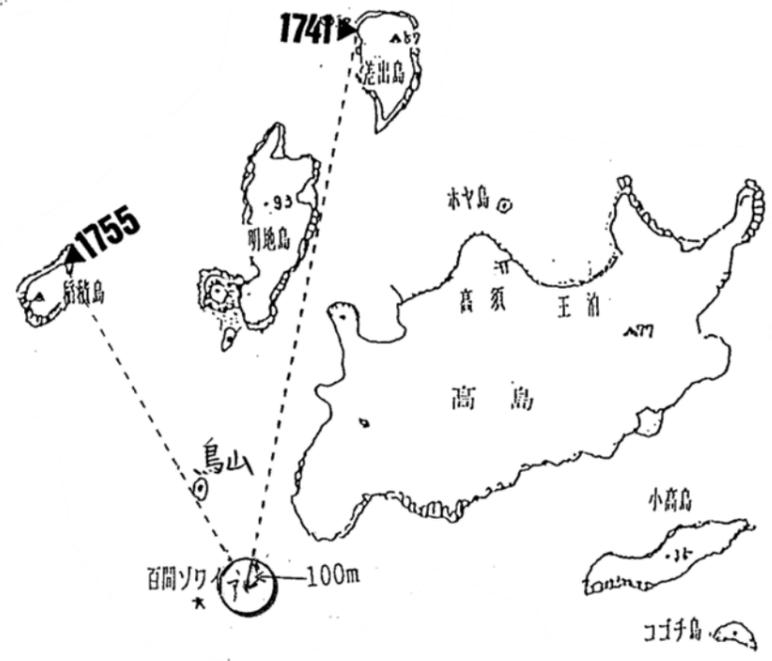
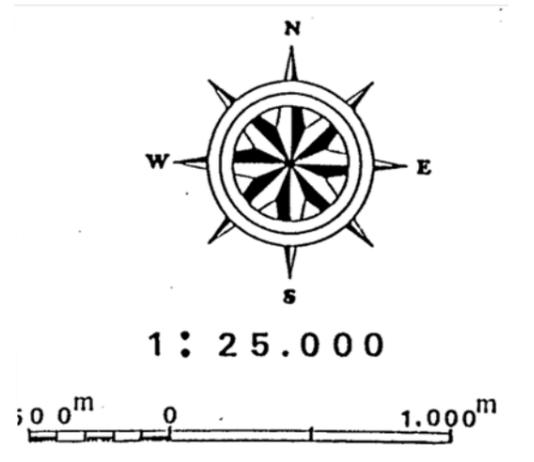
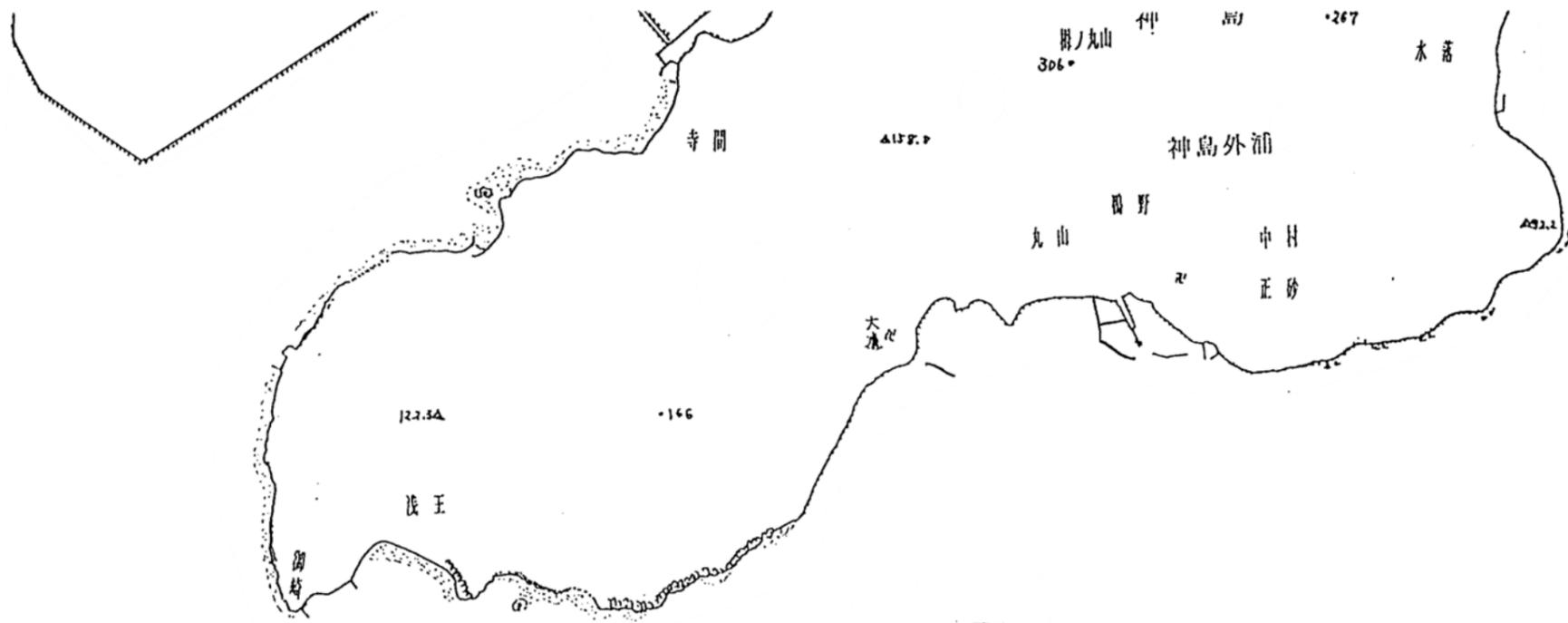
1 免許番号 岡共第173号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの区域  
点の位置  
基点第1741号 笠岡市差出島北西端に設置した標識  
基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識  
点ア 基点第1741号から笠岡市明地島東端見通し延長  
線と、基点第1755号から笠岡市高島鳥山南西端見  
通し延長線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 173 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第174号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

なまこ漁業

11月1日から翌年3月31日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
- 基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識
- 基点第1781号 笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻に設置した標識
- 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した標識
- 基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻先端に設置した標識

点ア 基点第1772号から基点第1858号見通し線と、点クから倉敷市下水島南端見通し線との交差点

点イ 基点第1772号から基点第1858号見通し線と、点ウから浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点

点ウ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上基点第1808号から250メートルの点

点エ 基点第1811号から笠岡市北木島町横辺島島頂見通し線上基点第1811号から200メートルの点

点オ 基点第1811号から広島県福山市鞆町走島東南端見通し線と、基点第1781号から真方位324度見通し線との交差点

点カ 基点第1781号から真方位324度見通し線と、点キから広島県福山市鞆町走島北方鴻ノ石燈台見通し線との交差点

点キ 基点第1755号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点クから広島県福山市鞆町仙酔島高頂見通し線との交差点

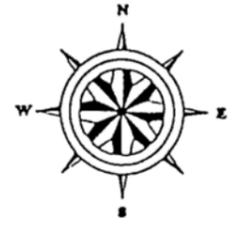
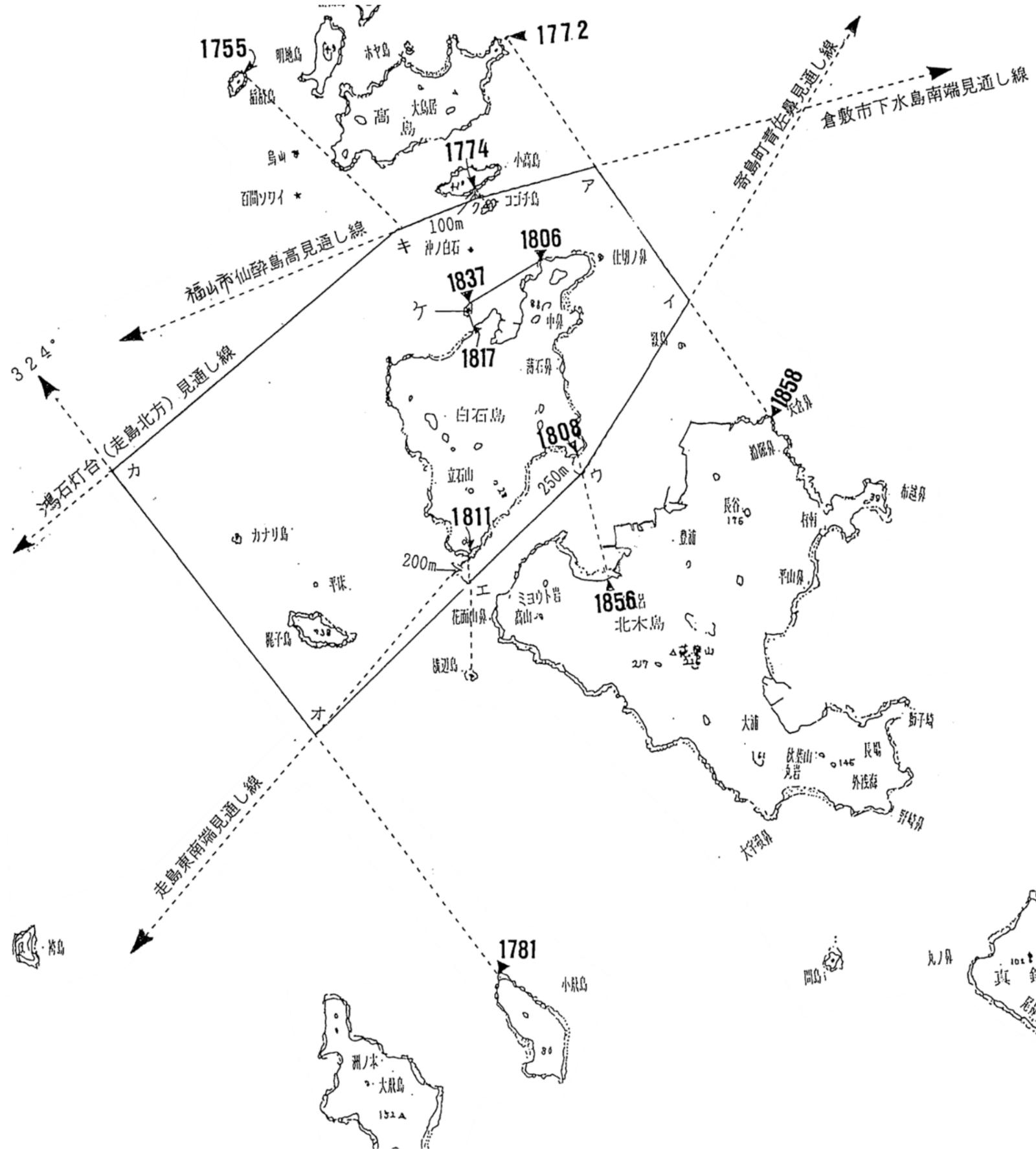
点ク 基点第1774号から笠岡市白石島コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点

(2) 基点第1806号及び基点第1837号、点ウ及び基点第1817号を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

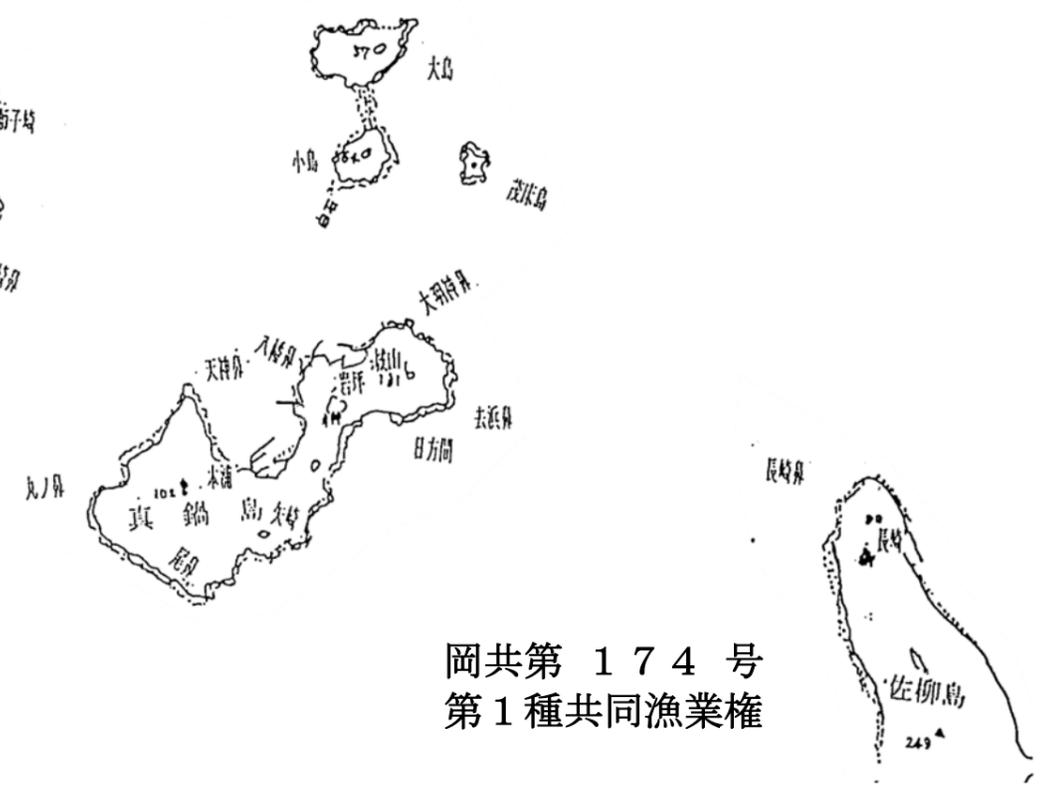
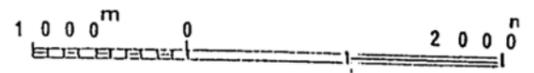
点の位置

- 基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ先端に設置した標識
- 基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識
- 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識
- 点ケ 笠岡市弁天島島頂

5 関係地区 笠岡市白石島



1:45,000



岡共第 174 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第175号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識  
基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識  
基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻(トウフ岩)に設置した標識  
基点第1781号 笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻に設置した標識  
基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識  
基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識  
基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した標識

基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1772号から基点第1858号見通し線と、点クから倉敷市下水島南端見通し線との交差点

点イ 基点第1772号から基点第1858号見通し線と、点ウから浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点

点ウ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上  
基点第1808号から250メートルの点

点エ 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線上  
基点第1811号から200メートルの点

点オ 基点第1811号から広島県福山市鞆町走島東南端見通し線と、基点第1781号から真方位324度見通し線との交差点

点カ 基点第1781号から真方位324度見通し線と、点キから広島県福山市鞆町走島北方鴻石灯台見通し線との交差点

点キ 基点第1755号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点クから広島県福山市鞆町仙酔島高頂見通し線との交差点

点ク 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上  
基点第1774号から100メートルの点

(2) 基点第1806号及び基点第1837号、点ウ及び基点第1817号を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

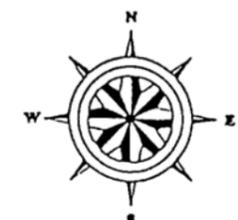
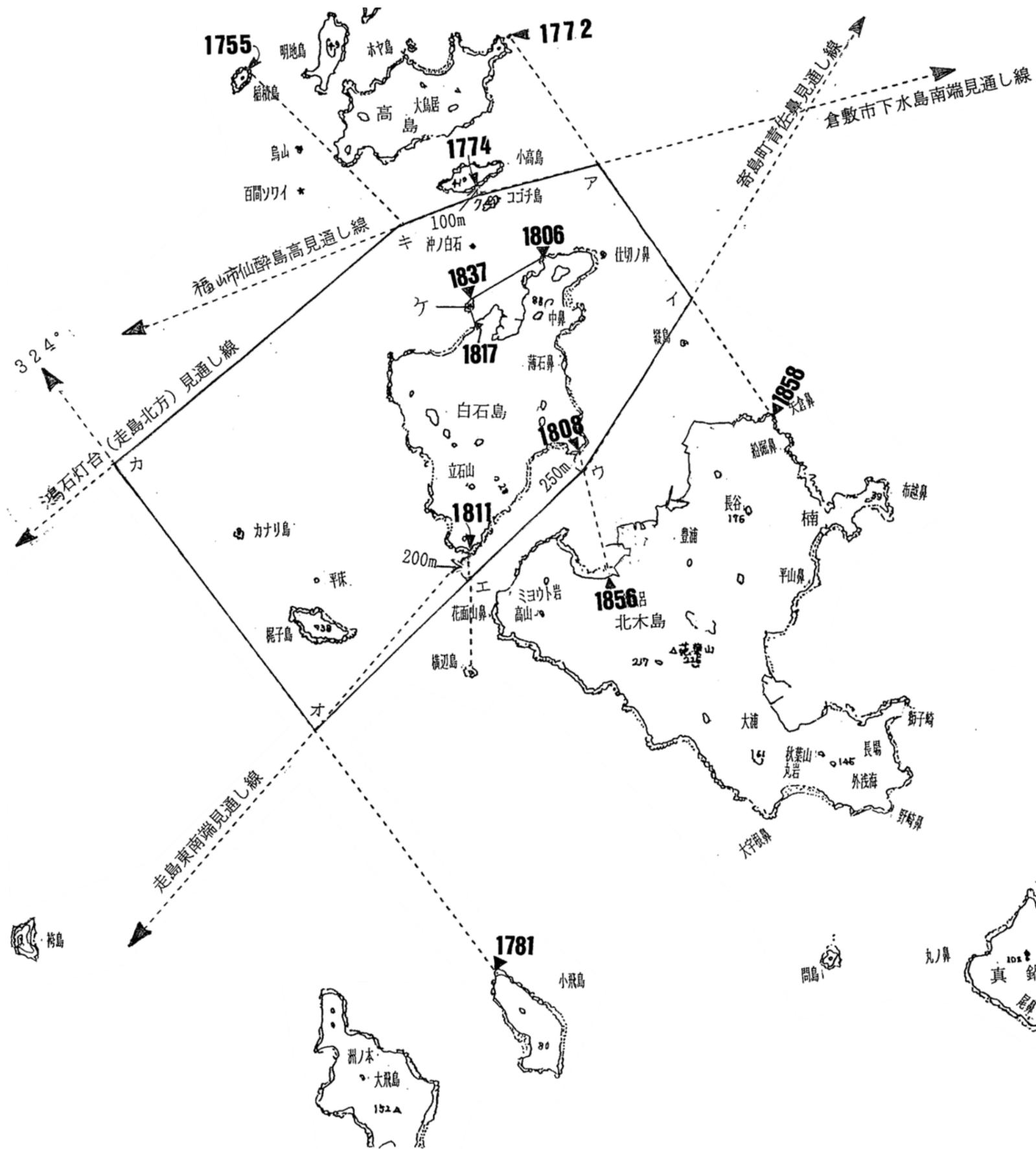
基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコヅワ突端に設置した標識

基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

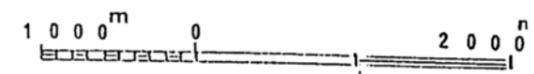
基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ケ 笠岡市弁天島島頂

5 関係地区 笠岡市白石島



1 : 45.000



岡共第 175 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第176号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第3種共同漁業

つきいそ漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1806号、点ア、イ、ウ、基点第1804号及び基点第1803号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1801号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識

基点第1803号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコヅラ突端に設置した標識

基点第1820号 笠岡市白石島沖白石灯台

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

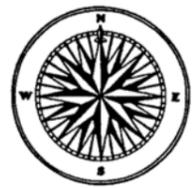
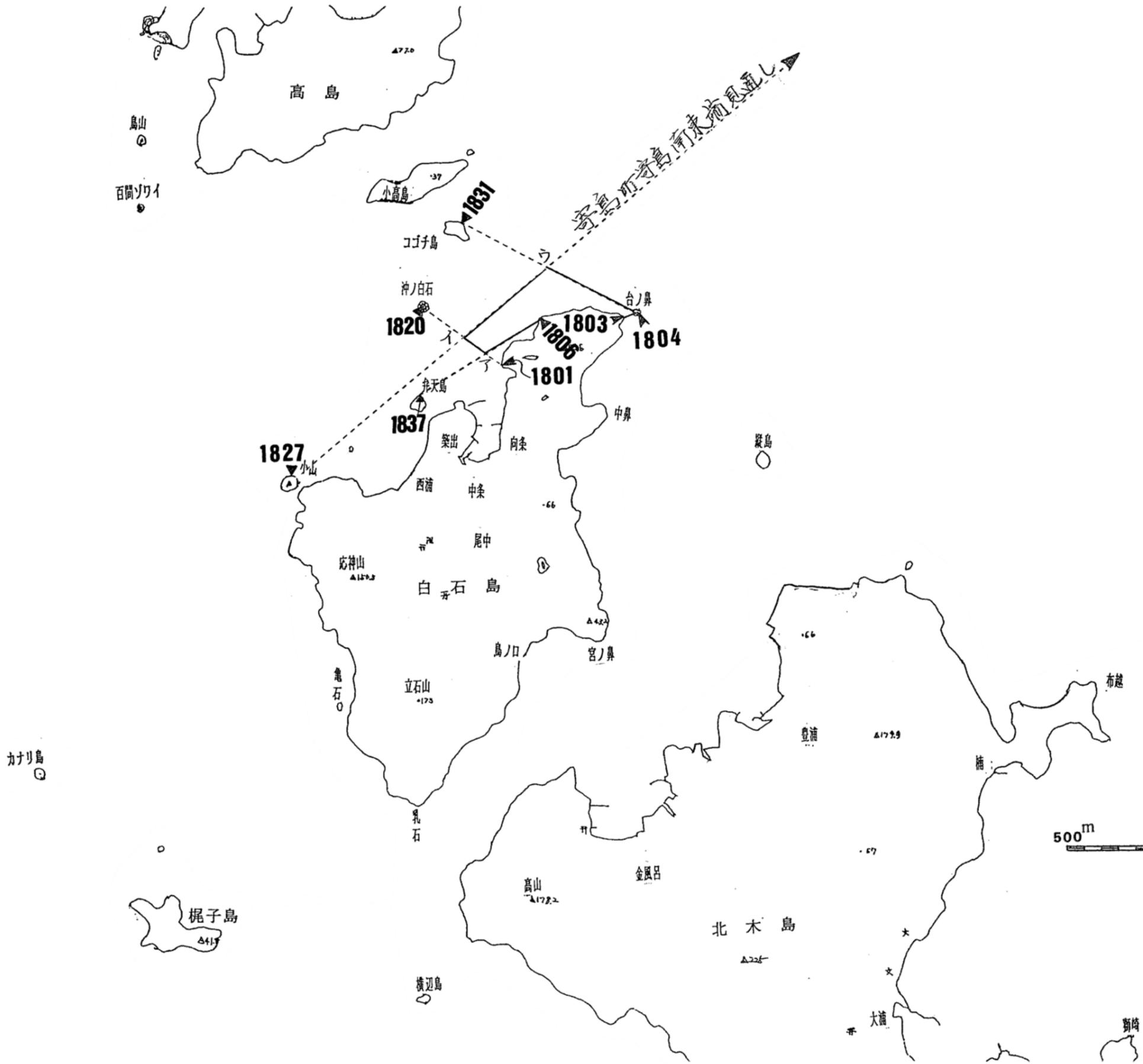
基点第1831号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識

基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

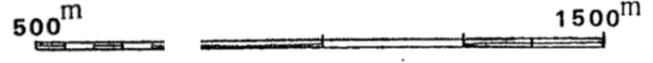
点ア 基点第1806号から基点第1837号見通し線と、基点第1801号から基点第1820号見通し線との交差点

点イ 基点第1801号から基点第1820号見通し線と、基点第1827号から浅口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1804号から基点第1831号見通し線と、基点第1827号から浅口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点



1 : 25.000



岡共第 176 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第177号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1837号、点ア、イ、ウ、基点第1817号及び点エの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識

基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識

基点第1818号 笠岡市白石島源八鼻北端に設置した標識

基点第1820号 笠岡市沖白石灯台

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

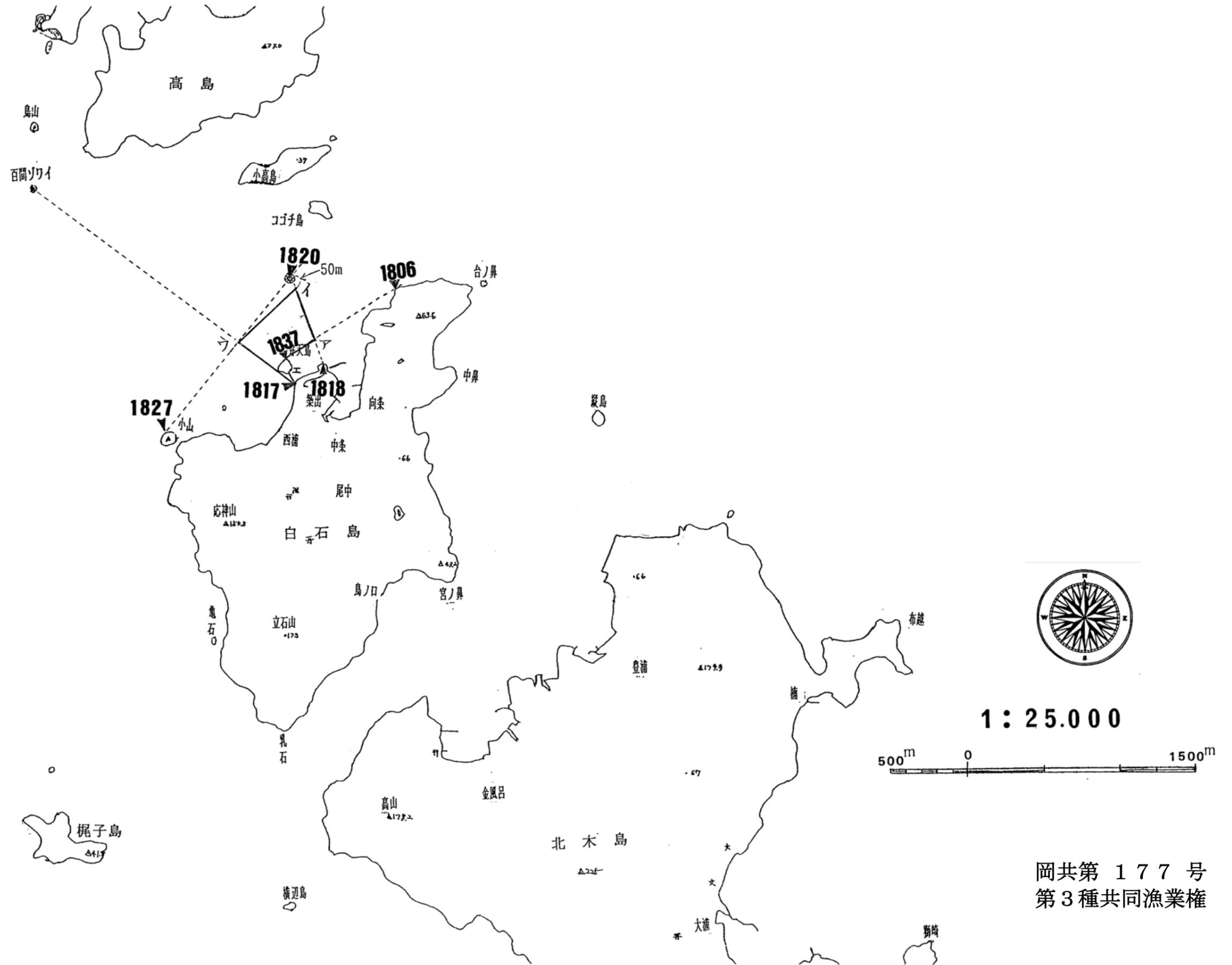
点ア 基点第1818号から基点第1820号見通し線と、基点第1837号から基点第1806号見通し線との交差点

点イ 基点第1820号から基点第1818号見通し線上基点第1820号から50メートルの点

点ウ 基点第1817号から笠岡市百間ゾワイ燈標見通し線と、基点第1827号から基点第1820号見通し線との交差点

点エ 笠岡市弁天島南端

5 関係地区 笠岡市白石島



岡共第 177 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第178号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北西地先

4 漁場の区域 基点第1816号、点ア及び基点第1827号の各点を順次  
結んだ2直線、基点第1828号及び基点1815号を結んだ  
直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1815号 笠岡市白石島尼木北西端に設置した標識

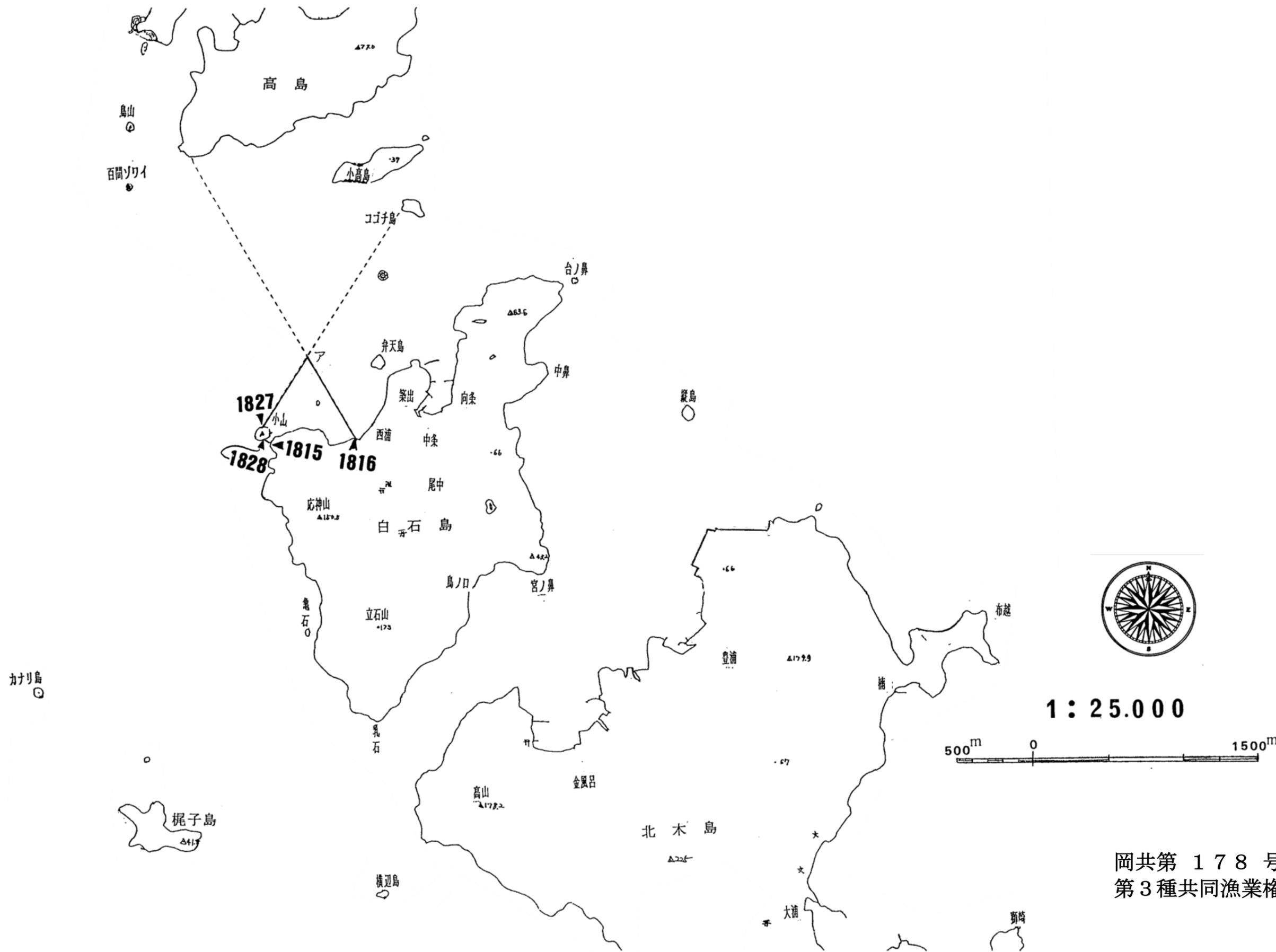
基点第1816号 笠岡市白石島長山鼻に設置した標識

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識

点ア 基点第1816号から笠岡市高島南西端見通し線  
と、基点第1827号から笠岡市コゴチ島北西端見通  
し線との交差点

5 関係地区 笠岡市白石島



岡共第 178 号  
第 3 種共同漁業権

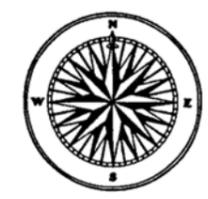
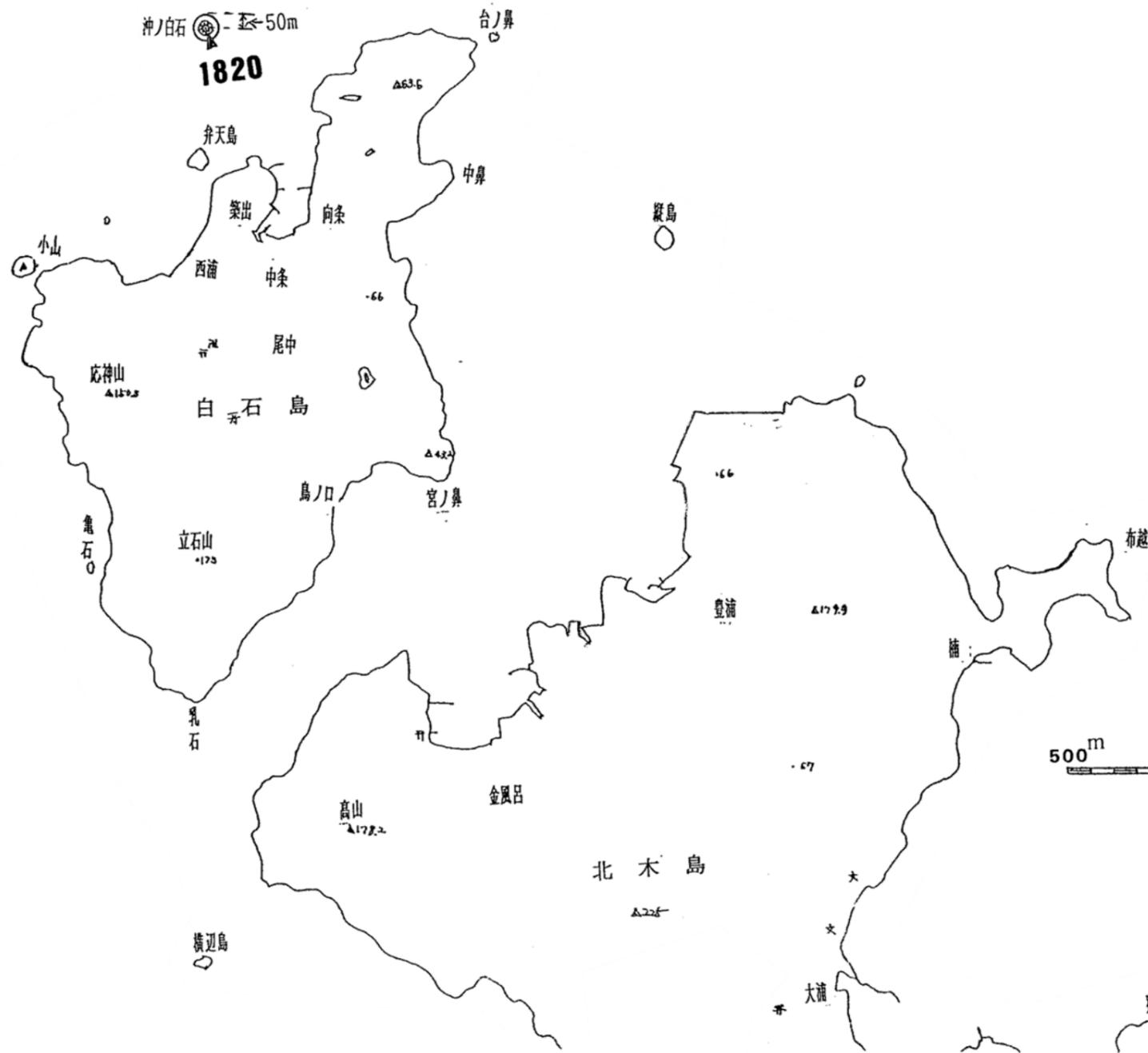
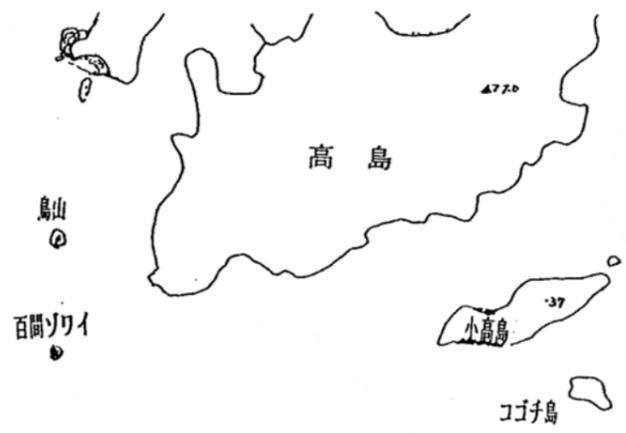
1 免許番号 岡共第179号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島沖白石地先

4 漁場の区域 基点第1820号から半径50メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1820号 笠岡市沖白石灯台

5 関係地区 笠岡市白石島



1 : 25.000



岡共第 179 号  
第 3 種共同漁業権

カナリ島

梶子島  
△41.7

横辺島

新崎

1 免許番号 岡共第180号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで  
うに漁業

1月1日から12月31日まで  
わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島地先

4 漁場の区域 基点第1858号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ  
及び基点第1856号の各点を順次結んだ10直線と最大高潮  
時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区  
域は除く。

点の位置

基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第1822号 笠岡市梶子島東端に設置した標識

基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識

基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した  
標識

基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

基点第1861号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標  
識

基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識

基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識

点ア 基点第1858号から浅口市寄島町寄島東端見通し  
線上基点第1858号から200メートルの点

点イ 基点第1861号から丸亀市広島町手島高の越鼻見  
通し線上基点第1861号から300メートルの点

点ウ 基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線上基  
点1863号から300メートルの点

点エ 基点第1852号から笠岡市大島北端見通し線上基  
点1852号から300メートルの点

点オ 基点第1853号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線  
上基点第1853号から600メートルの点

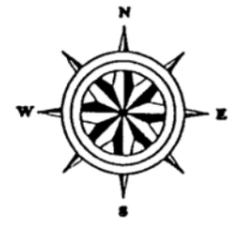
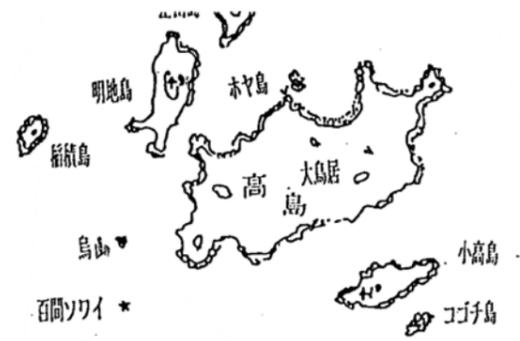
点カ 基点第1854号から笠岡市小飛島南端見通し線と  
基点第1931号から笠岡市梶子島東端見通し線との  
交差点

点キ 基点第1811号から福山市宇治島東南端見通し線  
と、基点第1822号から基点第1854号見通し線  
との交差点

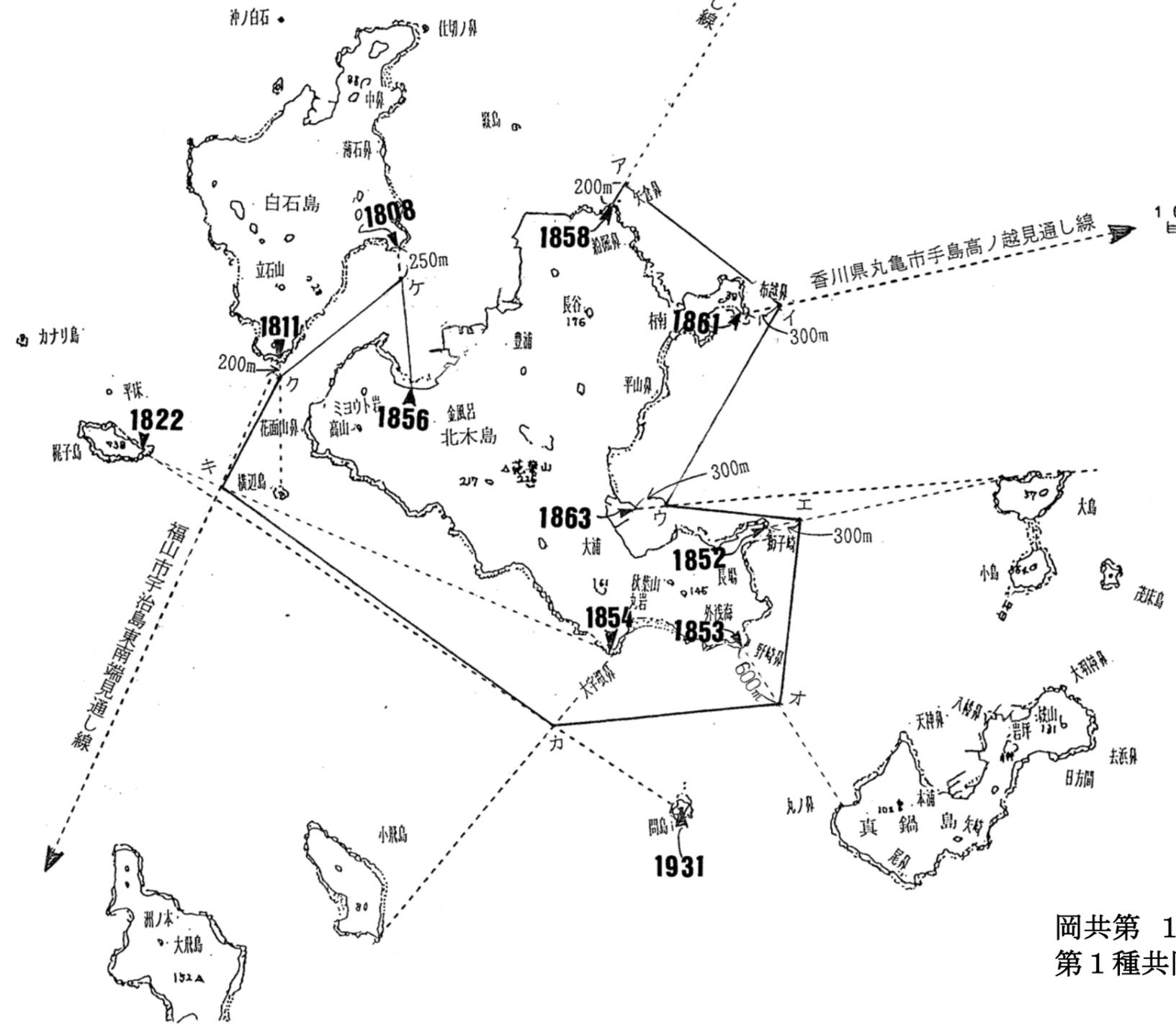
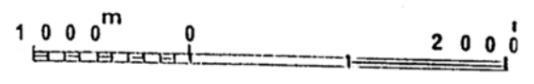
点ク 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線上  
基点第1811号から200メートルの点

点ケ 基点第1808号から基点1856号見通し線上基  
点1808号から250メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



1:45,000



岡共第 180 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第181号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町地先

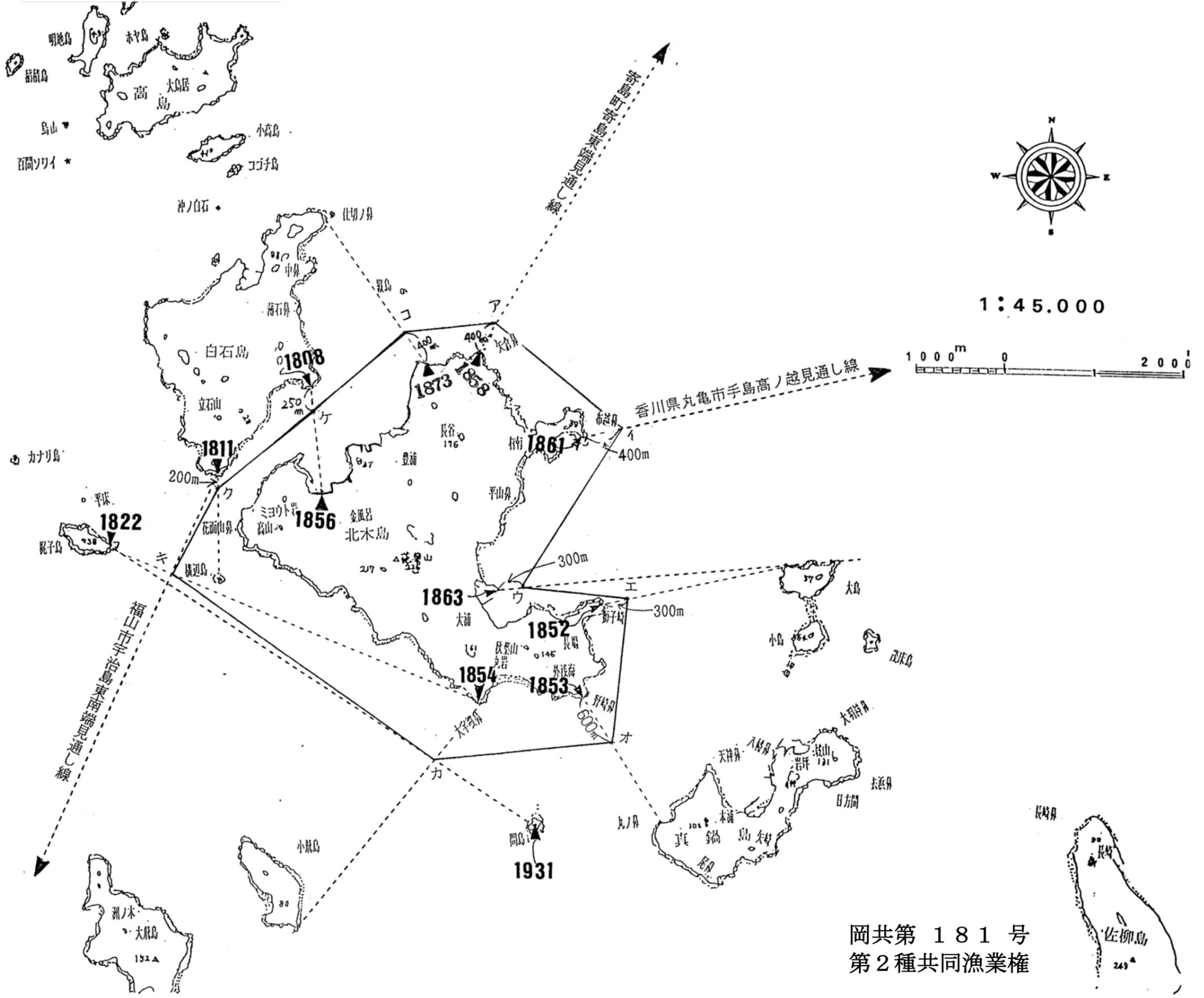
4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点アの各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1822号 笠岡市梶子島東端に設置した標識
- 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識
- 基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識
- 基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識
- 基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した標識
- 基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識
- 基点第1861号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識
- 基点第1873号 笠岡市北木島町字矢倉と字上松原の境界の鼻突端に設置した標識
- 基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識
- 点ア 基点第1858号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第1858号から400メートルの点
- 点イ 基点第1861号から丸亀市広島町手島高の越鼻見

- 通し線上基点第1861号から400メートルの点
- 点ウ 基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1863号から300メートルの点
- 点エ 基点第1852号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1852号から300メートルの点
- 点オ 基点第1853号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線上基点第1853号から600メートルの点
- 点カ 基点第1854号から笠岡市小飛島南端見通し線と、基点第1931号から笠岡市梶子島東端見通し線との交差点
- 点キ 基点第1811号から福山市宇治島東南端見通し線と、基点第1822号から基点第1854号見通し線との交差点
- 点ク 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第1811号から200メートルの点
- 点ケ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上基点第1808号から250メートルの点
- 点コ 基点第1873号から笠岡市白石島仕切鼻突端見通し線上基点第1873号から400メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



岡共第 181 号  
第 2 種共同漁業権

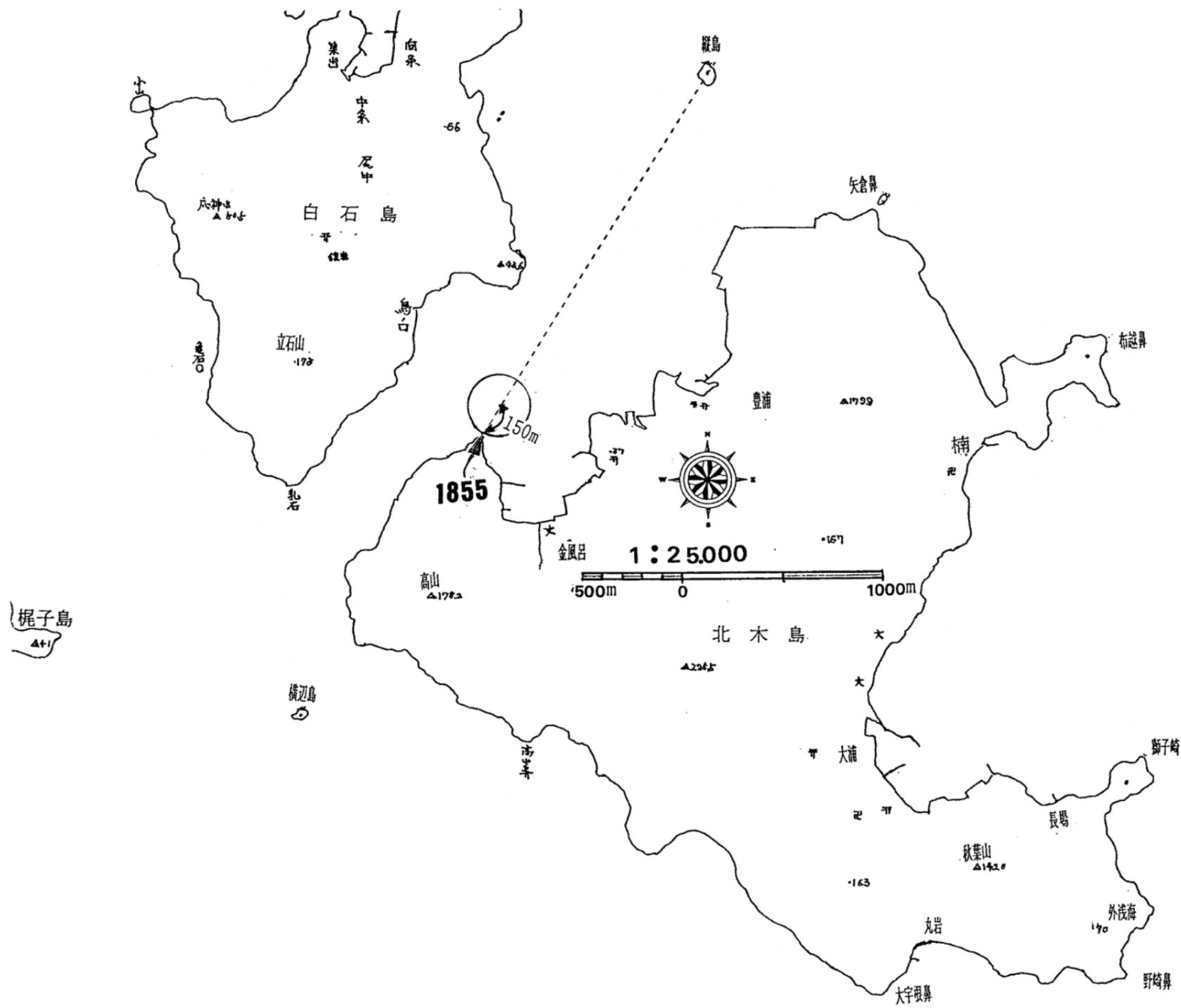
1 免許番号 岡共第182号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町金風呂地先

4 漁場の区域 点アを中心にして半径150メートルの円によって囲まれた  
区域  
点の位置  
基点第1855号 笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識  
点ア 基点第1855号から笠岡市縦島高見通し線上基点  
第1855号から150メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



岡共第 182 号  
第 3 種共同漁業権



1 免許番号 岡共第183号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町金風呂地先

4 漁場の区域 点アを中心にして半径150メートルの円によって囲まれた  
区域

点の位置

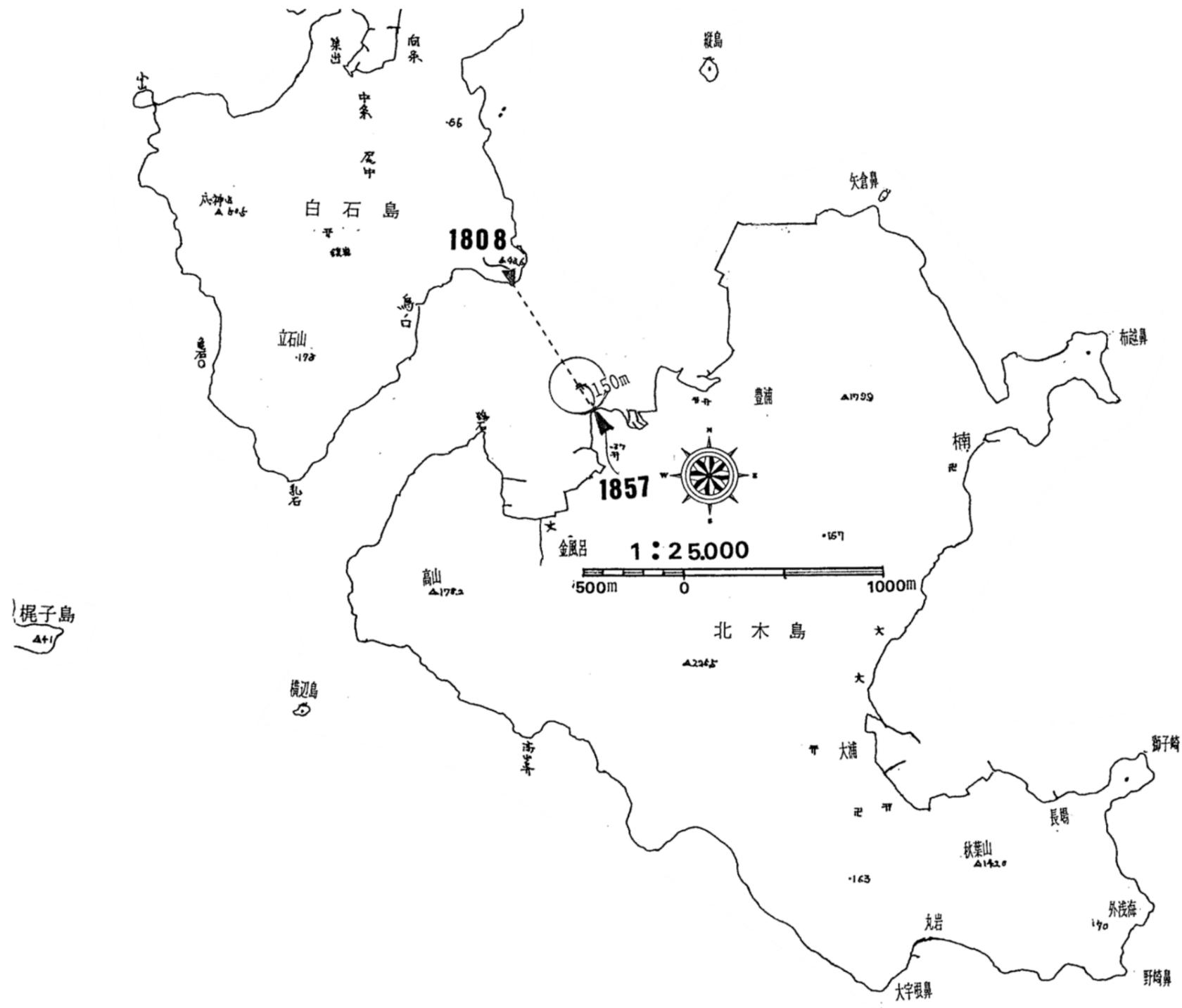
基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識

基点第1857号 笠岡市北木島春日鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1857号から基点第1808号見通し線上

基点第1857号から150メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



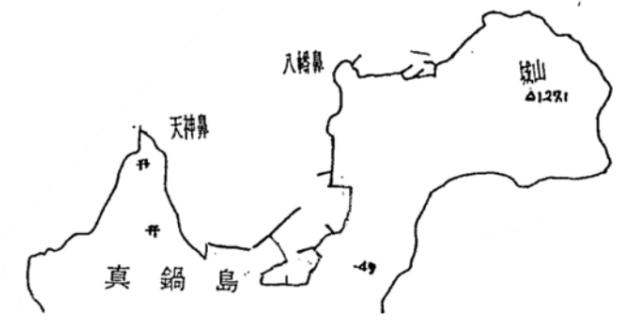
梶子島  
△+1

横刃島



茂床島  
-32

岡共第 183 号  
第 3 種共同漁業権



1 免許番号 岡共第184号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町中山地先

4 漁場の区域 基点第1859号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1862号  
の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とに  
よって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し5  
0メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

基点第1859号 笠岡市北木島矢櫃中山北端に設置した標識

基点第1860号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識

基点第1861号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第1862号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第1859号から笠岡市西大島黒岩見通し線上

基点第1859号から200メートルの点

点イ 基点第1860号から浅口市寄島町寄島東端見通し

線上基点第1860号から200メートルの点

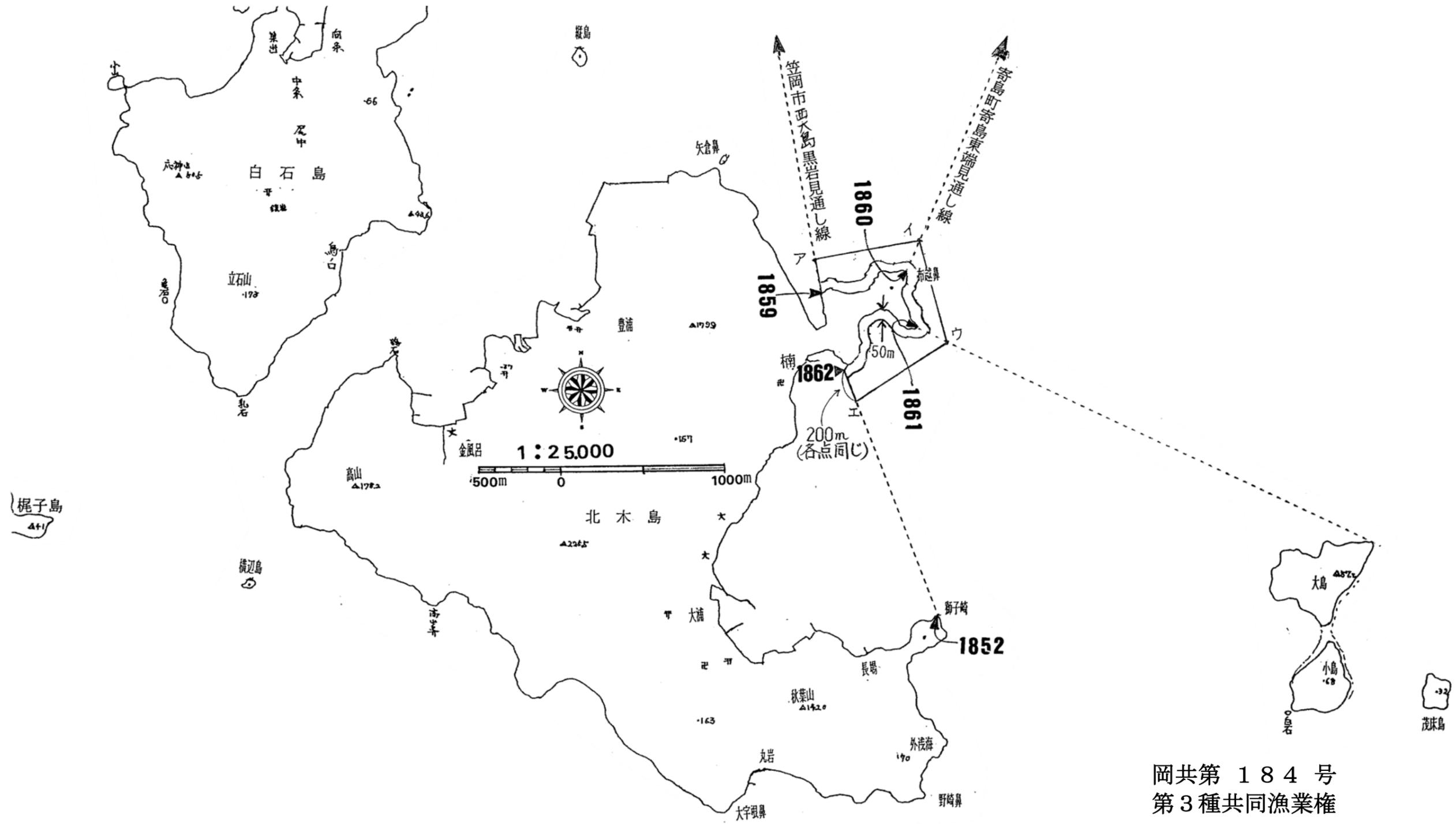
点ウ 基点第1861号から笠岡市大島東北端見通し線上

基点第1861号から200メートルの点

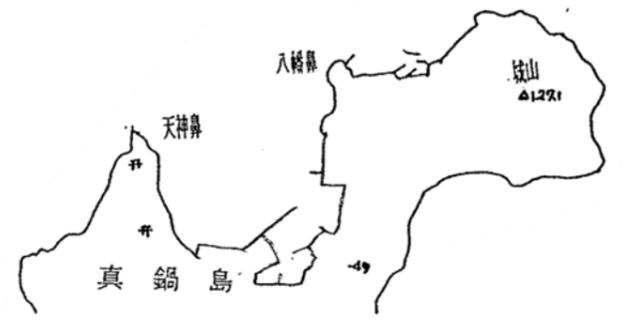
点エ 基点第1862号から笠岡市北木島獅子崎東端見通

し線上基点第1862号から200メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



岡共第 184 号  
第 3 種共同漁業権



1 免許番号 岡共第185号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町大浦地先

4 漁場の区域 基点第1852号、点ア、イ及び基点第1864号の各点を  
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲  
まれた区域。ただし、沖出し50メートルによって囲まれた区  
域を除く。

点の位置

基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識

基点第1861号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識

基点第1862号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識

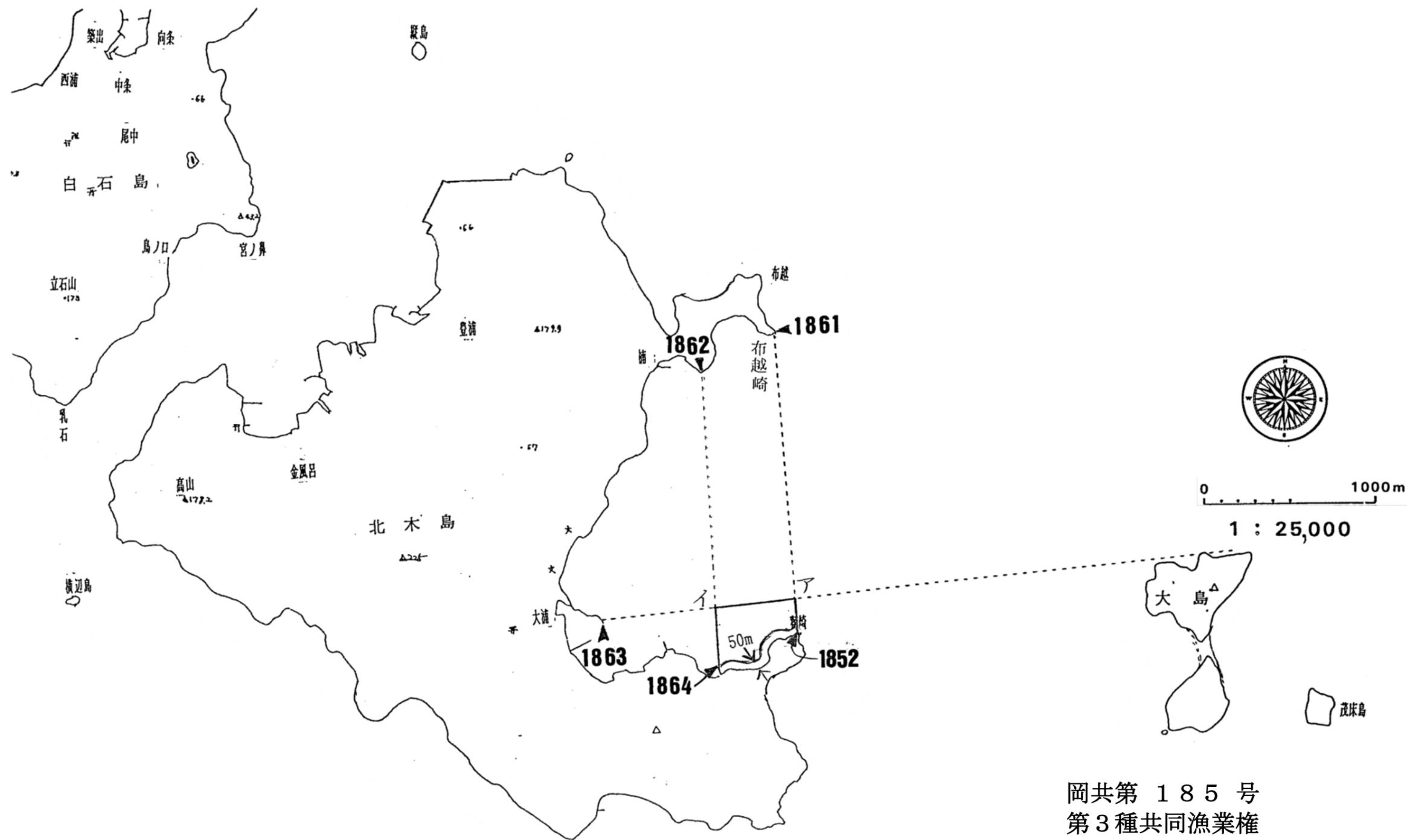
基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標  
識

基点第1864号 笠岡市北木島長場防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第1852号から基点第1861号見通し線  
と、基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線と  
の交差点

点イ 基点第1864号から基点第1862号見通し線  
と、基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線と  
の交差点

5 関係地区 笠岡市北木島町



岡共第 185 号  
第 3 種共同漁業権



問島

1 免許番号 岡共第186号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第1914号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識

基点第1915号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識

点ア 基点第1905号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第1905号から350メートルの点

点イ 基点第1910号から笠岡市大島南西端見通し線上基点第1910号から350メートルの点

点ウ 基点第1910号から笠岡市茂床島南端見通し線上基点第1910号から350メートルの点

点エ 基点第1911号から丸亀市小手島北端見通し線上基点第1911号から350メートルの点

点オ 基点第1911号から香川県仲多度郡多度津町佐柳

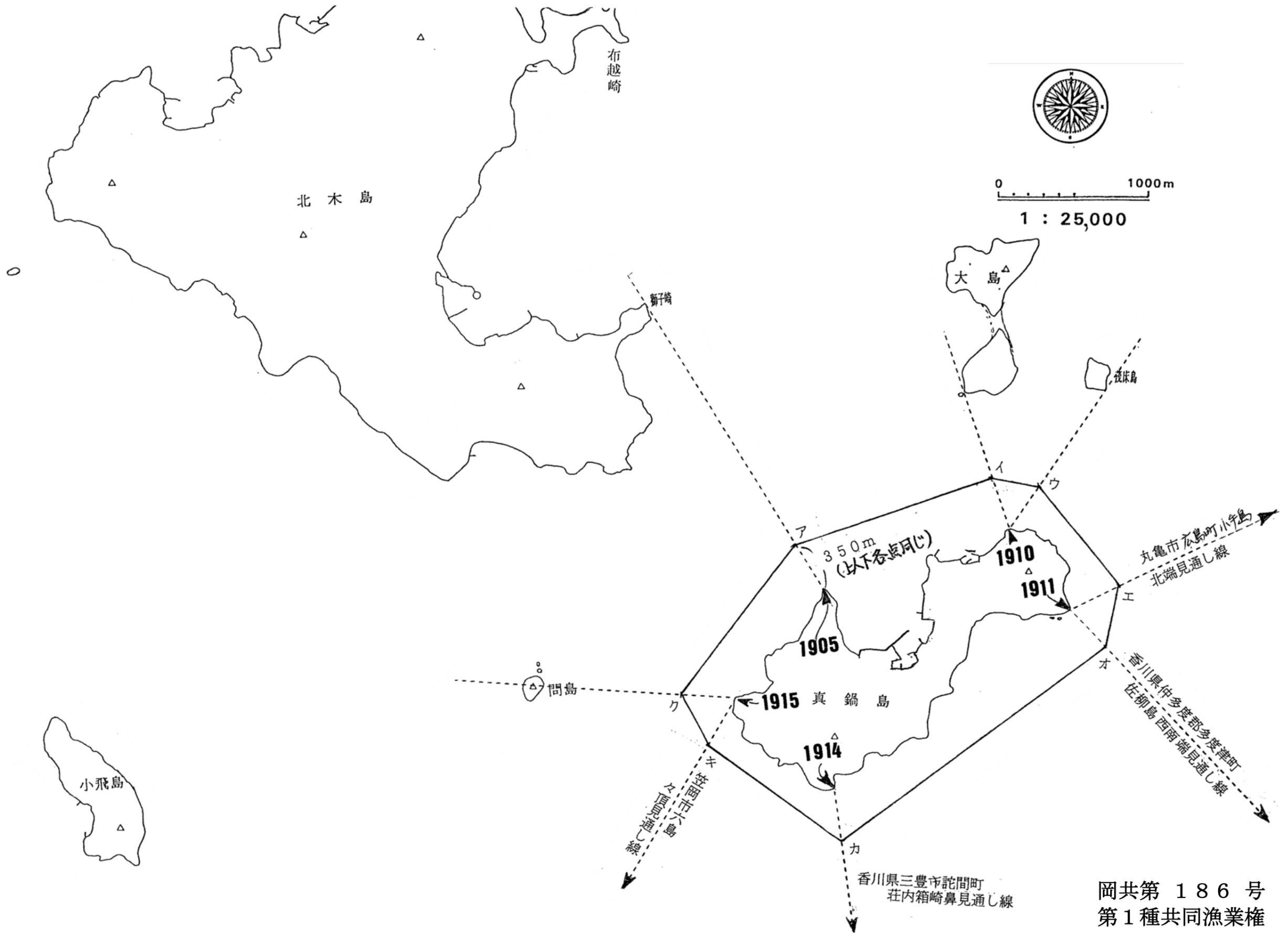
島西南端見通し線上、基点第1911号から350メートルの点

点カ 基点第1914号から香川県三豊市詫間町荘内箱崎鼻突端見通し線上基点第1914号から350メートルの点

点キ 基点第1915号から笠岡市六島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点

点ク 基点第1915号から笠岡市間島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 186 号  
 第 1 種共同漁業権

第1919号から950メートルの点  
点カ 基点第1917号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し  
線上基点第1917号から720メートルの点

1 免許番号 岡共第187号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直  
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第1918号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識

基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第1923号 笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア 基点第1917号から基点第1905号見通し線上  
基点第1917号から350メートルの点

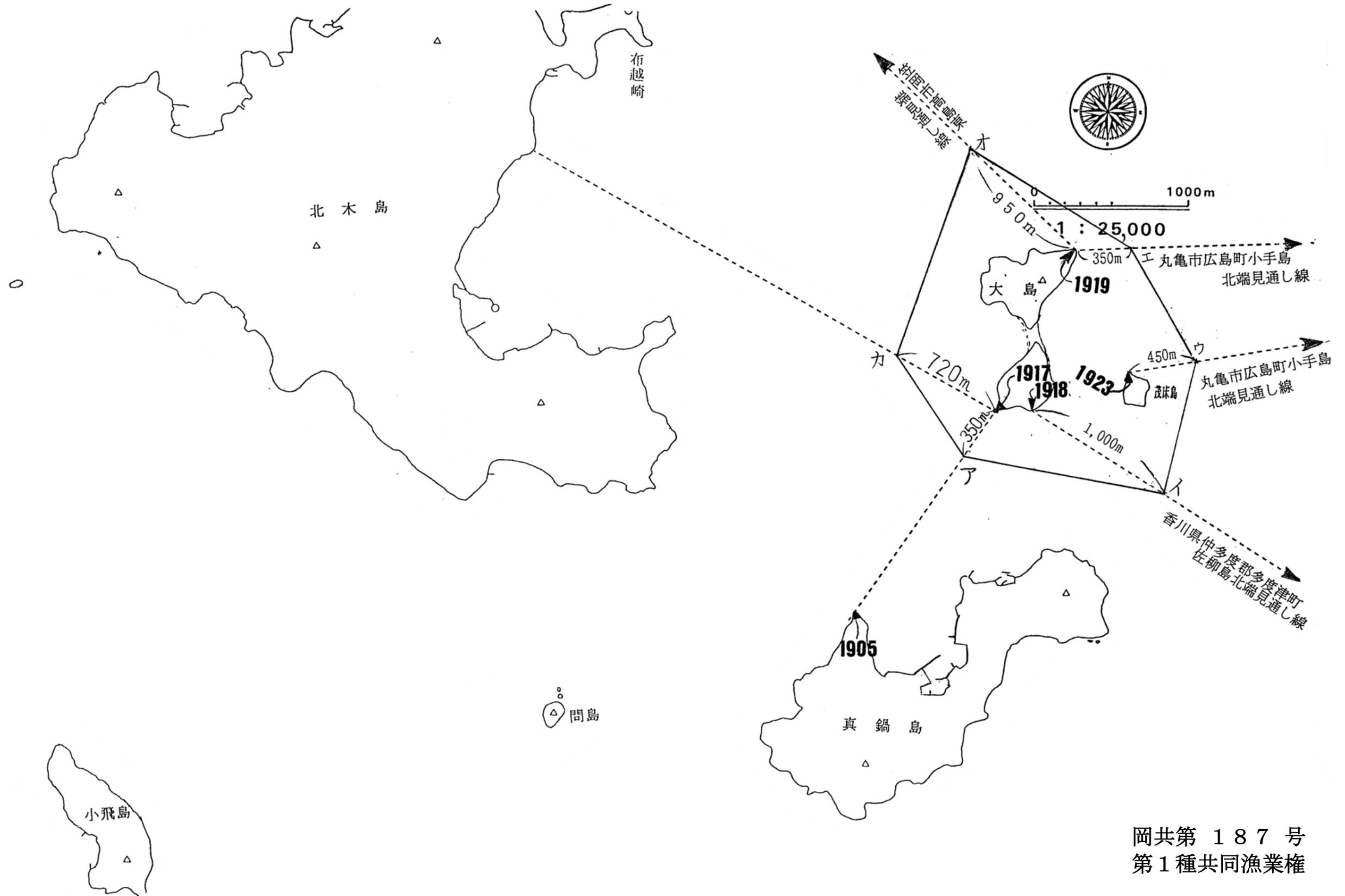
点イ 基点第1918号から香川県仲多度郡多度津町佐柳  
島北端見通し線上基点第1918号から1000メー  
トルの点

点ウ 基点第1923号から丸亀市広島町小手島北端見通  
し線上基点1923号から450メートルの点

点エ 基点第1919号から丸亀市広島町小手島北端見通  
し線上基点1919号から350メートルの点

点オ 基点第1919号から笠岡市高島東端見通し線上点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 187 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第188号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで

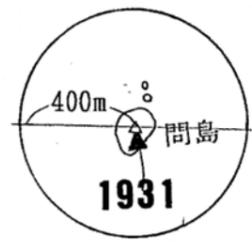
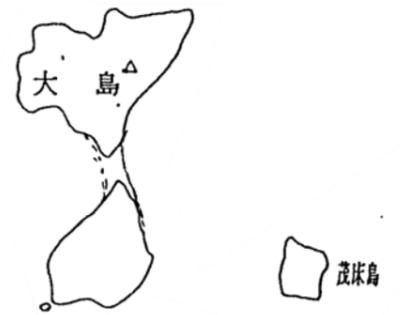
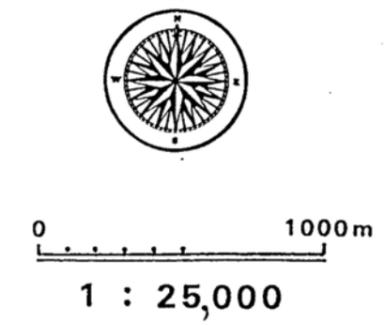
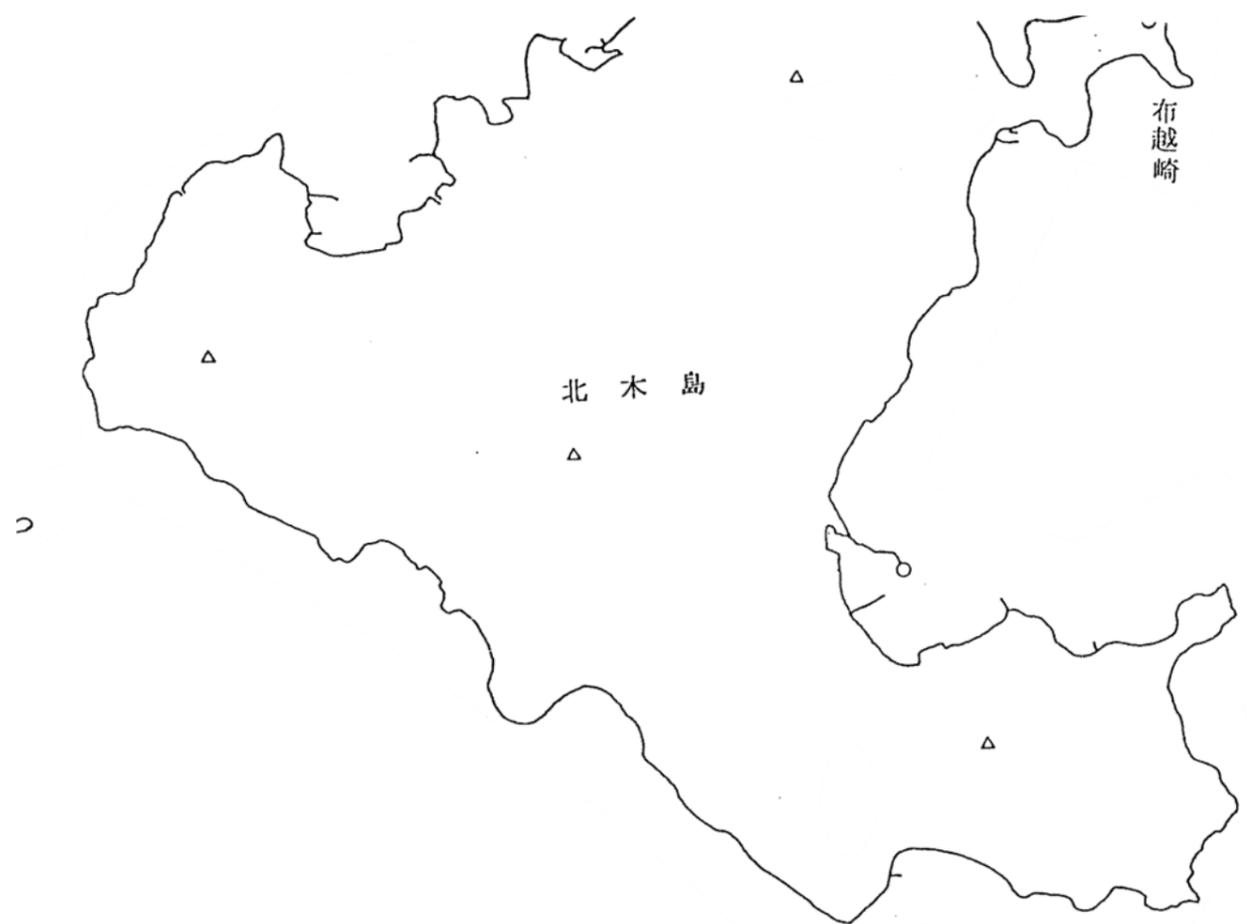
3 漁場の位置 笠岡市問島地先

4 漁場の区域 基点第1931号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 188 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第189号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第1924号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識

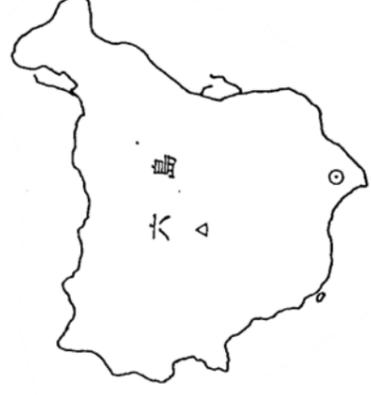
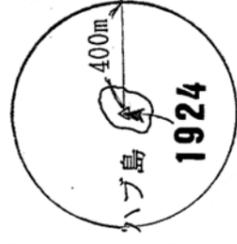
5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島

問島



0 . . . . . 1,000 m

1 : 25,000



岡共第 189 号  
第 1 種 共同漁業権

1 免許番号 岡共第190号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ  
7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、  
河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第1926号 笠岡市六島大鳥鼻突端に設置した標識

基点第1927号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識

基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識

基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第1925号から笠岡市問島東南端見通し線上  
基点第1925号から350メートルの点

点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面  
島北端見通し線上基点第1926号から350メー  
トルの点

点ウ 基点第1927号から香川県三豊市詫間町三崎灯台  
見通し線上基点1927号から350メートルの点

点エ 基点第1927号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大  
崎突端見通し線上基点1927号から350メー

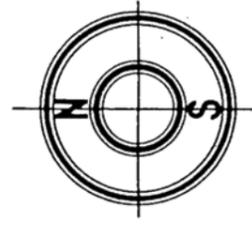
の点

点オ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大  
崎突端見通し線上基点1929号から350メー  
トルの点

点カ 基点第1929号から福山市宇治島南端見通し線上  
基点第1929号から350メートルの点

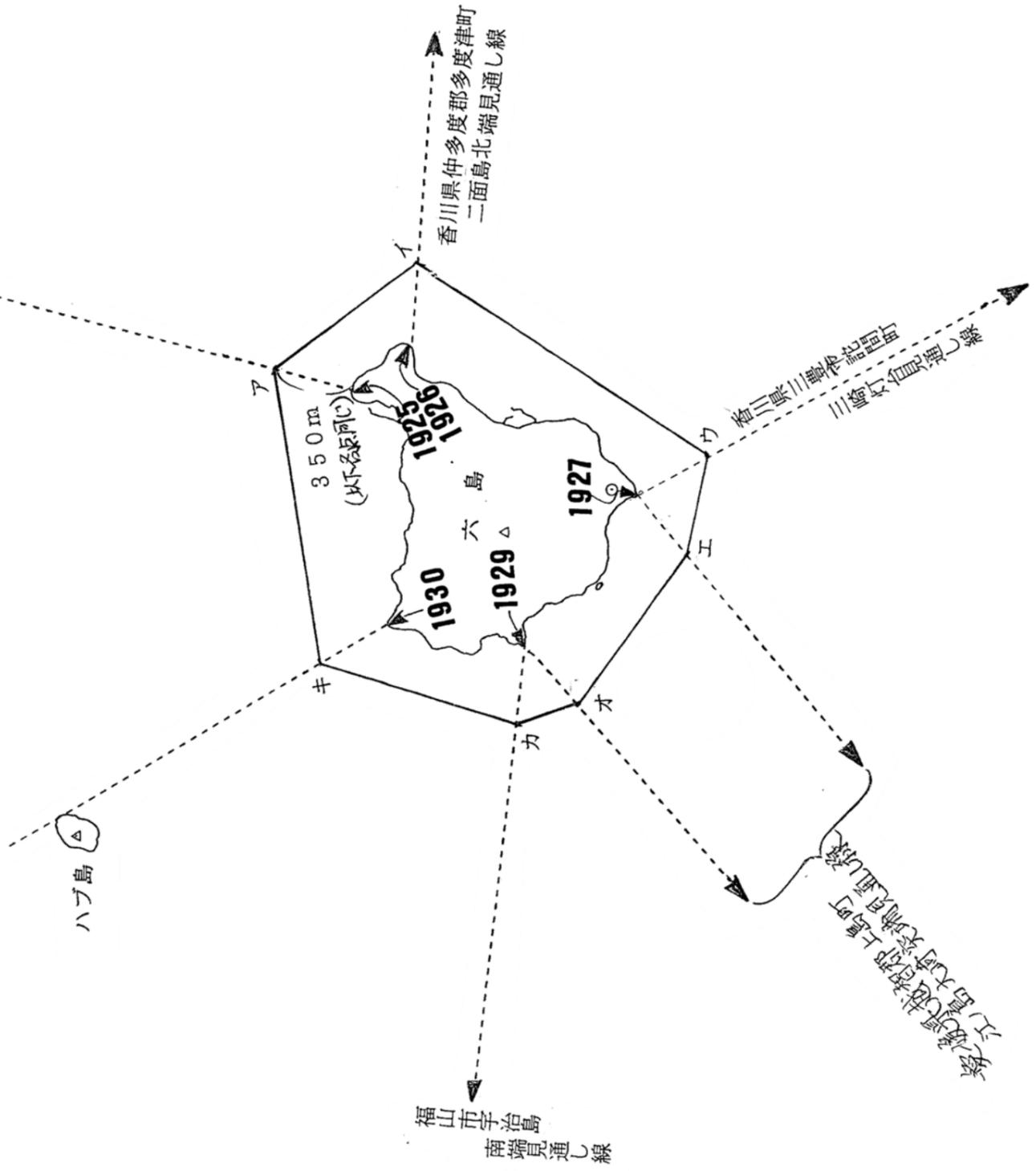
点キ 基点第1930号から笠岡市ハブ島北東端見通し線  
上基点第1930号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



0 1,000 m

1 : 25,000



岡共第 190 号  
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第191号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第1914号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識

基点第1915号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識

点ア 基点第1905号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第1905号から350メートルの点

点イ 基点第1910号から笠岡市大島南西端見通し線上基点第1910号から350メートルの点

点ウ 基点第1910号から笠岡市茂床島南東端見通し線上基点第1910号から350メートルの点

点エ 基点第1911号から丸亀市小手島北端見通し線上基点第1911号から350メートルの点

点オ 基点第1911号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見通し線上基点第1911号から350メートルの点

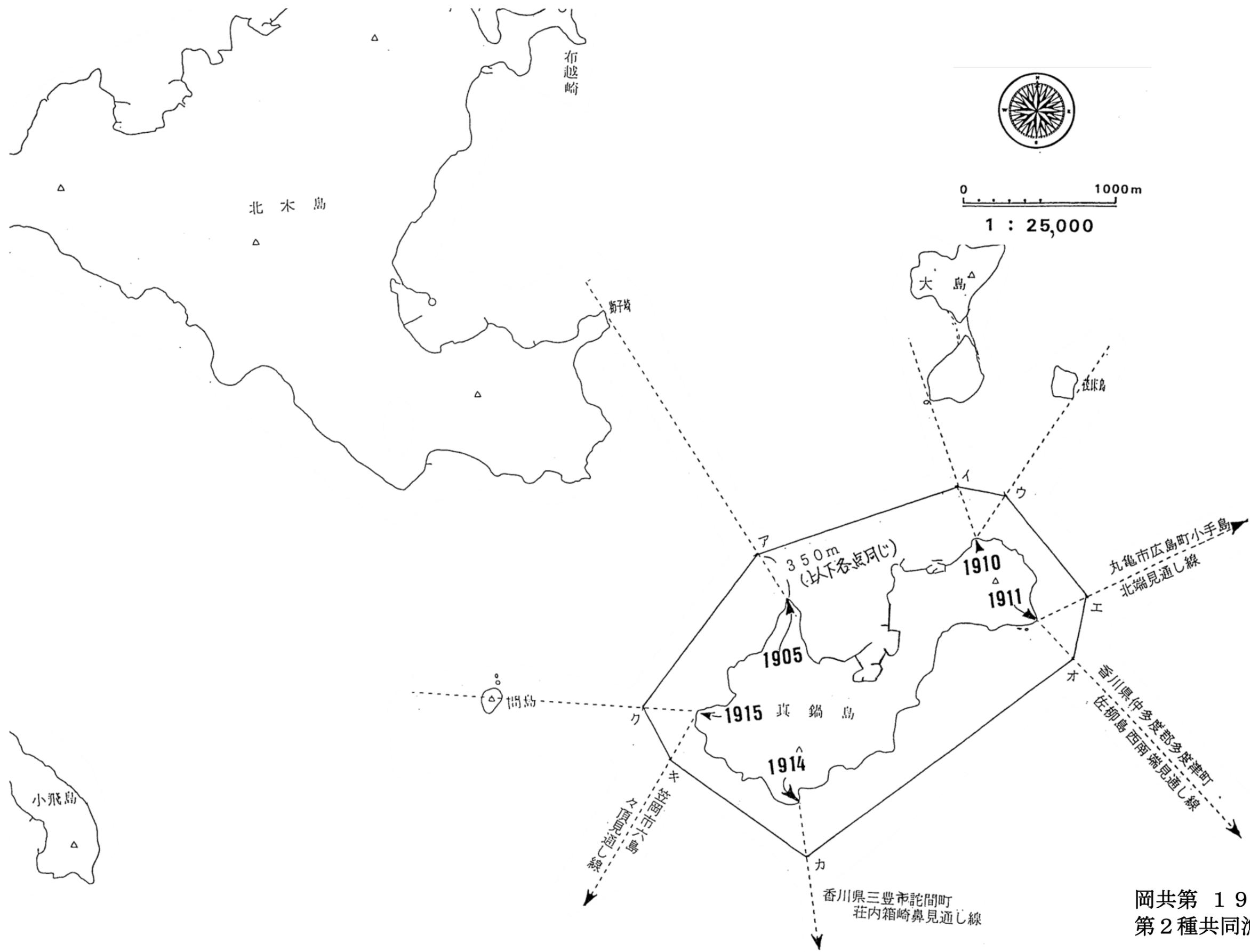
点カ 基点第1914号から香川県三豊市詫間町荘内箱崎鼻突端見通し線上基点第1914号から350メートルの点

ルの点

点キ 基点第1915号から笠岡市六島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点

点ク 基点第1915号から笠岡市問島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 191 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第192号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第1918号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識

基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第1923号 笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア 基点第1917号から基点第1905号見通し線上  
基点第1917号から350メートルの点

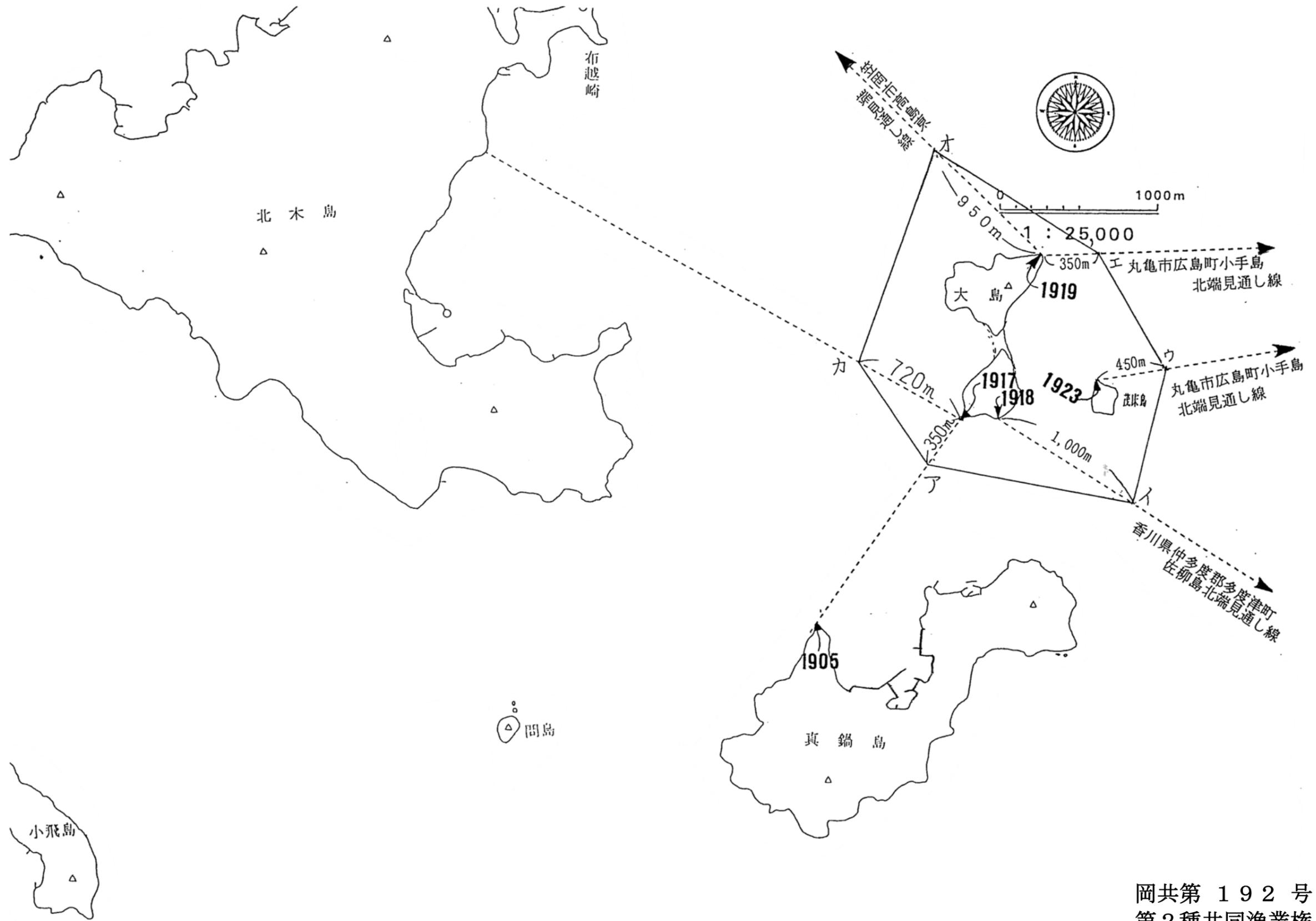
点イ 基点第1918号から香川県仲多度郡多度津町佐柳  
島北端見通し線上基点第1918号から1000メー  
トルの点

点ウ 基点第1923号から丸亀市広島町小手島北端見通  
し線上基点1923号から450メートルの点

点エ 基点第1919号から丸亀市広島町小手島北端見通  
し線上基点1919号から350メートルの点

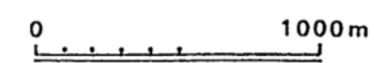
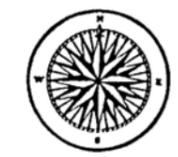
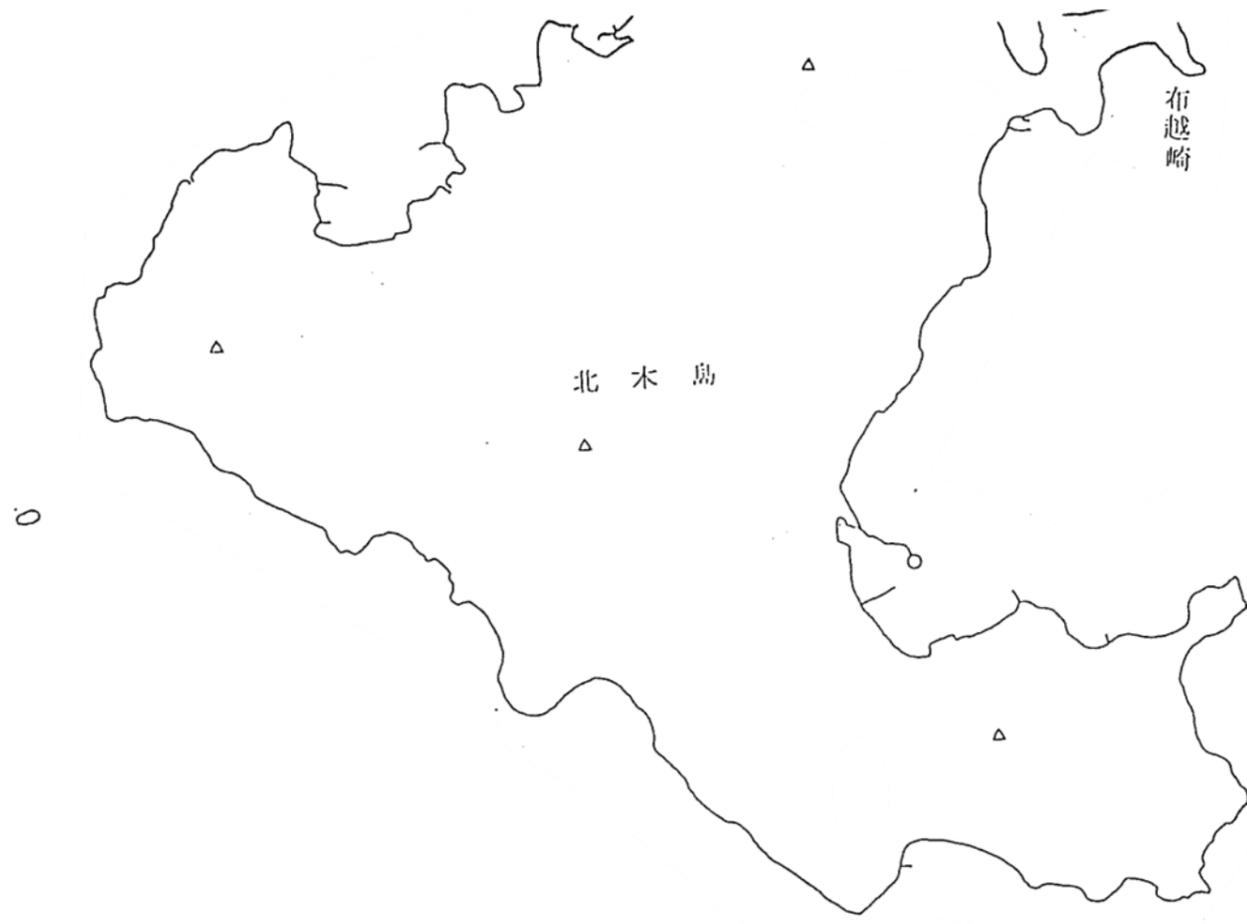
点オ 基点第1919号から笠岡市高島東端見通し線上基  
点1919号から950メートルの点

点カ 基点第1917号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し  
線上基点1917号から720メートルの点

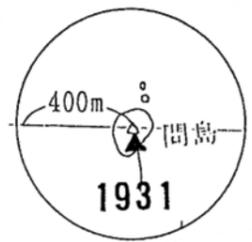
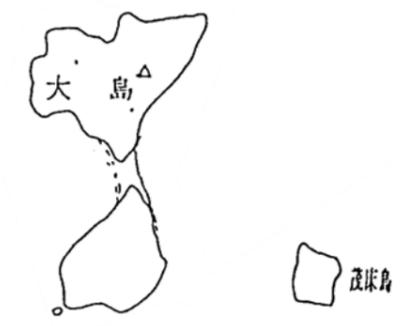


岡共第 192 号  
 第 2 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第193号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市問島地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1931号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識
  
- 5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島

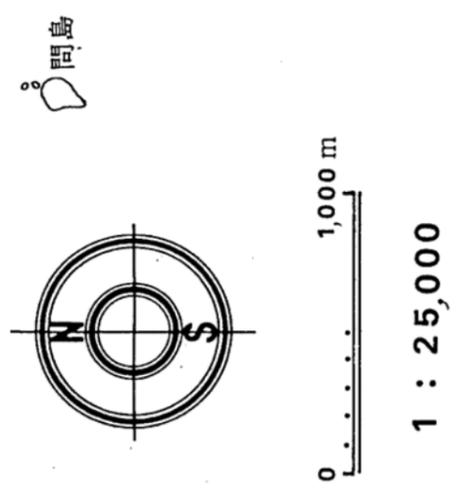


1 : 25,000

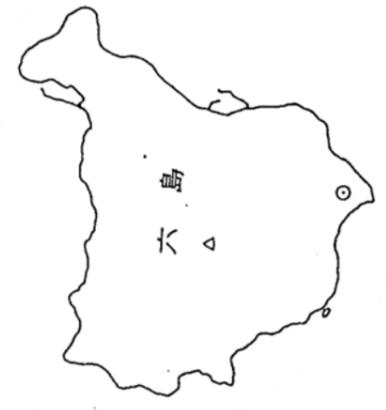
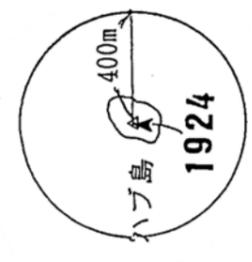


岡共第 193 号  
第 2 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第194号
  
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで
  
- 3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先
  
- 4 漁場の区域 基点第1924号を中心にして半径400メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
点の位置  
基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識
  
- 5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



問島



岡共第 194 号  
第 2 種共同漁業権

点カ 基点第1929号から福山市宇治島南西端見通し線  
上基点1919号から350メートルの点  
点キ 基点第1930号から笠岡市ハブ島北東端見通し線  
上基点1930号から350メートルの点

1 免許番号 岡共第195号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第2種共同漁業  
つば網漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ  
7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、  
河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

基点第1927号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識

基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識

基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第1925号から笠岡市間島東南端見通し線上  
基点第1925号から350メートルの点

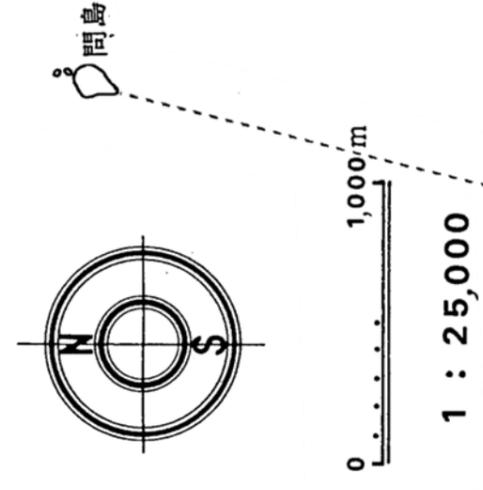
点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面  
島北端見通し線上基点第1926号から350メー  
トルの点

点ウ 基点第1927号から香川県三豊市詫間町三崎灯台  
見通し線上基点第1927号から350メートルの点

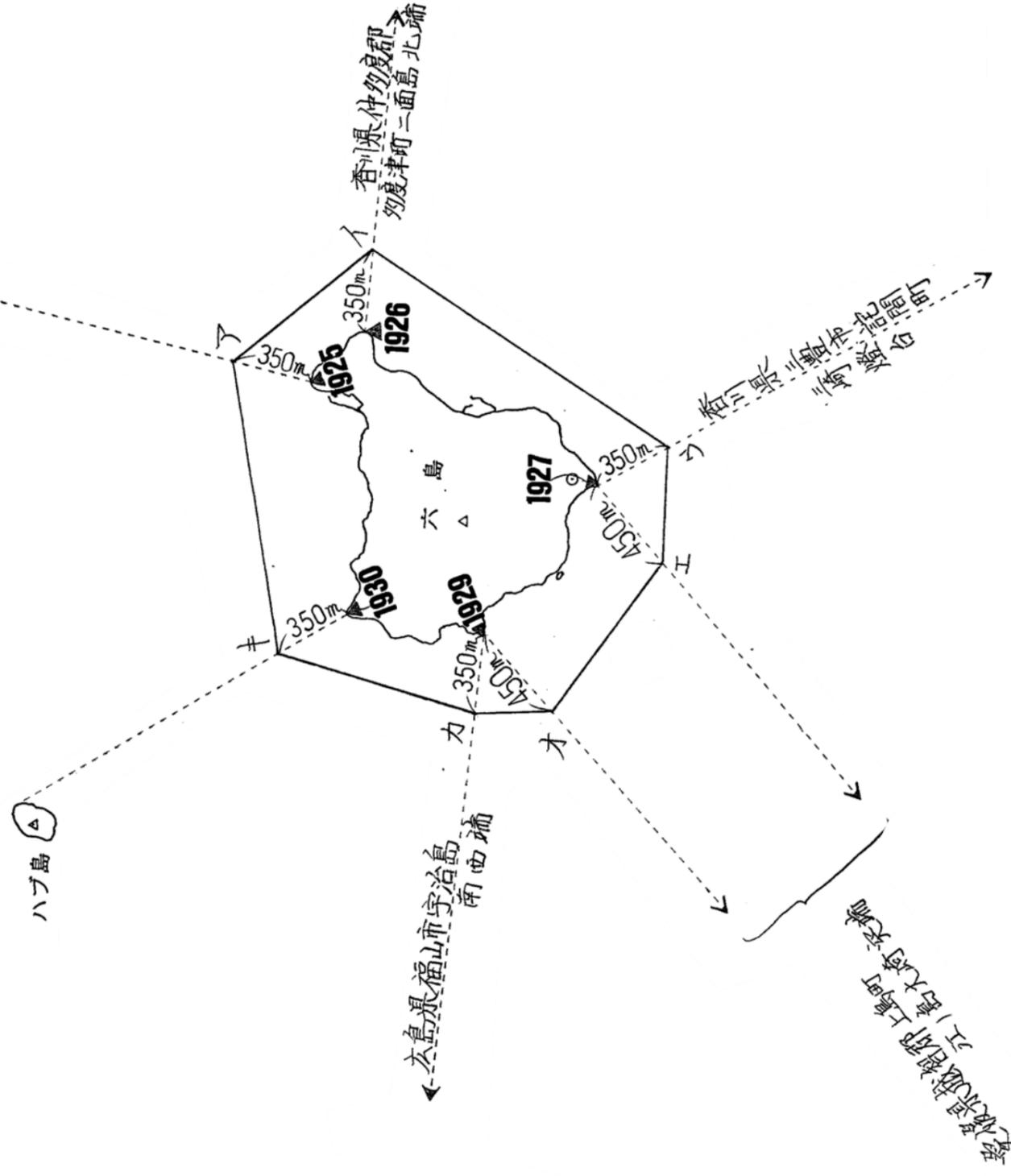
点エ 基点第1927号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大  
崎突端見通し線上基点1927号から450メー  
トルの点

点オ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大  
崎突端見通し線上基点1929号から450メー  
トルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



問島



岡共第 195 号  
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第196号

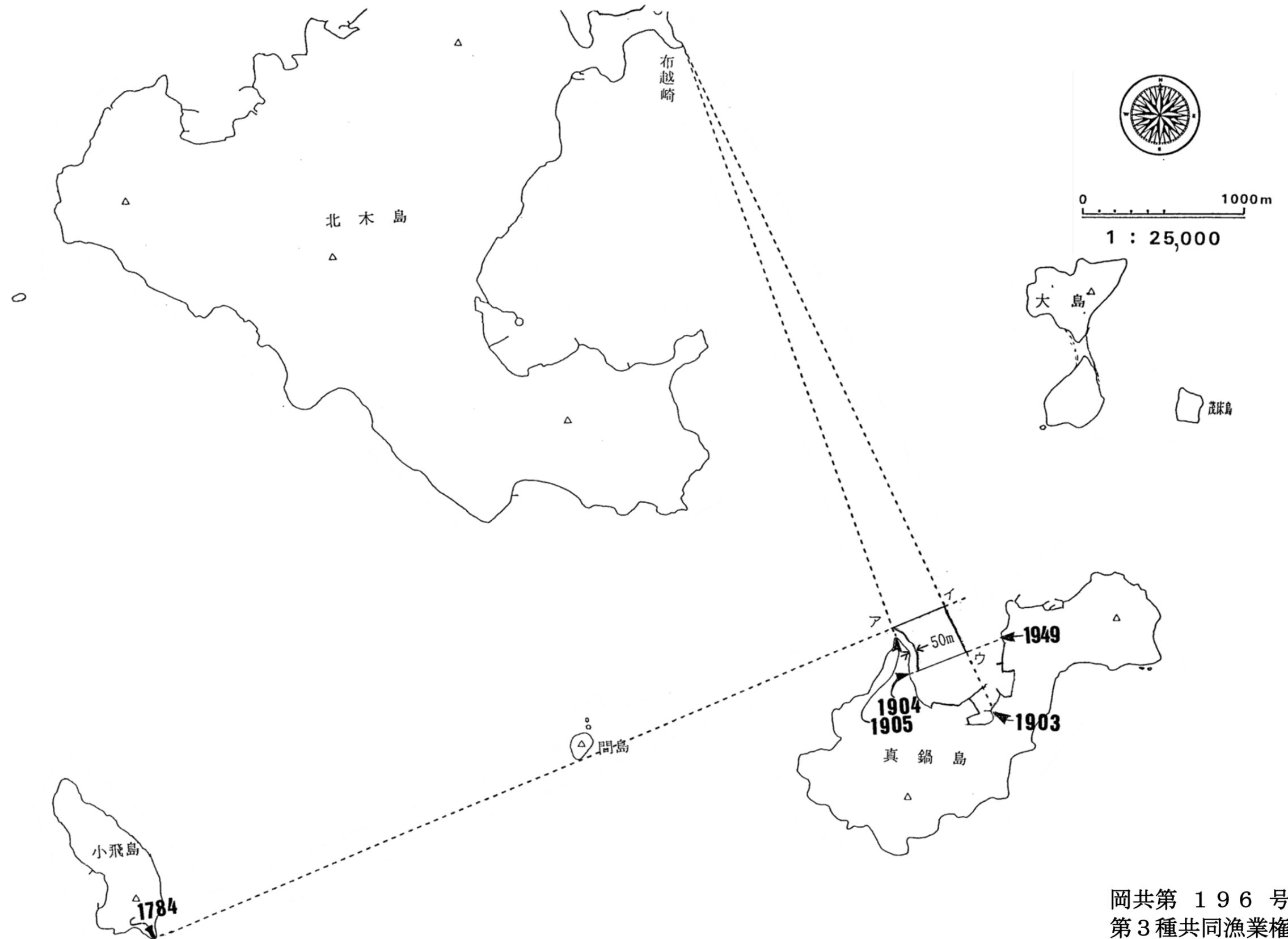
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先

4 漁場の区域 基点第1905号、点ア、イ、ウ及び基点第1904号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識
- 基点第1903号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した標識
- 基点第1904号 笠岡市真鍋島嫁取松下の大石に設置した標識
- 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第1949号 笠岡市真鍋島床の鼻に設置した標識
- 点ア 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第1905号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 点イ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第1903号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第1904号から基点第1949号見通し線と、基点第1903号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点



岡共第 196 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第197号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1903号、第1948号、点イ、ウ及び基点第1908号の各点を順次結んだ4直線と防波堤並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域及び点エと点オを結んだ直線以南の岩坪漁港の区域を除く。

点の位置

基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第1902号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東新防波堤基部に設置した標識

基点第1903号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した標識

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1908号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区西防波堤突端に設置した標識

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

点ア 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線上と、基点第1903号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点イ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線上点アから100メートルの点

点ウ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第1908号から基点第1917号見通し線との交差点

点エ 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区西新防波堤突端

点オ 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区東新防波堤突端

(2) 基点第1948号、点カ及び基点第1907号と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

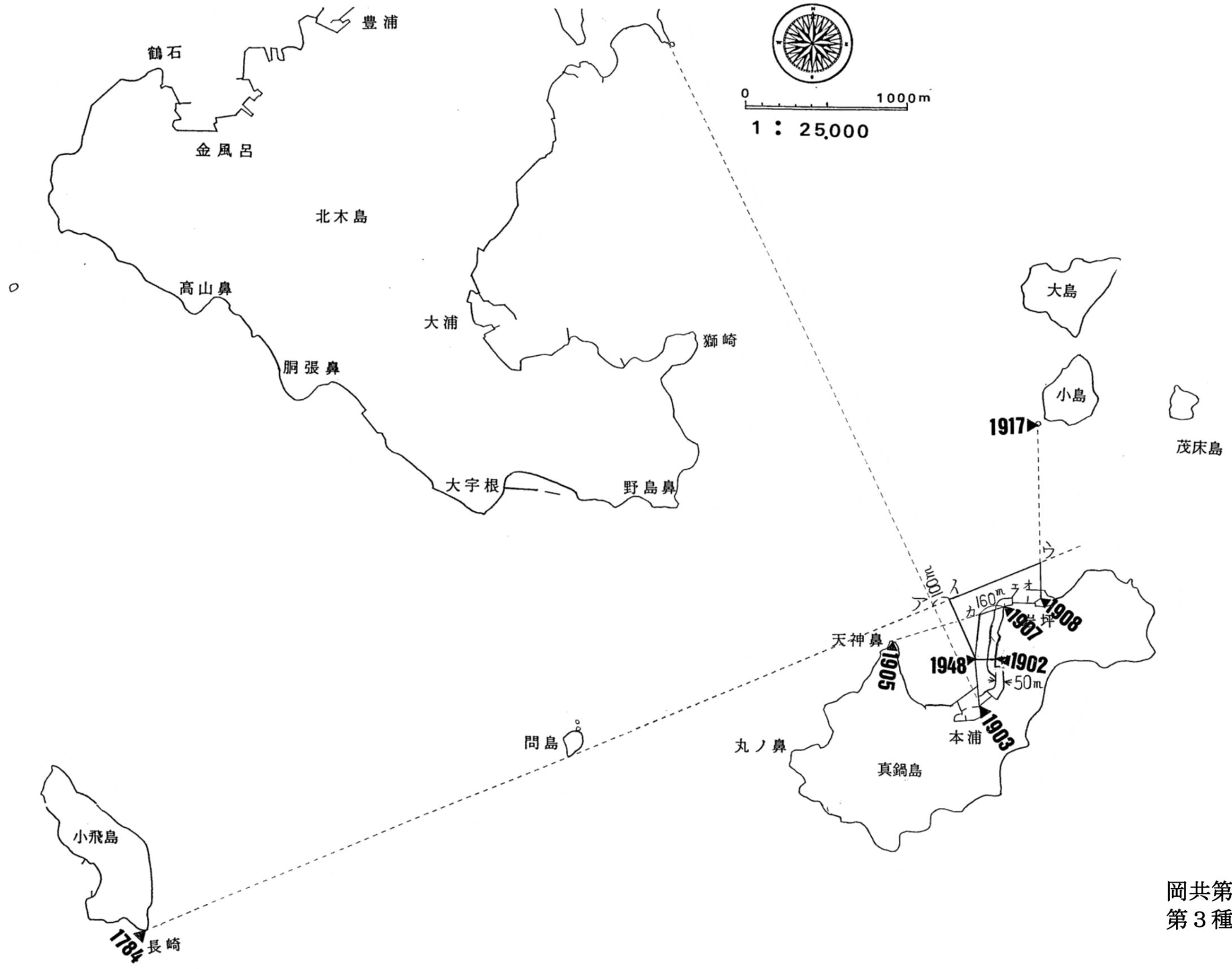
点の位置

基点第1907号 笠岡市真鍋島宮ノ鼻突端に設置した標識

基点第1948号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東防波堤突端に設置した標識

点カ 基点第1907号から基点第1905号見通し線上基点第1907号から160メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 197 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第198号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島岩坪地先

4 漁場の区域 基点第1909号、点ア、イ及び基点第1910号の各点を  
順次順次結んだ3直線によって囲まれた区域。ただし、最大高  
潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除  
く。

点の位置

基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第1909号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区火の見やぐら

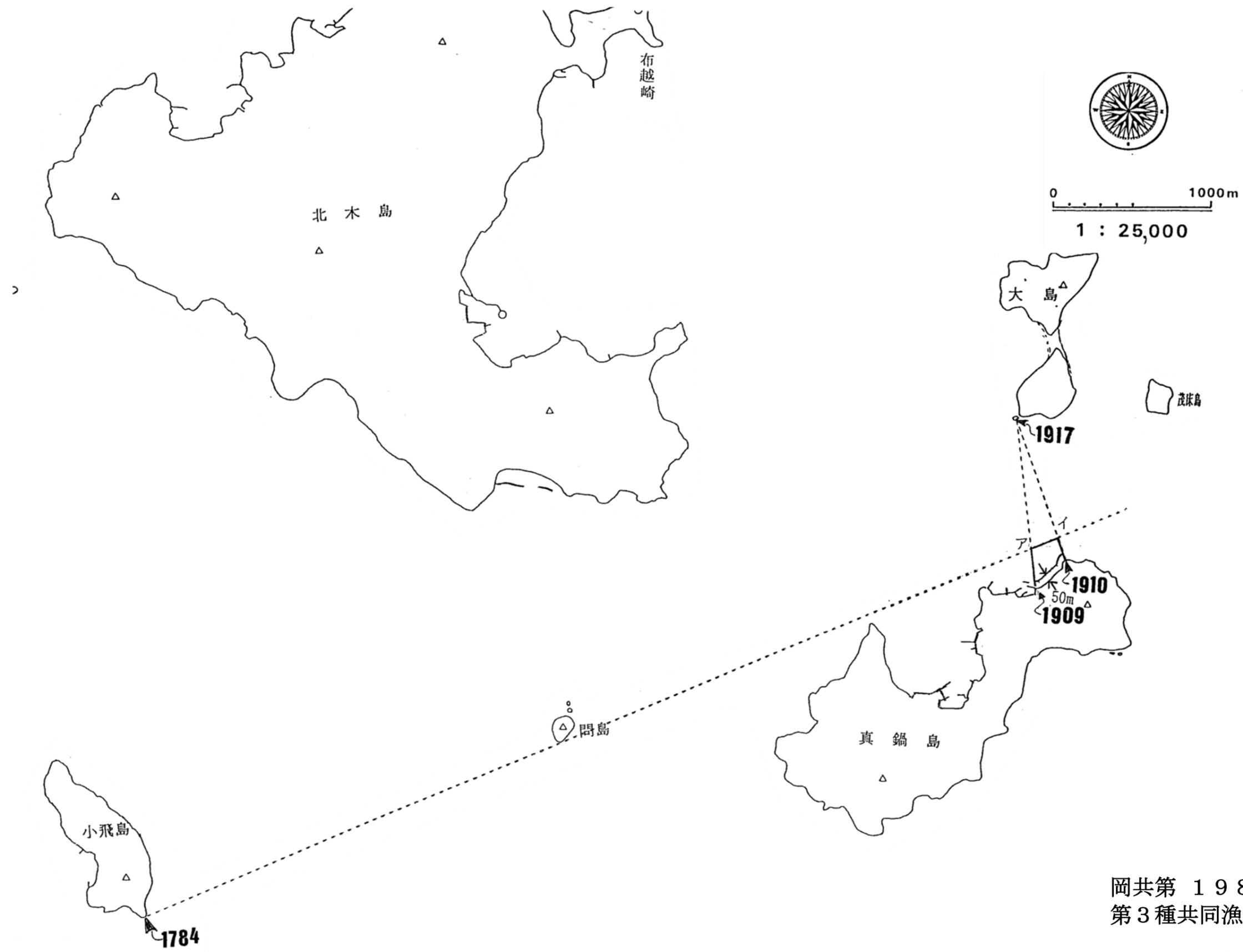
基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

点ア 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線  
と、基点第1909号から基点第1917号見通し線  
との交差点

点イ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線  
と、基点第1910号から基点第1917号見通し線  
との交差点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 198 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第199号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島東南地先

4 漁場の区域 基点第1911号、点ア及び基点第1912号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。

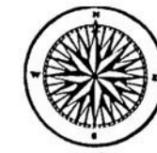
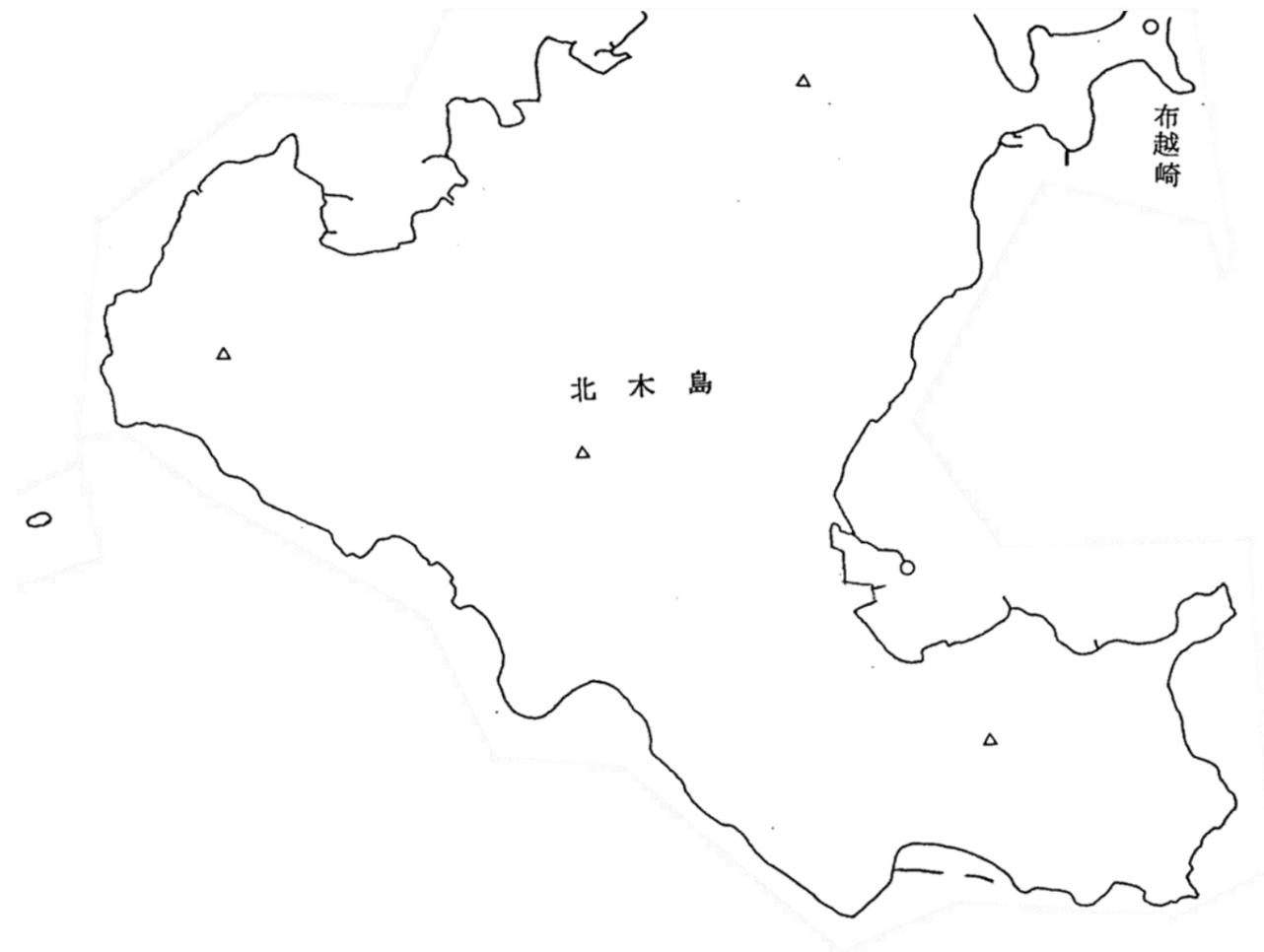
点の位置

基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第1912号 笠岡市真鍋島焼場の鼻南端に設置した標識

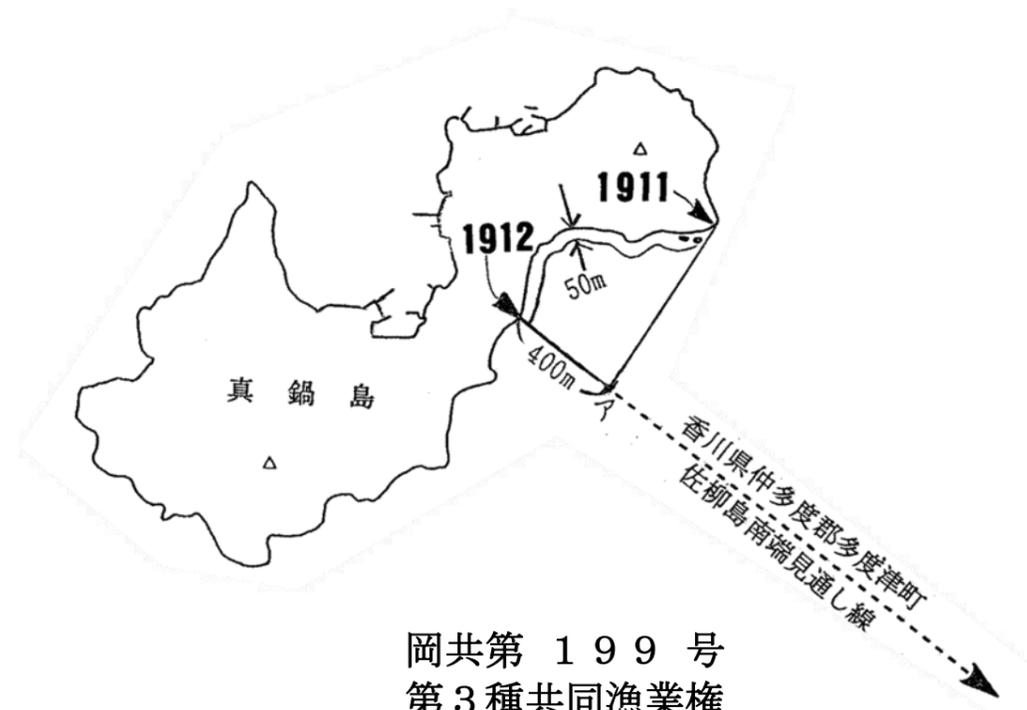
点ア 基点第1912号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島南端見通し線上基点第1912号から400メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 199 号  
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第200号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  
第3種共同漁業  
つきいそ漁業  
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 基点第1925号、点ア、イ及び基点第1925号の各点を  
順次結んだ3直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時  
海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1925号から笠岡市小飛島東端見通し線上  
基点第1925号から150メートルの点

点イ 基点第1925号から笠岡市真鍋島丸の鼻突端見通  
し線上基点第1925号から150メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島

問島

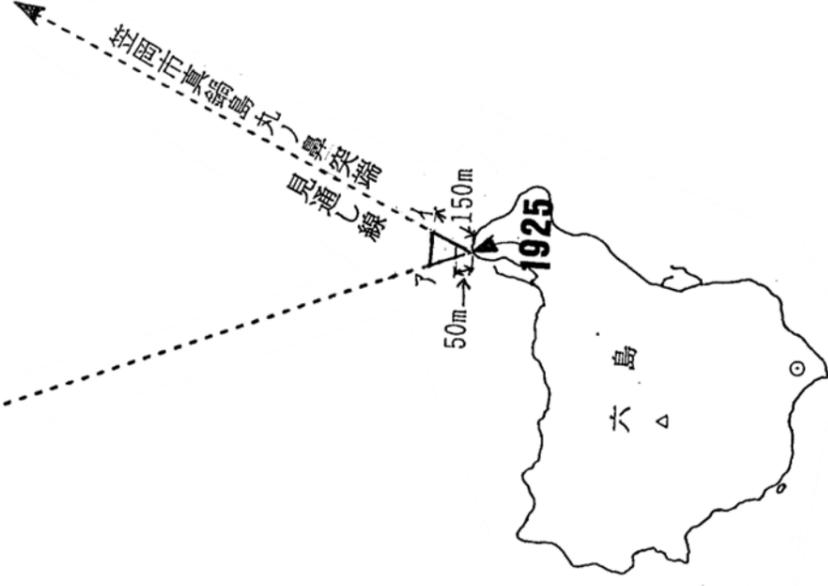


0 1,000 m

1 : 25,000



ハブ島



岡共第 200 号  
第 3 種共同漁業権